

芸術文化振興基金

令和 5 年度助成対象活動募集案内

舞台芸術・美術等の創造普及活動



- ☐ 現代舞台芸術創造普及活動（音楽・舞踊・演劇）
- ☐ 伝統芸能・大衆芸能の公開活動
- ☐ 美術の創造普及活動
- ☐ 多分野共同等芸術創造活動

《助成金交付要望書の提出期間》

令和 4 年 11 月 1 日(火)10:00 ～ 11 月 15 日(火)17:00

※助成金交付要望書受付システム（電子申請）にて受け付けます。

令和 4 年 9 月
独立行政法人日本芸術文化振興会

目 次

芸術文化振興基金の趣旨・目的	3
事務手続の流れ ～募集から助成金の支払まで～	4
助成制度の仕組み ～応募対象となる活動、助成金の額等～	6
応募対象となる活動／応募できる活動数／助成金の額／助成対象経費／助成制度の特徴	
芸術文化振興基金と舞台芸術創造活動活性化事業の違い	8
応募に当たっての留意事項	9
他の助成事業等への重複応募・重複助成／地方公共団体や民間の助成団体からの助成金等について／助成事業の公表／提出された情報の提供範囲・使用目的／暴力団等排除に関する誓約／不正行為等に係る処分／文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドライン（検討のまとめ）	
要望書の作成・提出に当たって	12
要望書の提出者／活動内容の記入に当たって／要望書作成・提出時の確認事項／提出方法・期間／お問合せ先	
審査の仕組み及び審査結果の通知	14
審査の仕組み／プログラムディレクター（PD）及びプログラムオフィサー（PO）の配置／審査基準／審査結果の通知	
採択決定（内定）後の手続	15
助成金交付に係る手続／助成対象活動の経理／関係書類の保管／会計調査／公演等調査／広報等への協力／シンボルマーク等の表示	
応募条件及び提出書類	
・ 現代舞台芸術創造普及活動（音楽・舞踊）	17
・ 現代舞台芸術創造普及活動（演劇）	38
・ 伝統芸能・大衆芸能の公開活動	58
・ 美術の創造普及活動	77
・ 多分野共同等芸術創造活動	93
関連資料	113

《要望書提出方法・期間》

「助成金交付要望書受付システム」より登録・アップロード（詳細はP. 13参照）

URL : <https://shinsei.ntj.jac.go.jp/shinsei/>

① 団体情報登録（申請者 ID 取得）

上の URL から登録できます。要望書提出の前にあらかじめ行ってください。

② 要望書提出（データ・添付書類のアップロード）

令和 4 年 11 月 1 日（火）10:00～11 月 15 日（火）17:00

※ 電子申請の詳細については、助成金交付要望書受付システム内の「利用手引」をご覧ください。
（<https://shinsei.ntj.jac.go.jp/shinsei/www/guide/manual.html>）



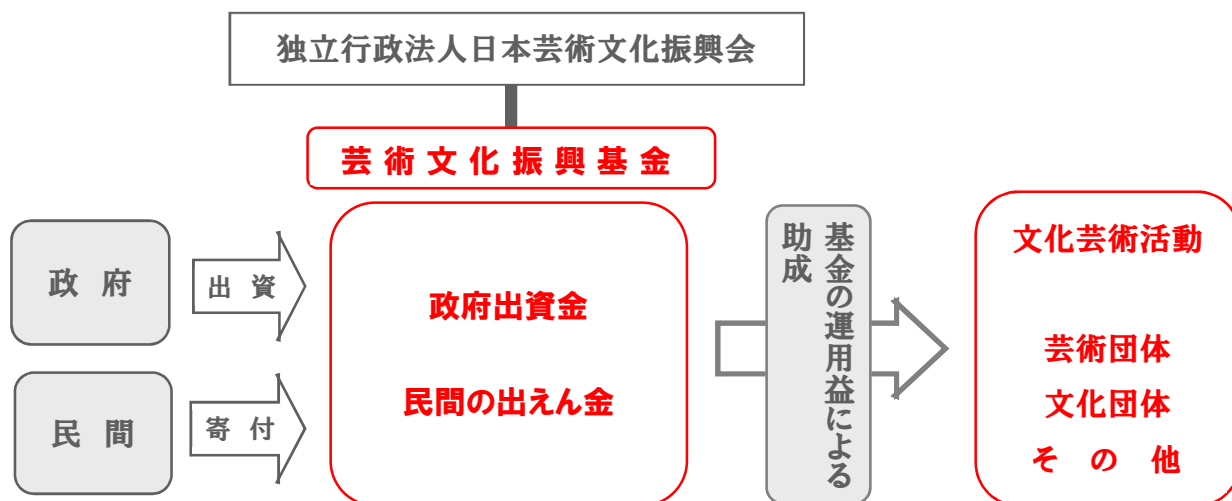
芸術文化振興基金の趣旨・目的

本事業は、すべての国民が芸術文化に親しみ、自らの手で新しい文化を創造するための環境の醸成とその基盤の強化を図ることを目的に、政府からの出資金、民間からの出金を原資とした運用益により、芸術文化活動に対して支援を行うものです。

「舞台芸術・美術等の創造普及活動」の支援区分においては、自由で多様な文化芸術の創造・普及を推進し、文化芸術活動の活性化、発展を図ることを目指し、運営基盤が必ずしも十分ではない芸術団体の活動や採算性の望めない活動等にも配慮しつつ、特に以下のような活動に対して支援を行います。

- 優れた実績や豊かな将来性を有する芸術家及び芸術に関する団体の優れた芸術の創造・普及活動
- 芸術文化の新たな局面を切り開く先駆的な創造活動

芸術文化振興基金の仕組み



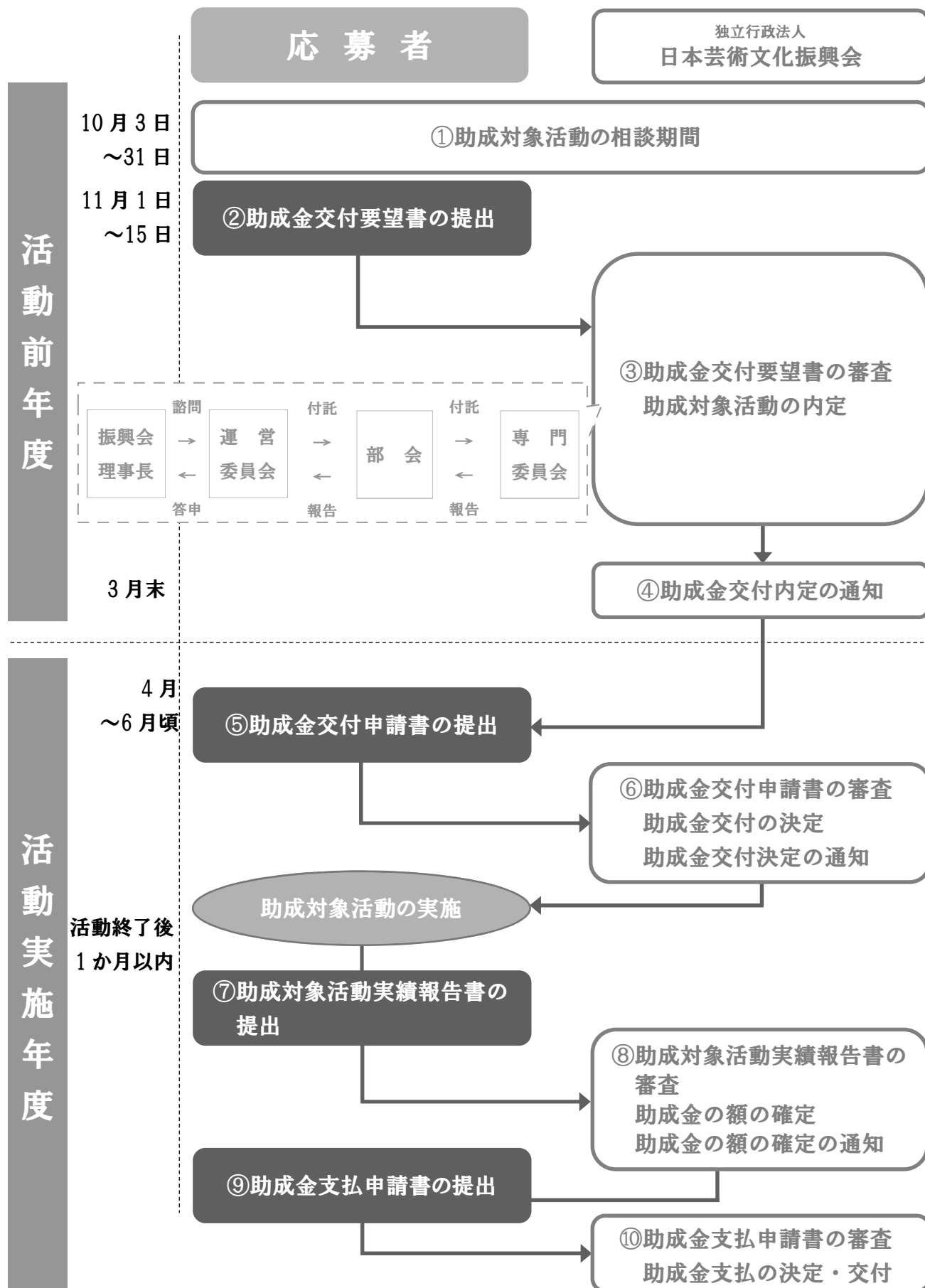
令和4年度芸術文化振興基金 助成対象分野別採択状況（令和4年3月31日公表資料より）

助成対象分野	応募件数(件)	採択件数(件)	助成金交付予定額(千円)
現代舞台芸術創造普及活動	553	169	408,500
音楽	133	38	124,500
舞踊	76	20	48,000
演劇	344	111	236,000
伝統芸能の公開活動	69	16	38,000
美術の創造普及活動	39	7	9,500
多分野共同等芸術創造活動	39	12	14,000
合計	1,253	373	878,500

◎過去の助成事業事例を振興会ウェブサイトで紹介しています。

(<https://www.ntj.jac.go.jp/kikin/about/1865.html>)

事務手続の流れ ～募集から助成金の支払まで～



項 目	時 期	内 容
①助成対象活動の相談期間	令 和 4 年 1 0 月 3 日 ～ 1 0 月 3 1 日	助成対象活動の募集は、原則として年に 1 回、公募により行います。 助成金の交付の対象となる活動（以下「助成対象活動」という。）や応募手続についてはウェブサイトでご案内します。 お電話やメールに加えて、オンラインでのご相談も可能です。
②助成金交付要望書の提出	1 1 月 1 日 ～ 1 1 月 1 5 日	定められた期日までに、電子申請により助成金交付要望書を提出してください。
③助成金交付要望書の審査 助成対象活動の内定	1 2 月 ～ 令 和 5 年 3 月 下 旬	提出された助成金交付要望書の内容を審査し、助成対象活動及び交付しようとする額を内定します。
④助成金交付内定の通知	3 月 末	助成対象活動に内定した団体（以下「内定者」という。）に対して交付内定通知書により通知します。不採択となった団体に対しても審査結果を通知します。
⑤助成金交付申請書の提出	4 月～6 月頃 所 定 の 期 間 内 に 速 や か に	内定者が内定を受諾した場合、助成金交付申請書を提出してください。
⑥助成金交付申請書の審査 助成金交付の決定 助成金交付決定の通知	申 請 書 の 受 理 後 速 や か に	助成金交付申請書の内容を審査し、助成金を交付すべきと認めたときは、内定者に交付決定通知書により通知します。
⑦助成対象活動実績報告書の提出	活 動 終 了 後 1 か 月 以 内	助成対象活動終了後 1 か月以内に助成対象活動実績報告書を提出してください。
⑧助成対象活動実績報告書の審査 助成金の額の確定 助成金の額の確定の通知	実 績 報 告 書 提 出 後	助成対象活動実績報告書の内容を審査し、適正に活動が終了したと認められるときは、助成金の額を確定し、確定通知書により通知します。
⑨助成金支払申請書の提出	額 の 確 定 の 通 知 受 取 後	額の確定の通知を受けた助成対象者は、助成金支払申請書を提出してください。
⑩助成金支払申請書の審査 助成金支払の決定・交付	助 成 金 支 払 申 請 書 提 出 後	助成金支払申請書の審査の後、助成対象者に対して助成金を交付します。

助成制度の仕組み ～応募対象となる活動、助成金の額等～

応募対象となる活動

令和5年4月1日から令和6年3月31日の期間に日本国内で実施される、以下の活動区分（分野・ジャンル）に該当する自ら主催して行う活動が応募対象となります（年度をまたぐ活動は対象となりません）。詳しくは、応募条件及び提出書類のページ（P. 17以降）を参照してください。

活動区分		ジャンル
1. 現代舞台芸術 創造普及活動	音楽	オーケストラ オペラ 室内楽※ 合唱※ 吹奏楽 等 (※室内楽及び合唱については古楽も含む。)
	舞踊	バレエ 現代舞踊 舞踏 民族舞踊 等
	演劇	現代演劇 児童演劇 人形劇 ミュージカル 等
2. 伝統芸能・大衆芸能の 公開活動		雅楽 声明 古典演劇（能楽 人形浄瑠璃 歌舞伎） 組踊 邦楽 邦舞 落語 講談 浪曲 漫才 奇術 太神楽 等
3. 美術の創造普及活動		美術（絵画、彫刻、インスタレーション、写真、工芸、書等） デザイン 建築 メディア芸術（漫画、アニメーション、メディア・ア ート等） 等展示
4. 多分野共同等芸術創造活動		(1) 異なる芸術分野の芸術家や芸術団体等が共同して制作する活動 (2) 特定の芸術分野に分類することが困難な活動

次に掲げるような活動形態の場合には、一つの活動として取り扱います。

- 特定の出演者等が、特定の演目について、原則として同一の場所で数回にわたって公演する場合。
- 特定の出演者等が、特定の演目について、各地を巡回して公演する場合。
- オーケストラ、室内楽団、合唱団等が定期的に行う演奏会、演芸等の定席公演等。

（注）アマチュア等の文化団体が主催する活動については、別に募集する地域の文化振興等の活動「アマチュア等の文化団体活動」に応募してください（芸術文化振興基金助成対象活動募集案内ー地域の文化振興等の活動ー参照）。

応募できる活動数

同一の芸術分野に応募できる活動数は、1団体につき1活動です。また、一つの活動を複数の分野・活動区分に重複応募することはできません。

なお、異なる芸術分野や活動区分に別の活動を応募する場合は、1団体2活動を上限とします。

（例）【現代舞台芸術創造普及活動】音楽分野に2活動 ×

【現代舞台芸術創造普及活動】音楽分野に1活動、【多分野共同等芸術創造活動】に1活動 ○

【現代舞台芸術創造普及活動】音楽分野に1活動、【現代舞台芸術創造普及活動】舞踊分野に1活動 ○

助成金の額

助成金の額は、活動の規模及び助成対象経費（選択制）の合計額に応じて定額になります。詳しくは、各活動区分、芸術分野のページを参照してください。

助成対象経費

活動の支出予算に計上できる経費を、「助成対象経費」といいます。「助成対象経費」は、申請する活動の実施に直接的に係る経費で、その性質に照らして助成を行うことが適当であると認められる経費です（助成対象経費の項目は以下のとおりとなります。）。

また、助成対象経費は、**令和5年度（2023年4月1日～2024年3月31日）に自ら支払った経費であることが証拠書類（銀行振込明細書等）により確認できることが必須条件となります。**

※ 申請活動の実施に必要な経費であっても、経費の性質上、助成対象とならない経費があります。

※ 申請活動の実施に必要な経費であっても、活動前年度まで（2023年3月31日以前）に支払う経費は計上できません（会場費の前払いや早期に制作する広告宣伝物等に係る経費にご注意ください。）。

※ 申請者（助成対象団体）名と異なる名義で支払われる経費は、原則として計上できません。

○ 助成対象経費の項目

【現代舞台芸術創造普及活動（音楽・舞踊）】（P. 22～23）

【現代舞台芸術創造普及活動（演劇）】（P. 44）

【伝統芸能・大衆芸能の公開活動】（P. 63）

出演費、音楽費、文芸費、会場費、舞台費、運搬費、謝金、旅費、宣伝・印刷費、記録・配信費、感染症対策費（上記経費の合計額の10%が上限）

【美術の創造普及活動】（P. 82）

作品料、企画制作費、会場費、設営・運搬費、謝金、旅費、宣伝・印刷費、記録・配信費、感染症対策費（上記経費の合計額の10%が上限）

【多分野共同等芸術創造活動】（P. 98）

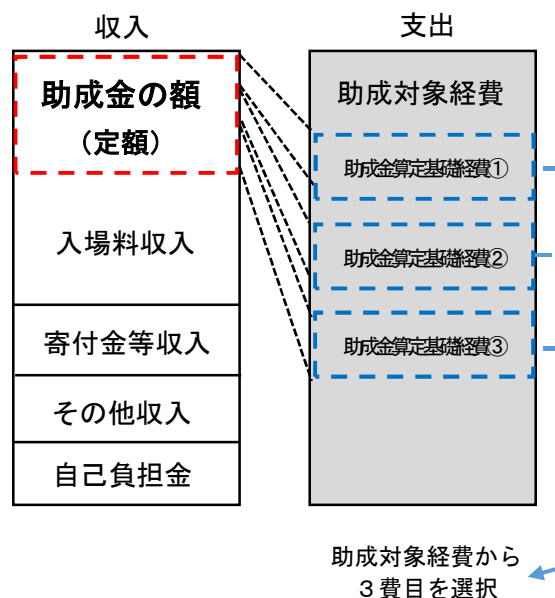
作品料、出演費、音楽費、文芸費、会場費、舞台費、運搬費、謝金、旅費、宣伝・印刷費、記録・配信費、感染症対策費（上記経費の合計額の10%が上限）

助成制度の特徴

公演の規模と助成対象経費のうちから3つ選択した費目（助成金算定基礎経費）の合計額に応じて、収入の額に関わらず定額で助成を行います。

条件となる公演の規模や応募できる助成金の額（定額）は、活動区分、芸術分野によって異なりますので、それぞれの該当ページをご覧ください。

- | | |
|-----------------------|-------|
| ○ 現代舞台芸術創造普及活動（音楽・舞踊） | P. 19 |
| ○ 現代舞台芸術創造普及活動（演劇） | P. 40 |
| ○ 伝統芸能・大衆芸能の公開活動 | P. 60 |
| ○ 美術の創造普及活動 | P. 79 |
| ○ 多分野共同等芸術創造活動 | P. 95 |



芸術文化振興基金と 舞台芸術創造活動活性化事業の違い

異なる活動であっても、同一団体が両方の事業に重複して応募することはできませんので、ご注意ください。

 芸術文化振興基金 （舞台芸術・美術等の創造普及活動）	項目	 舞台芸術創造活動活性化事業
【現代舞台芸術創造普及活動（音楽・舞踊・演劇）】 令和元年１１月１６日～令和４年１１月１５日の３年間に、応募分野において国内で主催の有料公演を１回以上実施していること。 【伝統芸能・大衆芸能】【美術】【多分野】 過去に応募分野において国内で主催公演・展示（伝統芸能・大衆芸能は有料）を実施していること。	実績要件	直近３か年に応募分野に係る主催の有料公演を国内で一定数以上実施していること。
出演費や会場費等の 公演本番に必要な経費 （ <u>選択した３費目</u> への助成）	助成対象となる経費	稽古費、音楽費、文芸費等の公演初日の本番前までの創造活動に必要な経費 （伝統芸能・大衆芸能は例外あり）
公演の規模と３つ選択した助成対象経費（助成金算定基礎経費）の合計額に応じて定額助成	助成金の額	助成対象経費の合計額 を上限とし、審査により助成金の額を決定
収入 助成金の額 入場料収入 寄付金等収入 その他収入 自己負担金 支出 助成対象経費 助成金算定基礎経費① 助成金算定基礎経費② 助成金算定基礎経費③ 助成対象経費から ３費目を選択	助成制度の特徴	収入 助成金の額 入場料収入 寄付金等収入 その他収入 支出 助成対象経費 稽古費・音楽費・文芸費等 助成対象と ならない経費 出演費等 創造部分 公演部分 「複数年計画支援」「公演事業支援（一般枠）」「公演事業支援（ステップアップ枠）」の３つの助成形態がある。
政府からの出資金、民間からの出えん金を原資とした運用益を財源に当振興会が実施	財源	文化庁の文化芸術振興費補助金を財源に当振興会が実施

応募に当たっての留意事項

他の助成事業等への重複応募・重複助成

(1) 当振興会の助成事業への重複応募

同一の活動（一定期間に同一会場、同一内容等で実施される活動）について、本事業と当振興会が行う他の助成事業との重複応募はできません。

【当振興会が行う助成事業の例】 ※ 変更や追加等が発生する場合があります。

- 舞台芸術創造活動活性化事業（注1） ○ 劇場・音楽堂等機能強化推進事業
- 国際芸術交流支援事業 ○ 芸術文化振興基金の他の活動区分（注2）

（注1）令和5年度活動募集以降、異なる活動であっても、同一団体は芸術文化振興基金助成事業の支援区分「舞台芸術・美術等の創造普及活動」と舞台芸術創造活動活性化事業のいずれか一つにしか応募できません。

（注2）異なる活動であっても、同一団体が芸術文化振興基金の「アマチュア等の文化団体活動」と「舞台芸術・美術等の創造普及活動」に重複して応募することはできません。

※ 「日本博を契機とする文化資源コンテンツ創生事業」に係る委託事業・補助事業については、例外的に重複応募は可能ですが、重複して助成を受けることはできません。

(2) 文部科学省・文化庁の補助事業等への重複助成

文部科学省・文化庁からの補助金や国の行政機関の委託費等が支出される事業への重複応募は可能ですが、それらの事業に採択された場合は、芸術文化振興基金から重複して助成を受けることはできません（助成の対象となる経費が重複しない場合についても同様です）。

該当する事業の例は以下のとおりです（変更や追加等が発生する場合があります）。

【文部科学省・文化庁の補助事業の例】 ※ あくまでも一例です。変更や追加等が発生する場合があります。

- 文化芸術による子供育成推進事業 ○ 次代の文化を創造する新進芸術家育成事業
- 文化芸術創造拠点形成事業
- 大規模かつ質の高い文化芸術活動を核としたアートキャラバン事業 等

※ 詳しくは文化庁ウェブサイト（<https://www.bunka.go.jp/index.html>）をご覧ください。

文部科学省・文化庁の補助事業等と重複応募する場合は、要望書個表の所定の欄に明記してください。

要望書提出後に、重複応募することが決定した場合には、その旨を速やかに連絡してください。

なお、文部科学省・文化庁の後援名義の使用許可のみを受ける活動は助成の対象となります。

(3) 共同で主催する別の団体からの重複応募・重複助成

共同で主催する別の団体が文部科学省・文化庁や当振興会からの補助金や国の委託費等を受ける場合についても、日程、会場及び内容が重複する活動は助成の対象とはなりません（助成の対象となる経費が重複しない場合についても同様です）。

（例）重複応募にあたる事例

同一の活動について、主催者の実演団体が基金〔現代舞台芸術創造普及活動（演劇）〕に、共催者のホールが補助金〔劇場・音楽堂等機能強化推進事業（地域の中核）〕に応募。

地方公共団体や民間の助成団体からの助成金等について

地方公共団体の補助金・助成金等や、民間の助成団体からの助成金、企業からの協賛金等の交付を受ける活動は助成の対象となりますが、要望書の所定の欄に必ずその旨を記入してください。ただし、他の助成金等により特定の経費が賄われる場合（例：会場費の全額助成）は、当該経費を重複して本助成金の助成対象経費とすることはできません。

助成事業の公表

本助成事業の一覧（事業、団体の名称）を公表するほか、事業概要、助成金交付額及び実績報告についても公表することがあります。

提出された情報の提供範囲・使用目的

当振興会に提出された要望書に記載された情報（個人情報を含む）は、当振興会において、以下の目的の範囲で使用するほか、文化庁事業の広報等を目的として文化庁にも提供されます。

- ① 助成事業の適正な執行のために必要な連絡
- ② 事業活動状況等を把握するための調査（事業終了後のフォローアップ調査を含みます。）
- ③ その他助成事業の遂行

暴力団等排除に関する誓約

助成金交付要望書の提出にあたっては、活動の実施期間内及び完了後の将来にわたって、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他の反社会的勢力（以下、「暴力団等」という。）に、団体あるいはその構成員が該当あるいは関与するものでないこと、事業内容等に法令に違反する行為がないこと、その他助成金の交付を受ける団体として不適当な行為を行う者でないことを誓約いただきます。

不正行為等に係る処分

経費の虚偽申告や過大請求等による助成金の受給等の不正行為を行った場合には、交付決定の取消し、助成金の全部又は一部の返還、加算金の納付、不正内容の公表、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（補助金適正化法）の罰則が課されることがあります。

なお、助成金の要望等に不正の事実があり交付内定や交付決定の取消しとなった場合や助成金を不正に支出し交付決定の取消しとなった場合は5年間、調査等を正当な理由なく拒否等し交付決定の取消しとなった場合は2年間、それぞれ応募することができません。詳しくは助成金交付要綱をご覧ください。

また、助成対象団体が団体として重大な違法行為を行った場合や、助成対象活動に出演するキャスト又は制作に関わるスタッフ等が犯罪などの重大な違法行為を行った場合には、「公益性の観点」から助成金の交付内定や交付決定の取消しを行うことがあります。

助成金の不正受給防止については、文化庁において、「芸術文化に係る補助金等の不正防止に関するまとめ」がとりまとめられています。併せてご参照ください。

【芸術文化に係る補助金等の不正防止に関するまとめ】

https://www.bunka.go.jp/seisaku/geijutsubunka/pdf/h24_hojokin_fusei_matome.pdf

文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドライン（検討のまとめ）

文化庁において、文化芸術の担い手である芸術家等が安心・安全な環境で業務に従事できるよう、外部有識者による「文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けた検討会議」が開催され、その検討結果が令和4年7月に「文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドライン（検討のまとめ）」として公表されております。

事業の実施に当たっては、これを参考に、契約の書面化や取引の適正化等に努めていただきますようお願いいたします。

【文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドライン（検討のまとめ）】

https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/hodohappyo/93744101.html

要望書の作成・提出に当たって

要望書の提出者

要望書の提出は、**助成金の交付を受けようとする活動を実施する主催者（当該活動の資金面での責任を持つ者）**が行ってください。一つの活動が複数の主催者（共催）により実施される場合でも同様に、当該活動を統括する者が要望書を提出してください（資金面での責任を負っていない制作会社等は主催者となりません）。

複数の団体が構成される実行委員会等の形式の場合、実行委員会等の中核となる団体が要望書を作成し提出してください。なお、要望書提出後に主催者を変更することはできません。

また、**チラシ、プログラム等の印刷物に当該活動の主催者であることの明記**が必要です。

活動内容の記入に当たって

応募時に提出した要望書に基づいて審査が行われますので、提出後変更が生じることのないよう、活動内容について十分検討の上、作成してください。**毎年、活動内容が「未定」のものや記入内容が不十分なものが見受けられます。**見込み段階の内容や状況、今後の活動内容の決定過程等を可能な限り記載してください。特に、**企画意図の記述が抽象的で不明確な活動は、審査基準に照らして不採択となる可能性がありますので、必要事項を具体的、かつ、簡潔に記入**するようにしてください。

また、助成金交付内定後に助成対象活動の内容や助成対象経費に重大な変更が生じた場合には、採択した活動とは同一のものとは認められず、交付要綱等に基づき助成金の交付ができないことや助成金の減額を行うことがありますので、要望書作成段階から詳細な計画立案に努めてください。

要望書作成・提出時の確認事項

要望書の提出に当たっては、事前に以下の項目を必ず確認してください。

- (1) 要望書は**所定の受付期間に、電子申請（助成金交付要望書受付システム）**により受け付けます。
要望書以外の必要提出書類については、分野ごとの提出書類のページでご確認ください。**その他の方法による提出（紙媒体による要望書の郵送、メール送付、FAX 等）は原則として認められません。**また、**受付期間を過ぎての提出は一切認められません。**
- (2) 要望書は定められた様式を当振興会のウェブサイトからダウンロードして使用してください。
(<https://www.ntj.jac.go.jp/kikin/grant/applicant/download01.html>)
 - ・ 要望書様式は分野によりそれぞれ異なります。応募しようとする分野の様式を使用してください。
 - ・ 昨年度募集時とは様式に変更がありますので、必ず令和5年度用のものを使用してください。
 - ・ **適切でない様式で提出された場合、受付ができない場合があります。**
- (3) 一旦提出された書類については修正や再提出を行うことはできません。また、基本的に当振興会から補正を求めることはしませんので、書類の作成に当たっては、不備のないよう注意してください。
印刷すると文字が見切れてしまうものが見受けられますので、提出前に印刷をするなど、適切に書類が作成されているかを確認してください。
 - ・ **不備や空欄の多い状態で提出された要望書は、受付ができない場合があります。**
- (4) 提出した要望書様式等については、必ずデータ提出した原本を保管するようにしてください（P. 15「関係書類の保管」参照）。なお、提出された要望書様式等は返却、差し替え等はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

提出方法・期間

助成金交付要望書受付システム (<https://shinsei.ntj.jac.go.jp/shinsei/>)

提出受付期間 令和4年11月1日(火)10:00～11月15日(火)17:00

① 団体情報登録(申請者ID取得)

助成金交付要望書受付システム「申請者情報登録」から、団体情報を登録してください。

要望書の提出には団体情報の登録時に設定した申請者IDとパスワードが必要です。

上記要望書受付期間にかかわらず、随時行うことができますので、予め行うことをお勧めします。

※令和4年度以前の応募時に団体情報を登録している場合は、再度登録する必要はありません。

※パスワードを忘れた場合は、申請者IDとメールアドレスから再設定が可能です。申請者ID、パスワード、メールアドレスがいずれも不明な場合は、新たに団体情報を登録してください。

※登録済みの団体情報、申請者ID、パスワードに関するお問合せには一切お答えいたしかねます。

※登録済みの団体情報に変更がある場合は、「申請者情報変更」にて最新の情報に変更してください。

② 要望書提出(要望書データ及び必要書類・添付資料のアップロード)

助成金交付要望書受付システムから要望書データおよびその他必要書類をアップロードしてください。

提出書類及びアップロード方法については、各活動区分のページを参照してください。

※受付期間を過ぎての提出はできません。

※提出期間最終日はサーバーの混雑が予想されますので、期日に余裕を持ってご提出ください。

※データの送信が適切に終了すると、確認メールが届きます。メールが届かない場合には、処理が正常に終了していない可能性がありますので、メールの到達を必ず確認してください。

※電子申請の詳細については、システム内の「利用手引」をご覧ください。

(<https://shinsei.ntj.jac.go.jp/shinsei/www/guide/manual.html>)

お問合せ先

要望書の記入等についてご不明な点があれば、電話またはe-mailにてご相談ください。オンラインによる応募相談も承ります(ウェブサイトから要事前予約)。令和4年10月31日(月)まで受け付けます。

<音楽・舞踊・演劇・伝統芸能・大衆芸能・多分野>

【 住 所 】	〒102-8656 東京都千代田区隼町4-1 独立行政法人日本芸術文化振興会 基金部 芸術活動助成課		
【 電 話 番 号 】	音 楽	03-3265-6077、6213	
	舞 踊	03-3265-6192、6305	
	演 劇	03-3265-6045、6365	
	伝統芸能・大衆芸能	03-3265-6394、6338	
	多 分 野	03-3265-6045、6178	
【 e - m a i l 】	geijutsu-nt@ntj.jac.go.jp（芸術活動助成課）		
【 F A X 】	03-3265-7474		
【問合せ時間】	午前10時～午後5時（土・日・祝を除きます。）		

<美術>

【 住 所 】	〒102-0092 東京都千代田区隼町2-13 US半蔵門ビル8階 独立行政法人日本芸術文化振興会 基金部 地域文化助成課		
【 電 話 番 号 】	美 術	03-5213-4175	
【 e - m a i l 】	chiiki-nt@ntj. jac. go. jp（地域文化助成課）		
【 F A X 】	03-3511-3454		
【問合せ時間】	午前10時～午後5時（土・日・祝を除きます。）		

審査の仕組み及び審査結果の通知

審査の仕組み

応募のあった活動については、当振興会理事長から運営委員会へ助成対象活動の採択について諮問を行います。これを受けて運営委員会から部会へ、さらに専門委員会へと順次調査審議の付託が行われます。

専門委員会においては、審査基準に基づき、分野ごとに審査方法が定められた上で、付託された調査審議について、専門委員による書面審査及びその結果に基づく合議審査が行われ、助成対象活動の選定が行われます。

専門委員会での審査結果をもとに、各部会では採択すべき助成対象活動及び助成金の額について審議が行われ、この結果が運営委員会に報告されます。

これを受けて運営委員会では慎重な審議が行われ、当該年度の助成対象活動と助成金の額が決定され、当振興会理事長に答申されます。

プログラムディレクター（PD）及びプログラムオフィサー（PO）の配置

『文化芸術の振興に関する基本的な方針（第3次基本方針）』（平成23年2月8日閣議決定）において、「文化芸術への支援策をより有効に機能させるため、独立行政法人日本芸術文化振興会における専門家による審査、事後評価、調査研究等の機能を大幅に強化し、諸外国のアーツカウンシルに相当する新たな仕組みを導入することとされました。

また、『文化芸術推進基本計画（第1期）』（平成30年3月6日閣議決定）においては、「独立行政法人日本芸術文化振興会において、文化芸術の支援策をより有効に機能させるため、専門家による助言、審査、事後評価・調査研究等（アーツカウンシル機能）の地域との連携・強化を図る」とこととされました。

これらに基づき、当振興会では、助成事業がより一層有効・適切に実施されるよう、音楽、舞踊、演劇、伝統芸能・大衆芸能の4分野において、プログラムディレクター（PD）、プログラムオフィサー（PO）を配置し、その専門的な知見を生かして、助言、審査、事後評価及び調査研究等の充実に取り組んでいます。

PD・POは、芸術団体から応募のあった各活動について、内容や経費について調査・分析を行い、審査を行う運営委員会に対し、専門的な視点から情報提供を行うほか、芸術団体との意見交換や芸術団体への助言等も行っています。

PD・POへのお問合せ先は以下のウェブサイトを参照してください。

(<https://www.ntj.jac.go.jp/kikin/artscouncil/roster.html>)

審査基準

審査基準は助成対象活動に係る審査・公演等調査の全てにおいて重要な事項になりますので、各活動区分の「審査基準」を必ずご確認ください。

審査結果の通知

応募された活動の審査結果については、採否にかかわらず令和5年3月末を目途に文書により通知します。

採択決定(内定)後の手続

助成金交付に係る手続

(1) 助成金交付申請書の提出（令和5年4月～6月頃）

採択の決定（助成金の交付内定）を受けた団体が、これを受諾した場合には、助成金交付申請書を所定の期間内に当振興会に提出する必要があります。当振興会は、申請書の内容を審査し、助成金を交付すべきと認めたときは助成金の交付決定をし、交付決定通知書により当該団体に通知します。

(2) 助成対象活動実績報告書の提出（助成対象活動終了後1か月以内に提出）

助成金の交付決定を受けた団体は、助成対象活動完了後、原則として1か月以内に助成対象活動実績報告書（以下「実績報告書」という。）を当振興会に提出する必要があります。

実績報告書を提出する際には、助成対象経費から選択した3つの費目（助成金算定基礎経費）に係る請求書、契約書、銀行振込明細書及び領収書等、実際に経費を支払ったことが確認できる証拠書類の写しを併せて提出する必要があります。

当振興会は、実績報告書の内容を審査し、助成金の交付決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めたときは、助成金の額を確定し、助成金の額の確定通知書により当該団体に通知します。

(3) 助成金の交付

助成金の額の確定後に、助成対象団体名義の口座に銀行振込にて行います（個人の口座は原則不可）。なお、一定の要件を満たす活動については概算払が利用可能です。

助成対象活動の経理

(1) 助成を受ける団体や芸術家個人が責任を持って経理処理を行い、その証拠書類（請求書、契約書、銀行振込明細書及び領収書等）は必ず保管してください。実績報告書を提出する際には、助成対象経費から選択した3つの費目（助成金算定基礎経費）の証拠書類の写しを併せて提出していただきますが、3費目以外の経費に係る証拠書類も、必ず保管してください。次頁記載の会計調査の際には、提出いただいた3費目以外の経費に係る証拠書類も確認します。

(2) 適正な会計経理のために、出入金の際は、各科目に関する出納を明らかにする帳簿（現金出納帳簿等）を作成し漏れなく記入してください。支払先、支払目的、日付、金額を正確に記入してください。

(3) 各費目に計上された経費の支払いは原則として助成対象団体名義の口座で銀行振込により行ってください。現金での支払いは極力避けてください。現金で支払う場合は、宛名（主催者団体名）、金額、日付、支払目的、署名（又は押印）の記載のある領収書を受領し、現金出納帳簿に必ず記入してください。

(4) 経理担当者と監査担当者を別に置き、団体内において相互にチェックが働く体制を整えてください。

(5) その他、税理士や公認会計士等による外部監査を導入するなどにより、経理処理の透明化を図ってください。

関係書類の保管

助成を受けた団体は、助成金交付に関する一連の通知、関係する帳簿、関係書類及び銀行振込明細書等の証拠書類等を、助成金の交付を受けた年度の終了後5年間保存しなければなりません。当振興会に提出した書類についても、必ず控え（データ提出の場合はその原本）を保管してください。関係書類が保管されていない場合は、交付決定を取り消すとともに、助成金の返還を求めることがあります。

会計調査

助成対象活動について、当振興会の職員が団体を訪問して助成対象活動の収入・支出（助成対象外経費を含む）に関する帳簿及び関係書類等の調査を行うことがあります。また、本助成事業は国からの出資金を財源に実施していることから、助成対象活動は会計検査院による検査の対象となります。

公演等調査

助成対象活動について、当振興会の職員等が公演等の調査を行うことがあります。

広報等への協力

助成を受ける団体には、当振興会の活動に関する広報協力を依頼することがありますのでご協力をお願いします。

シンボルマーク等の表示

助成金交付内定を受けた活動については、当該活動の実施に際して作成するチラシ、ポスター、プログラム等に、必ず「芸術文化振興基金シンボルマーク」と「芸術文化振興基金助成事業」の文字を表示してください。

表示は必ず交付内定（令和5年3月末を予定）後に行ってください。令和5年度当初に活動を実施する場合等、スケジュールの都合により印刷物への表示が難しいときは、ウェブサイトや公演当日配布物等の交付内定後に対応可能なものに対して表示を行ってください。

画像データは当振興会のウェブサイトからダウンロードしてください。

(<https://www.ntj.jac.go.jp/kikin/21956.html>)

※ シンボルマークと「芸術文化振興基金助成事業」の文字の色彩は同一とし、原則として下記色彩番号の色彩、黒色又は白色を使用してください。

○ 色彩番号 D I C 1 8 5（青）

○ 色彩番号 D I C 1 5 7（赤）

○ 色彩番号 D I C 2 4 5（緑）



<表示例>



芸術文化振興基金



芸術文化振興基金助成事業



芸術文化振興基金助成事業



Supported by
Japan Arts Fund

芸術文化振興基金



Japan Arts Fund



* シンボルマークと「芸術文化振興基金助成事業」の文字は、離れて掲載されても問題ありません。



芸術文化振興基金シンボルマークについて

芸術を限らないパワーで、力強く未来に向かって育成する。このイメージをARTの頭文字のAと、無限大の記号というエレメントで構成したシンボルマークです。

色彩は新しい時代の知性と、深い伝統の心を温かいブルーで表現しました。

福田繁雄（グラフィック・デザイナー）

応募条件及び提出書類

～現代舞台芸術創造普及活動(音楽・舞踊)～

助成の対象となる活動

優れた実績や豊かな将来性を有する芸術団体が現代舞台芸術の創造・普及を目的として、自ら主催して実施する、以下に掲げる分野の公演等を助成の対象とします。

- (1) 音楽分野・・・オーケストラ、オペラ、室内楽*、合唱*、吹奏楽等の公演
(*室内楽及び合唱には古楽を含みます。)
- (2) 舞踊分野・・・バレエ、現代舞踊、舞踏、民族舞踊等の公演

(注) アマチュア等の文化団体が主催する活動については、別に募集する地域の文化振興等の活動「アマチュア等の文化団体活動」に応募してください(芸術文化振興基金助成対象活動募集案内ー地域の文化振興等の活動ー参照)。

助成の対象となる者

現代舞台芸術の創造・普及に係る活動を行うことを主たる目的とする我が国の芸術団体等で、次の(1)～(4)のいずれかに該当し、かつ、以下の実績要件を充たすものとします。

- (1) 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人
- (2) 特定非営利活動法人(NPO法人)
- (3) 上記(1)(2)以外の法人格を有する団体であって、原則として一定数以上の対象分野の実演家を擁する団体又は劇場施設を有する団体
- (4) 法人格を有しない団体(任意団体)の場合は、次の要件をすべて充たしていること
 - ア 主たる構成員が実演家又は芸術団体であること
 - イ 定款に類する規約等を有し、次のウ～オについて明記されていること
 - ウ 団体の意思を決定し、執行する組織が確立されていること
 - エ 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること
 - オ 団体活動の本拠としての事務所を有すること
 - カ 令和4年11月1日現在、団体設立後1年以上の芸術活動実績を有すること

実績要件

令和元年11月16日～令和4年11月15日の3年間に、応募分野において日本国内で自ら主催する有料の公演を1回以上実施していることが要件になります(提出された実績資料で確認します。)。応募団体が企画・制作した公演であっても、応募団体が主催していないもの(第三者から依頼を受けて行った公演等)は、実績に含みません。

なお、令和2年2月1日～令和4年11月15日の間に実施を予定し、新型コロナウイルス感染症の影響により中止された公演については、開催実績として算入することができます(実績は、提出された実績資料(チラシや企画書等)で確認します。)

応募できない活動

以下の活動は原則として助成の対象とならず、応募できません。

- 観客が特定の人に限られ、広く一般に公開されない活動
- 政治的又は宗教的な宣伝意図を有する活動
- 慈善事業への寄付を目的として行われる活動
- 自ら主催する公演ではない依頼公演等
- あらかじめ企画・制作されたものを購入する公演（買取公演、招へい公演等）
- **独立行政法人日本芸術文化振興会と共催する活動**
 - ※ 共催しない場合でも、当振興会に支払う経費は計上できません。ただし、当振興会が設置・運営する劇場で実施する活動に係る会場使用料、付帯設備使用料及び稽古場借料等は計上できます。
- **文化庁の補助金や国の委託費等が支出される活動**
 - ※ P. 9「他の助成事業等への重複応募・重複助成」参照
- 特定の企業名等を活動名に付す、いわゆる「名称冠公演」
 - ※ ネーミングライツにより施設名に企業名が入る場合を除きます。
- コンクール・コンテストを主たる目的とする活動
- 教育や研究を主たる目的とする活動
- 公演等を伴わない、ワークショップ・講演会・シンポジウム・映像配信のみの活動

（注）企業からの協賛金等や民間の助成団体・地方公共団体からの助成金・補助金等の交付を受ける活動については助成の対象となり得ますが、その場合は要望書の所定欄に必ずその旨を記入してください。

審査基準

応募のあった活動については、以下の基準により審査を行いますので、必ずご確認ください。

【企画内容】

- ア 企画意図及び目標、内容が具体的であり、優れた企画性や創造性を有していること
- イ 企画意図及び目標、内容に沿って、芸術的成果を上げることが期待できること
- ウ 団体及び活動の今後の発展に期待が持てること

【運営・その他】

- エ 活動の予算積算が明確かつ適切であること
- オ 団体の運営が適正であること
- カ 観客層拡充等に努める活動計画であること
- キ 助成の緊要度が高い活動であること

助成金の額及び助成の仕組み

助成金の額は、下表のとおり4つの区分があります。以下の①及び②の条件を満たした上で、いずれかひとつの区分を選択し応募してください。

- ① 下記の助成対象経費（感染症対策費を除く）のうちから選択した3つの経費（以下、「助成金算定基礎経費」という。）の合計額が下表上段に示した「助成金の額」以上であること。なお、助成金算定基礎経費を申請後に変更することはできません。また、経費の選択は任意であり、審査に影響することはありません。
- ② 下記の助成対象経費（感染症対策費を含む）総額（活動の予算規模）が、下表下段に示した「助成対象経費総額」以上であること。

なお、下表の上下段ともに下限額を示したものであり、例えば、助成金算定基礎経費の合計額が400万円を超え、助成対象経費総額が1,200万円を超える活動であっても、200万円や100万円の区分に応募することができます。

【助成対象経費】各経費の詳細はP. 22～23をご覧ください。

出演費、音楽費、文芸費、会場費、舞台費、運搬費、謝金、旅費、宣伝・印刷費、記録・配信費、感染症対策費（上記経費の合計額の10%が上限）

【助成金の額及び助成対象経費総額の区分】

助成金の額 （助成金算定基礎経費の合計額が 右記の額以上であること）	50 万円	100 万円	200 万円	400 万円
助成対象経費総額 （右記の額以上であること）	150 万円	300 万円	600 万円	1,200 万円

【例】

- 助成対象経費総額（活動の予算規模）⇒ 800 万円
出演費 150 万円、音楽費 50 万円、文芸費 150 万円、会場費 100 万円、舞台費 200 万円、
運搬費 10 万円、謝金 20 万円、旅費 50 万円、宣伝・印刷費 60 万円、
感染症対策費 10 万円
- 助成金算定基礎経費の合計額 ⇒ 500 万円
出演費 150 万円、文芸費 150 万円、舞台費 200 万円
- 応募する助成金の額の区分 ⇒ 200 万円

提出書類一覧

当振興会のウェブサイトから応募する活動区分・分野に対応した様式をダウンロードし、助成金交付要望書受付システムを通じて提出（アップロード）してください。

システムの都合上、アップロードできるファイル数の上限は3つ、ファイルサイズの上限は10MBです。

1	要望書様式 一式 (Excel)	様式あり	ファイル名：R5_11_kikin_ongakubuyo_yobo.xlsx 保存形式：EXCEL
① 総表 ② 団体概要 ③ 活動実績 ④ 個人略歴（2枚まで） ⑤ 個表 ⑥ 収入予算 ⑦ 支出予算	1つの Excel ファイル内に、左の複数のシートがあります。 <注意事項> ・ 白いセルのみ入力可能です(グレー・水色には入力しないでください)。 ・ 行・列の追加・削除はできません。また、セルの「切り取り」「貼り付け」は行わず、必ず「コピー」「貼り付け」をしてください。 ・ シートの追加・削除はできません。使用しないシートがある場合は、空欄のまま提出してください。 ・ <u>ファイルの名前及び拡張子(.xlsx)は変更しないでください。</u> ・ Google スプレッドシートや Mac の Numbers、Microsoft 製以外のオフィスソフト等を使用するとエラーとなりますので、<u>必ず Microsoft が提供している「Excel」を使用して作成してください。</u> ・ <u>開封パスワード等の設定をしないでください。</u>		

2・3	その他の必要書類	様式なし	保存形式：ZIP PDF 等
・ 規約等 ・ 公演実績資料 ・ 参考資料 ・ その他別紙 等 ※ 応募する活動や主催団体の形態によって必要書類は異なります。		要望書以外の提出書類が2点までであれば、そのまま添付できます。3点以上の場合、複数のファイルを1つのフォルダに保存し、ZIP ファイルに圧縮して添付してください。 <注意事項> ・ 押印が必要な書類については、押印後の書類をスキャンしてPDF形式で保存してください。 ・ <u>ファイル及び ZIP ファイルに開封パスワード等の設定をしないでください。</u>	
PDF 規約等 PDF 参考資料 PDF 公演実績資料 団体名 ※フォルダ名は申請団体名で作成ください。 開く(O) 印刷(P) 編集(E) プログラムから開く(H) 共有(H)... 送る(N) 切り取り(T) コピー(C) ショートカットの作成(S) 削除(D) 名前の変更(M) プロパティ(R) 圧縮 (zip 形式) フォルダ デスクトップ (ショートカットを作成) メール受信者 ドキュメント フロッピー ディスク ドライブ (A:) ZIPファイル ※ご使用のパソコン環境によって、見た目が異なる場合があります。			

※ 応募要件の確認に必要な場合、追加で上記以外の書類の提出をお願いする場合があります。

※ 様式のある書類については、記入例をご覧ください。

(1) 要望書様式 (E x c e l) 一式

④の個人略歴は、代表者 [必須]、芸術上の中核者 [必須]、活動の芸術上中核者 [任意] について、最大2枚まで提出できます。

(2) 規約等

最新の規約等を提出してください。

法人格を有する団体 : 定款

法人格を有しない団体 (任意団体) : 定款に類する団体規約

※ 任意団体の場合、以下の内容が規定されていることが必須となります。

- 団体の意思を決定し、執行する組織が確立されていること
- 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること
- 団体活動の本拠としての事務所を有すること

(3) 公演実績資料 (一式)

令和元年11月16日～令和4年11月15日の3年間に応募分野において日本国内で自ら主催する有料の公演を1回以上実施した実績を確認できる資料 (チラシ等) を一式提出してください。

当該団体が企画・制作した公演であっても、当該団体が主催をしていないもの (第三者から依頼を受けて行った公演) は、実績に含まないものとします。

なお、令和2年2月1日～令和4年11月15日の間に実施を予定し、新型コロナウイルス感染症の影響により中止された公演については、実施予定であったことが確認できる資料 (チラシや企画書等) を提出してください。

(4) 参考資料

参考資料として合計A4判1枚に限り、過去に行った活動の評論記事、写真、図、ステージプラン、チラシ等を添付することができます。

助成対象経費：音楽

活動の支出予算に記入する経費（下記に記載された費目のみ記入できます。）

※令和5年度（2023年4月1日～2024年3月31日）に自ら支払った経費であることが銀行振込明細書等により確認できること。

	項 目	細 目
① 助成対象経費	出演費	演奏料、ソリスト料、合唱料、指揮料、その他出演料
	音楽費	作曲料、編曲料、作詞料、訳詞料、音楽制作料、コレペティ料、稽古ピアニスト料、調律料、楽器借料、楽譜借料、写譜料、楽譜製作料、合唱指揮料、副指揮料、プロンプター料
	文芸費	演出料、演出助手料、構成料、振付料、振付助手料、脚本料、脚色料、補綴料、翻訳料、字幕原稿翻訳・作成料、舞台監督料、舞台監督助手料、舞台美術デザイン料、照明プラン料、衣装デザイン料、音楽プラン料、音響プラン料、映像プラン料、特殊効果プラン料、原語指導料、言語指導料、方言指導料、剣術指導料、所作指導料、合唱指導料、歌唱指導料、振付指導料、著作権使用料、ライセンス料、ロイヤリティ、企画制作料（注1）
	会場費	会場使用料、付帯設備使用料、稽古場借料（定期的な練習は除く。）
	舞台費	大道具費、小道具費、舞台スタッフ費、衣装費、衣装スタッフ費、履物費、かつら（床山）費、メイク費（ヘアメイクを含む）、照明費、照明スタッフ費、音響費、音響スタッフ費、映像費、映像スタッフ費、特殊効果費、機材借料（障害者対応に係る経費を含む。）、字幕費、音声ガイド費（障害者対応に係る経費を含む。）
	運搬費	道具運搬費、楽器運搬費 ※ 搬入（仕込み）から搬出（ばらし）までの期間で必要な場合のみ。
	謝 金	原稿執筆謝金、翻訳謝金（点字を含む）、会場整理員謝金、託児謝金（来場者向け）、医師・看護師謝金、講演謝金、手話通訳謝金、要約筆記謝金
	旅 費	交通費、宿泊費、日当（注2）
	宣伝・印刷費	広告宣伝費、入場券等販売手数料、案内状送付料、プログラム印刷費、台本印刷費、入場券印刷費、チラシ印刷費、ポスター印刷費、アンケート用紙印刷費 ※ 各印刷費について点字に係る経費を含む。
	記録・配信費	録画費、録音費、写真費、 ※ 以下、ネット配信等に係る経費（公演の様相（ダイジェストは除く）のネット配信、DVD 等への記録・作成費を計上可） 配信用録音録画・編集費、配信用機材借料、配信用サイト作成・利用料
② 感染症対策費	①の助成対象経費の合計の10%を上限とする。 ○ 感染症予防用品購入費（単価10万円未満のものに限る） ○ 消毒関係消耗品購入費（単価10万円未満のものに限る） ○ 消毒作業費（外注費含む） ○ 感染症対策機材購入・借用費（購入の場合、単価10万円未満のものに限る） ○ 検査費（出演者・スタッフのPCR検査、抗原検査費用）	

（注1）企画制作料は、事務職員の給与や事務所維持費のような管理経費ではなく、助成対象公演における企画・制作等に直接関わるスタッフ人件費が対象となります。

（注2）旅費は、**搬入（仕込み）から搬出（ばらし）までの期間に必要な場合のみ**計上ができます。交通費には、**航空・船舶・列車運賃の特別料金（ファーストクラス、ビジネス料金、グリーン料金等）は計上できません**。なお、**宿泊費、日当は下記の金額が上限**となります。また、**日当は、宿泊を伴う場合のみ**計上ができます。

甲地：宿泊費 10,900 円 日当 2,200 円 乙地：宿泊費 9,800 円、日当 2,200 円

甲地・・・さいたま市、千葉市、東京都特別区、横浜市、川崎市、相模原市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、福岡市

乙地・・・上記以外の都市

助成対象経費：舞踊

活動の支出予算に記入する経費（下記に記載された費目のみ記入できます。）

※令和5年度（2023年4月1日～2024年3月31日）に自ら支払った経費であることが銀行振込明細書等により確認できること。

	項 目	細 目
① 助成対象経費	出演費	出演料、演奏料、指揮料
	音楽費	作曲料、編曲料、作詞料、訳詞料、作調料、音楽制作料、調律料、稽古ピアニスト料、楽器借料、楽譜借料、写譜料、楽譜製作料、合唱指揮料、副指揮料
	文芸費	演出料、演出助手料、構成料、振付料、振付助手料、バレエマスター・バレエミストレス料、脚色料、補綴料、翻訳料、字幕原稿翻訳・作成料、舞台監督料、舞台監督助手料、舞台美術デザイン料、照明プラン料、衣装デザイン料、音楽プラン料、音響プラン料、映像プラン料、特殊効果プラン料、言語指導料、剣術指導料、所作指導料、合唱指導料、歌唱指導料、振付指導料、著作権使用料、ライセンス料、ロイヤリティ、企画制作料（注1）
	会場費	会場使用料、付帯設備使用料、稽古場借料（定期的な練習は除く。）
	舞台費	大道具費、小道具費、舞台スタッフ費、衣装費、衣装スタッフ費、履物費、かつら（床山）費、メイク費（ヘアメイクを含む）、照明費、照明スタッフ費、音響費、音響スタッフ費、映像費、映像スタッフ費、特殊効果費、機材借料（障害者対応に係る経費を含む。）、字幕費、音声ガイド費（障害者対応に係る経費を含む。）
	運搬費	道具運搬費、楽器運搬費 ※ 搬入（仕込み）から搬出（ばらし）までの期間で必要な場合のみ。
	謝 金	原稿執筆謝金、翻訳謝金（点字を含む）、会場整理員謝金、託児謝金（来場者向け）、医師・看護師謝金、講演謝金、手話通訳謝金、要約筆記謝金
	旅 費	交通費、宿泊費、日当（注2）
	宣伝・印刷費	広告宣伝費、入場券等販売手数料、案内状送付料、プログラム印刷費、台本印刷費、入場券印刷費、チラシ印刷費、ポスター印刷費、アンケート用紙印刷費 ※ 各印刷費について点字に係る経費を含む。
	記録・配信費	録画費、録音費、写真費、 ※ 以下、ネット配信等に係る経費（公演の様相（ダイジェストは除く）のネット配信、DVD 等への記録・作成費を計上可） 配信用録音録画・編集費、配信用機材借料、配信用サイト作成・利用料
② 感染症対策経費	①の助成対象経費の合計の10%を上限とする。 ○ 感染症予防用品購入費（単価10万円未満のものに限る） ○ 消毒関係消耗品購入費（単価10万円未満のものに限る） ○ 消毒作業費（外注費含む） ○ 感染症対策機材購入・借用費（購入の場合、単価10万円未満のものに限る） ○ 検査費（出演者・スタッフのPCR検査、抗原検査費用）	

（注1）企画制作料は、事務職員の給与や事務所維持費のような管理経費ではなく、助成対象公演における企画・制作等に直接関わるスタッフ人件費が対象となります。

（注2）旅費は、**搬入（仕込み）から搬出（ばらし）までの期間に必要な場合のみ**計上ができます。交通費には、**航空・船舶・列車運賃の特別料金（ファーストクラス、ビジネス料金、グリーン料金等）は計上できません**。なお、**宿泊費、日当は下記の金額が上限**となります。また、**日当は、宿泊を伴う場合のみ**計上ができます。

甲地：宿泊費 10,900 円 日当 2,200 円 乙地：宿泊費 9,800 円、日当 2,200 円

甲地・・・さいたま市、千葉市、東京都特別区、横浜市、川崎市、相模原市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、福岡市

乙地・・・上記以外の都市

活動の支出予算に記入できない経費（音楽・舞踊共通）

- （ア）事務運営管理に関する経費
- （イ）団体の財産になり得る物の購入や製作経費
- （ウ）行政機関に支払う手数料
- （エ）社会通念上、公金で賄うことがふさわしくない経費
- （オ）（ア）～（エ）のほか、団体の自主財源により賄うべき経費

（ア）	○事務所維持費 ○事務職員給与 ○振込手数料・代引手数料等 ○電話代 ○ウェブサイト作成費（応募活動以外に係るもの） ○ウェブサイト運用費 ○予備費 等
（イ）	○楽器・楽譜購入費 ○事務機器・事務用品等の購入・借用費 ○書籍・CD等資料購入費 ○備品等購入費 等
（ウ）	○印紙代 ○ビザ取得経費 等
（エ）	○交際費・接待費 ○レセプション・パーティーに係る経費 ○打ち上げ費 ○飲食に係る経費 ○記念品代 等
（オ）	○オーディション経費 ○コンクールに係る審査経費（謝金・旅費等）及び賞金・商品代金 ○自ら設置し又は管理する会場施設において稽古を行う場合の稽古場借料 ○定期的な練習のための稽古場借料 ○取材・会議等に係る経費 ○稽古のための楽器演奏謝金 ○ガソリン代（レンタカーに係る場合は除く。） ○当振興会へ支払う経費（会場の使用に係る場合等を除く。） ○各種保険料 等

（注）これらの経費は、外部に委託した場合についても記入できません。

経費計上の際の注意点（音楽・舞踊共通）

（１）関連行事に係る経費

ワークショップ・講演会・シンポジウムに係る経費は、通し総稽古から公演終了までの期間に当該文化施設で行うものであって助成対象活動に関連がある場合に限り、助成対象経費に計上することができます。

（２）助成金の減額

採択された活動を当初計画どおりに実施した場合、応募した区分の助成金の額が助成されることとなりますが、活動実施の結果、３つ選択した助成対象経費（助成金算定基礎経費）の合計額が採択時の助成金の額を下回った場合には、当初より減額となり、実施後の３つの助成対象経費の合計額（千円未満切捨て）が助成金の額になります。

【例】採択時の３つの経費の合計額 250 万円 ⇒ 採択時の助成金の額 200 万円

- ① 活動終了後の３つの経費の合計額 220 万円 ⇒ 支払われる助成金の額 200 万円
- ② 活動終了後の３つの経費の合計額 180 万円 ⇒ 支払われる助成金の額 180 万円

（３）活動前年度に支払う経費（計上不可）

当該活動に係る経費であっても、活動前年度まで（2023年3月31日以前）に支払う経費は計上できません（著作権使用料や、会場費の前払い、早期に制作する広告宣伝物等に係る経費にご注意ください。）。

（４）複数の支出内容が含まれている場合の経費

業務を一括して発注する場合等、１つの支払いに複数の支出内容が含まれている場合は、見積書等の徴取により可能な限り細目ごとの金額内訳を確認し、計上してください。

（例：出演費に各種プラン料を含む、会場整理員謝金に交通費を含む）

様式第1号（第3条関係）

【総表】

令和5年度 芸術文化振興基金
助成金交付要望書

水色のセルは自動的に反映されるため、入力しないでください。

独立行政法人日本芸術文化振興会理事長 殿

下記の活動を行いたいので、芸術文化振興基金助成金交付要綱第3条の規定に基づき、助成金の交付を要望します。

活動区分		現代舞台芸術創造普及活動・音楽			ジャンル	オペラ	
団体情報	郵便番号	102	-	8656	該当するものをプルダウンで選択。		
	団体住所（所在地）	都道府県 プルダウンで選択。 市区町村～番地（建物名含む）					
	団体名（フリガナ）	マルサンカクシカク					
	団体名（主催者）	一般社団法人 ○△□					
	代表者役職名	代表理事					
	代表者氏名	丸角 四郎					
	団体電話番号	**-*****-****					
担当者情報	担当部署・所属	制作部		担当者電話番号	**-*****-****		
	（フリガナ）	カクタ サブロウ		時間外連絡先	**-*****-****		
	氏名	角田 三郎		担当者e-mail	****@****.****		
活動内容	活動名（フリガナ）	ダイゴジュッカイクウエン マルサンカクシカク					
	活動名	第50回公演「○△□」					
	実施時期及び実施場所	開始日		終了日	実施会場		
		2023/7/1	～	2023/10/20	○○劇場 (東京都 千代田区) 外2件		
		2023/7/1	～	2023/7/5	○○劇場		
		2023/9/1	～	2023/9/6	○△ホール 東京都 千代田区 愛知県 名古屋市		
		2023/10/15	～	2023/10/20	□□シアター 大阪府 大阪市		
		・活動の開始日が早いものから順に記入してください。 ・練習・仕込み・ばらしの期間は含まず、公演期間を記入してください。(2023/4/1～2024/3/31) ・活動が1日の場合は同じ日付をご記入ください。 ・12か所を超える公演地がある場合は、別紙を用いるとともに、水色のセルの計算式を消去して、直接入力してください。					
		・チラシ等の広報に使用される具体的な活動名とフリガナを記入してください。 ・巡回公演の場合は「○○地域巡回公演」等と記入してください。					
		12か所を超える公演地があり、別紙を用いる場合には、計算式を消去して、個所数の数値を入力してください。「外」「件」は自動表示されます。					
活動の収支	助成金要望額（定額）			(◆) 2,000千円			
	収入の区分	金額（千円）		支出の区分	金額（千円）		
	入場料収入	#,###		出演費 ①	#,###		
	配信等収入	###		助成金算定基礎経費の合計額（★）及び助成対象経費総額（◎）によって、助成金要望額が異なりますので、該当する助成金額の区分の額を選択してください。			
	ワークショップ・シンポジウム等収入	###		舞台費 ③	#,###		
	共催者負担金	#,###		運搬費	###		
	補助金・助成金	#,###		謝金	###		
	寄付金・協賛金	#,###		旅費	3つ選択した助成対象経費の合計額＝助成金算定基礎経費の合計額（★）が、助成金要望額（定額）（◆）を超えていることを確認してください。		
	プログラム等売上収入	###		宣伝・印刷費			
	広告料・その他の収入	###		記録・配信費			
	（イ）収入合計	#,###		感染症対策費	###		
	（ロ）自己負担金	#,###		助成金算定基礎経費の合計額（①+②+③）	#,### (★)		
収入総額（イ+ロ）	##,###		助成対象経費総額（支出総額）	##,### (◎)			

【団体概要】

(令和4年11月1日現在)

フリガナ	マルカク シロウ	代表者役職名	代表理事	水色のセルは自動的に反映されるため、入力しないでください。		
団体名	一般社団法人 ○△□	フリガナ	マルカク シロウ			
郵便番号	102 - 8656	代表者氏名	丸角 四郎			
住所	東京都 千代田 階 0	電話	***-****-****			
団体の種類	一般社団法人	プルダウンで選択。その他の法人の場合は、右欄に具体的な種類名を記入してください。				
団体設立年月	20**年**月	法人設立年月	20**年**月	法人番号 *****		
団体の事業目的	今回応募する活動のみならず、団体が行う文化芸術活動全般に係る目的について、その活動の芸術性、社会性等を踏まえて、記入してください。 また、団体の中長期的な目標や将来像、目指す姿について記入してください。					
団体の将来像等	常勤の役員、事務職員、技術職員、経理担当者及び監査担当者についてそれぞれの人数を記入し、主な役職員は氏名まで記入してください。また、欄内に収まるように記入してください。					
組 織	役 職 員		団体構成員及び加入条件			
	代表理事 ○○○○ 理事 ○○○○ 監事 ○○○○ 事務局長 ○○○○ 事務職員 ○○○○ 他*名		[団体構成員] (1) 団体構成員(維持会員は除く) 個人 **人(委員・会員**人), 団体数** (2) 主な構成員 ○○○○、○○○○、○○○○			
	経理担当者 ○○○○ 監査担当者 ○○○○ (○○会計事務所)		[加入条件] 経理担当者及び監査担当者は記入必須です。 担当者が外部の者である場合には所属先をカッコ書きしてください。			
沿 革	設立から現在までの組織の変遷、これまでに行った主な活動等を記入してください。					
	・事業年度ごとに、総収入に団体の総収入額を、総支出に団体の総支出額を記入してください。収支差は自動で表示されます。 ・令和4年度については予算額を記入してください。		・団体に対する補助金・助成金がある場合には、交付者の名称及び金額を記入してください。複数ある場合には、金額を合算してください。 ・個別の活動に対する補助金・助成金等については、活動実績の各活動の欄に記入してください。			
財務状況	年度	総収入 (A) (千円)	総支出 (B) (千円)	収支差 (A-B) (千円)	団体に対する補助金・助成金名	金額 (千円)
	R2	** , ***	** , ***	△***	○○基金 ●●県補助金	*, ***
	R3	** , ***	** , ***	***	△△市補助金	*, ***
	R4(見込み)	** , ***	** , ***	***	■■■市補助金	*, ***

※ A 4 判 1 枚に収まるように作成してください。

【活動実績】※ A 4 判 1 枚に収まるように作成してください。

(令和4年11月1日現在)

過去3年間（令和2年度～4年度）の国内・海外における活動実績を記入してください。
当該期間に活動実績がない場合には、「過去3年間に活動実績なし」を選択してください。

○ 国内公演

			過去3年間に活動実績あり			プルダウンで選択。	
年度	区分	活動名	公演回数 (回)	観客数 (人)	事業費 (千円)	助成金・補助金名	金額 (千円)
R2	主催	○○定期公演	10	1,200	4,000		
R2	主催	○○地方巡回公演	30	4,000	15,000	●●県補助金 文化庁「活動継続支援事業」	5,000
R2	依頼	○○地方公演	5	800	—		
		プルダウンで選択。					
R3	主催	○○定期公演（うち2回中止）	10	1,500	4,000	芸術文化振興基金	2,000
			—	—	—	●●県補助金 外1件	3,000
R3	主催	○○特別公演	4	500	3,000		1,000
R4	主催	○○定期公演	10	1,500	4,000	芸術文化振興基金	1,000
R4	主催	○○地方巡回公演	30	3,000	13,000	●●県補助金 外2件	4,000
R4	依頼	○○ホール公演	5	500	—		
○主催公演（国内・海外共通） ・応募団体が主催した国内公演、海外公演について、活動名、公演回数、観客数、事業費、助成金・補助金名、金額を記入してください。（応募分野以外の公演は記載しないでください。）1枚に収まらない場合には、主要なものを記入してください。 ・助成金・補助金名、金額には、文化庁、日本芸術文化振興会、その他助成団体や地方公共団体の助成事業名と助成金額を記入してください。 ・一つの活動に対して、複数の助成を受けた場合は、文化庁、日本芸術文化振興会の助成は1行にまとめて記入し、金額を合計してください。それ以外の助成は別の1行に記入し、複数ある場合には、1行に代表的なものの名称及び外○件と記入し、金額は、合算額を記入してください。 ・新型コロナウイルスの影響で中止した公演を記入する場合は、活動名の末尾に「（中止）」と明記してください。							
○依頼公演（国内・海外共通） ・応募団体が企画制作したが主催ではない公演及び第三者から依頼を受けて行った公演（いわゆる売り公演等）について、代表的なものを記入してください。（応募分野以外の公演は記載しないでください。） ・文化庁及び日本芸術文化振興会の助成金を受けている場合は、わかる範囲で助成事業名及び金額を記入してください。 ・団体に所属する個人の実績は記入しないでください。							

○ 海外公演

			過去3年間に活動実績あり				
年度	区分	活動名	公演回数 (回)	観客数 (人)	事業費 (千円)	助成金・補助金名	金額 (千円)
R2	主催	○○ヨーロッパツアー	10	1,500	10,000	文化庁「国際芸術交流支援事業」	2,000

【個人略歴】

(令和4年11月1日現在)

氏 名	フリガナ	マルカク シロウ		フリガナ	マルノ ダイキチ		生年月	19**年**月
	本名	丸角 四郎 本名を記入。		芸名等	丸野 大吉			
役割	団体の代表者		☐	都道府県名から記入してください。ビル名、マンション名や号室についても必ず記入してください。				
	団体の芸術上中核者		☐					
	活動の芸術上中核者		☐					
住所等	自宅	〒 **** - ****			電話	**-****-****		
		〇〇県〇〇市〇〇 *-*-* 〇〇ビル***号室			e-mail	****@***.***.**, jp		
	事務所・連絡先	〒 **** - ****			電話	**-****-****		
		東京都千代田区隼町4-1 〇△□ビル3階			e-mail	****@***.***.**, jp		
現職		代表理事			専門分野	演出		
経 歴	年月	職歴・芸術団体所属歴・主な芸術活動歴等						
	****年**月	「〇〇」(〇△□)を演出						
	****年**月	「〇〇〇」(〇〇座)を演出						
	****年**月～****年**月	〇〇協会所属						
	****年**月	「〇〇〇」(〇〇ホール)を演出						
	****年**月～****年**月	〇〇にて在外研修						
	****年**月	〇〇芸術祭にて「〇〇」(〇△□)を演出						
	****年**月～	〇〇大学講師						
		 該当する項目について○印を選択してください(複数選択可)。【個人略歴】を提出できる枚数は2枚までです。 [団体の代表者] 提出必須の項目です。総表に記載した代表者について、ご記入ください。 [団体の芸術上中核者] 提出必須の項目です。当該分野での実演家(芸術監督等)であることが必要となります。 [活動の芸術上中核者] 任意の提出項目です。上記2つが同一人物で、団体の芸術上中核者と活動の芸術上中核者が異なる人物である場合のみご提出ください。 						
		 職歴・芸術団体所属歴・主な芸術活動歴を記入してください。書き切れない場合は、主要なものを記入してください。 						
受 賞 歴	年月	主な受賞歴						
	****年**月	第*回〇〇賞新人賞受賞						
	****年**月	第*回〇〇〇賞受賞						
		 受賞歴を記入してください。書き切れない場合は、主要なものを記入してください。 						

※ A4判1枚に収まるように作成してください。

【個表】

団体名	一般社団法人 ○△□		活動名	第50回公演「○△□」																																																																																																																	
本活動の企画意図及び目標 ① 14pt・7行以内																																																																																																																					
本活動の観客層拡充等に関する取組 ② 14pt・4行以内																																																																																																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="6">実施時期</th> <th rowspan="2">実施回数</th> <th rowspan="2">実施会場（所在地）</th> </tr> <tr> <th>仕込み</th> <th>ゲネプロ</th> <th colspan="2">公演日（開始日・終了日）</th> <th>開演時間</th> <th>ばらし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6/28-6/29</td> <td>6/30</td> <td>2023/7/1</td> <td>2023/7/5</td> <td>14:00/19:00</td> <td>7/5</td> <td>10回</td> <td>○○劇場（東京都千代田区）</td> </tr> <tr> <td>8/29-8/30</td> <td>8/31</td> <td>2023/9/1</td> <td>2023/9/6</td> <td>15:00/19:00</td> <td>9/6</td> <td>7回</td> <td>○△ホール（愛知県名古屋市）</td> </tr> <tr> <td>10/13</td> <td>10/14</td> <td>2023/10/15</td> <td>2023/10/20</td> <td>13:00/18:00</td> <td>10/21</td> <td>11回</td> <td>□○シアター（大阪府大阪市）</td> </tr> <tr> <td colspan="6">水色のセルは自動入力</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td colspan="6">計</td> <td>28回</td> <td>3ヶ所</td> </tr> </tbody> </table>								実施時期						実施回数	実施会場（所在地）	仕込み	ゲネプロ	公演日（開始日・終了日）		開演時間	ばらし	6/28-6/29	6/30	2023/7/1	2023/7/5	14:00/19:00	7/5	10回	○○劇場（東京都千代田区）	8/29-8/30	8/31	2023/9/1	2023/9/6	15:00/19:00	9/6	7回	○△ホール（愛知県名古屋市）	10/13	10/14	2023/10/15	2023/10/20	13:00/18:00	10/21	11回	□○シアター（大阪府大阪市）	水色のセルは自動入力																																																																計						28回	3ヶ所
実施時期						実施回数	実施会場（所在地）																																																																																																														
仕込み	ゲネプロ	公演日（開始日・終了日）		開演時間	ばらし																																																																																																																
6/28-6/29	6/30	2023/7/1	2023/7/5	14:00/19:00	7/5	10回	○○劇場（東京都千代田区）																																																																																																														
8/29-8/30	8/31	2023/9/1	2023/9/6	15:00/19:00	9/6	7回	○△ホール（愛知県名古屋市）																																																																																																														
10/13	10/14	2023/10/15	2023/10/20	13:00/18:00	10/21	11回	□○シアター（大阪府大阪市）																																																																																																														
水色のセルは自動入力																																																																																																																					
計						28回	3ヶ所																																																																																																														
活動の目的及び内容	<table border="1"> <thead> <tr> <th>作品内容</th> <th>再演</th> <th>その他（</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3"> ④ 14pt・30行以内 セル内で改行する場合は「ALT」キーを押しながら、「ENTER」キーを押してください。 </td> </tr> </tbody> </table>							作品内容	再演	その他（	④ 14pt・30行以内 セル内で改行する場合は「ALT」キーを押しながら、「ENTER」キーを押してください。																																																																																																										
	作品内容	再演	その他（																																																																																																																		
④ 14pt・30行以内 セル内で改行する場合は「ALT」キーを押しながら、「ENTER」キーを押してください。																																																																																																																					
本活動の内容																																																																																																																					
共催者・共同制作者名とその役割 団体名：○○ホール 役割：共催 ○○ホールとのフランチャイズ契約に基づく、稽古場借料、会場費の減免。チケット販売協力。 団体名：○○財団 役割：共催 負担金拠出（助成対象とならない旅費・宿泊費に対する負担金） 団体名：○○○ 役割：共同制作（演出担当）																																																																																																																					
後援・協賛者名等とその役割 団体名：○○大使館 役割：後援 名義使用 団体名：○○○財団 役割：助成 助成金拠出（申請中） 団体名：○○県 役割：助成 ○○○補助金（申請中）																																																																																																																					
特記事項	再演等の受賞歴等 完了済海外公演評価概要 第**回○○賞 最優秀作品賞 受賞（平成**年） ○○新聞（令和○年○月○日 掲載） ⑦ 14pt・4行以内																																																																																																																				

番号	項目	記入要領
①	本活動の企画意図及び目標	・<u>次頁以降の各分野の記入要領をご覧ください。</u> ・<u>本活動を企画した意図及び達成しようとする目標について、活動の企画性、創造性に留意しつつ、具体的かつ簡潔に記入してください。</u> ※必ず当該活動について記入してください。作品の概要については④「本活動の内容」の欄に、団体の紹介は別紙の「団体概要」に記入してください。
②	本活動の観客層拡充等に関する取組	・<u>次頁以降の各分野の記入要領をご覧ください。</u> ・本活動における<u>観客層拡充等に向けて、具体的にどのような取組を行うのか、具体的かつ簡潔に記入してください。</u>
③	実施時期・実施回数・実施会場（所在地）	・<u>仕込み・ゲネプロ・開演時間・ばらし・実施回数を入力</u>してください（公演日及び実施会場は【総表】よりデータが参照されます。）。 ・開演時間については、予定時間を可能な限り記入してください。 ・巡回公演や定期公演、定席公演、フェスティバルなど複数日程・会場で行われる活動の場合は、全ての公演についての詳細を記載した別紙を添付してください。 ・用意されている行数（12行）を超えて行われる活動の場合は、全ての日程・会場についての詳細を記載した別紙を添付してください。 ・学校公演の場合は、その対象を明記してください（例：小学生対象、学校関係者のみ、一般公開あり等）。 ・児童・生徒等を対象として学校等を巡回して実施する活動については、見込み段階の内容や状況、今後の活動内容・実施会場の決定過程等を、可能な限り記入してください。
④	本活動の内容	・<u>次頁以降の各分野の記入要領をご覧ください。</u> ※この項目に、団体の事業目的を記入する必要はありません（団体概要に記入欄があります。）。あくまでも今回応募している作品について、その内容が分かるように記入してください。
⑤	共催者・共同制作者名とその役割	・<u>共催者・共同制作者の役割について、具体的に記入</u>してください。 ・共催者負担金などについて使途が限定されている場合は、その内容についても記入してください。 ・共同制作者の場合は、先方が担当している役割を具体的に記入してください。
⑥	後援・協賛者名等とその役割	・<u>活動に対する後援者等の具体的な役割を記入</u>してください。 ・申請中の場合は（申請中）と記入してください。
⑦	特記事項	・<u>応募する活動について、該当する項目を全てプルダウンで選択し、内容を記入</u>してください。 [今後の再演予定／再演の場合の受賞歴等（受賞理由を含む）／海外公演予定／完了済海外公演評価概要（受賞、記事掲載（新聞・雑誌名、掲載日も記載）等）]

分野別 記入要領・記入例
現代舞台芸術創造普及活動 音楽

番号	項目	記入要領
①	本活動の企画意図及び目標	欄内に記入できない場合は、別紙(A4判)に記入してください(書式自由)。
②	本活動の観客層拡充等に関する取組	
④	本活動の内容 (演目、曲目、あらすじ、主な出演者、主なスタッフ等)	・<u>該当する作品内容を全てプルダウンで選択</u>してください。 ・<u>必ず活動内容を具体的に記入</u>してください。 ・複数の演目・曲目がある場合は、作品ごとに、主な出演者・スタッフ等を記入してください。 ・<u>経費を計上している出演者及びスタッフについては、可能な限り記入</u>してください。 ・<u>公演の配信を実施する場合は、配信の概要(料金、配信期間 等)を記入</u>してください。 ・客演、外部スタッフの場合は氏名の後にその所属団体及び所在地(都市名)を記入してください。 ・<u>創作初演作品については必ず「あらすじ」を記入</u>してください。 ・定期公演・複数回公演等で欄内に記入しきれない場合は、別紙(A4判)に記入してください(書式自由)。

【記入例／オーケストラ・室内楽など】

本活動の内容（演目、曲目、あらすじ、主な出演者、主なスタッフ等）

〔創作初演、新演出、新振付、翻訳初演、再演、その他（ ）〕作品
↑該当する作品内容を全てプルダウンで選択してください。

演奏会名：第〇回定期演奏会
 曲目：〇〇〇〇
 指揮：〇〇〇〇
 ソリスト：〇〇〇〇〇
 合唱：〇〇合唱団

【記入例／オペラ】

本活動の内容（演目、曲目、あらすじ、主な出演者、主なスタッフ等）

[創作初演、新演出、新振付、翻訳初演、再演、その他（ ）]
↑該当する作品内容を全てプルダウンで選択してください。

[illegible]

作曲：○○○○
 台本：○○○○
 演出：○○○○
 指揮：○○○○
 出演：○○○○○役 ○○○○、 ○○○○（○○歌劇団、東京）
 ○○○○役 ○○○○、 ○○○○
 ○○○○役 ○○○○、 ○○○○ 他○○名

管弦楽：〇〇オーケストラ
合唱：〇〇合唱団
舞踊：〇〇〇〇
舞台監督：〇〇〇〇（〇〇株式会社、東京）

分野別 記入要領・記入例
現代舞台芸術創造普及活動 舞踊

番号	項目	記入要領
①	本活動の企画意図及び目標等	別紙不可。様式の欄内に収まるように記入してください。
②	本活動の観客層拡充等に関する取組	
④	本活動の内容 (演目、テーマ・内容、主な出演者、主なスタッフ等)	・別紙不可。様式の欄内に収まるように記入してください。 ・<u>該当する作品内容を全てプルダウンで選択</u>してください。 ・<u>上演演目のテーマ及び内容について、具体的に記入してください。</u> ・複数の演目がある場合は、作品ごとに、主な出演者・スタッフ等を記入してください。 ・<u>主な出演者については、出演日ごとに記入してください。</u> ・<u>経費を計上している出演者及びスタッフについては、可能な限り記入してください。</u> ・<u>公演の配信を実施する場合は、配信の概要(料金、配信期間 等)を記入してください。</u> ・客演、外部スタッフについては氏名の後にその所属団体及び所在地(都市名)を記入してください。 ・未確定の箇所については、その状況を明確に記入してください。(例:交渉中、予定、未定など)

【記入例】

本活動の内容（演目、テーマ・内容、主な出演者、主なスタッフ等）

「創作初演、新演出、改訂振付、再演、その他（ ）」

↑該当する作品内容を全てプルダウンで選択してください。

(創作初演には「世界初演」「日本初演」「団体としての初演」を含みます。)

演目：「〇〇〇〇」

[illegible]

脚本：○○○○

演出：○○○○

振付：○○○○○

出演：〇〇〇〇〇役 〇〇〇〇、 〇〇〇〇（〇〇バレエ団、東京）

○○○○○役 ○○○○、 ○○○○

〇〇〇〇〇役 〇〇〇〇〇、 〇〇〇〇〇 他〇〇名

舞台美術デザイン：〇〇〇〇

照明プラン：〇〇〇〇

音響プラン：〇〇〇〇

舞台監督：〇〇〇〇（〇〇株式会社、東京）

大道县：〇〇〇〇（株式会社〇〇〇〇、東京）

小道具：〇〇〇〇（株式会社〇〇〇〇、東京）

衣装：〇〇〇〇（有限会社〇〇〇〇、大阪）

かつら：〇〇〇〇（株式会社〇〇〇〇、京都）

【収入予算】

単価は消費税を含む金額を入力してください。

水色のセルは自動的に反映されるため、入力しないでください。

団体名

一般社団法人 ○△□

活動名

第50回公演

収入合計（千円）

#, ###

①

区分	項目	細目	内訳	内訳詳細	金額（円）	小計（千円）
収入	入場料収入					
	会場情報					
		各会場の入場料収入は別紙に記入→				
		会場名	○○			
		会場の席数（定員）	1,000			
		売止席数	感染症対策による売止席数	200 席		
			その他売止席数	50 席		
		使用席数	750 席	使用席数 × 公演回数（a）		7,500
		公演回数	10 回			
		販売枚数（b）	#, ###	有料入場率（b/a）		##, %
		入場者数（c）	#, ###	総入場率（c/a）		##, %
	入場券内訳					
		券種	単価/円（税込） × 枚数	単価 × 枚数		小計（千円）
		S席	#, ### × ###	###, ###		#, ###
		A席	#, ### × ###	###, ###		
		B席	#, ### × ② ###	###, ###		⑧
		学生席	#, ### × ###	###, ###		
		会員席	#, ### × ###	###, ###		
				0		
		招待券枚数	0 × ##	0		
		小計		#, ###, ###		
		割引販売を行っている場合のみ、割引額の合計をマイナスで記入→		-###, ###		
		合計		#, ###, ###		
	配信等収入					
		有料オンライン配信チケット	#, ###円 × ###人	###, ###		###
	その他の収入					
	活動に附帯するワークショップ・シンポジウム等収入					
		ワークショップ		###, ###		###
	共催者負担金					
		○○財団負担金		#, ###, ###		#, ###
	補助金・助成金					
		○○補助金（申請中）		#, ###, ###		#, ###
		○○財団助成金（申請予定）		⑤ ###, ###		
				本助成金（芸術文化振興基金）を記入しないでください。		
	寄付金・協賛金					
		寄付金 ○○社		###, ###		#, ###
		協賛金 ○○社		###, ###		
		クラウドファンディング（実施予定）		#, ###, ###		
	プログラム等売上収入					
		プログラム売上	⑥ ###円 × #, ###部	###, ###		###
	広告料・その他の収入					
		パンフレット広告料	⑦ #, ###円 × ##社	###, ###		###

番号	項目	記入要領
①	内訳 内訳詳細 金額(円)	・単価は円単位で、税込金額を記入してください。 ・細目ごとに適正な金額で積算してください。 ・積算根拠が明確になるように、可能な限り、単価や数量を具体的に記入してください。
②	入場料収入	・想定している入場料収入を記入してください。 ・「会場の席数(定員)」「売止席数」「使用席数」は、1ステージの席数です(使用席数＝会場の席数－売止席数)。 ・会場の席数(定員)には、会場の最大収容人数(いわゆる定員)を記入してください。 ・売止席数には、感染症対策等のために使用しない(観客等が着席しない)席の数、又はその他理由により使用しない席の数を記入してください。 ・「入場券内訳」→券種、単価、枚数(公演会場における全ステージ分)を記入してください。 ・「割引販売を行っている場合のみ、割引額の合計をマイナスで記入」→団体販売、会員割引等により実際の販売価格が単価×枚数と異なる場合は、その差額を記入してください。 (例:差額が1万円の場合「-10,000」とすること) ・販売手数料がかかる場合は、入場料収入を減額するのではなく、【支出予算】のシートに「宣伝・印刷費」の「入場券販売手数料」として計上してください。
③	配信等収入	・助成対象活動の映像のネット配信による収入がある場合に、計上してください。
④	活動に附帯するワークショップ・シンポジウム等収入	・助成対象となるワークショップ・シンポジウム等の収入を記入してください。 ・※助成対象となるのは活動の仕込みからばらしの期間に実施し、かつ活動と同一会場にて実施されるもののみ。
⑤	共催者負担金 補助金・助成金 寄付金・協賛金	・共催者負担金については、実際に金銭の収入が発生する場合のみ計上してください。 ・クラウドファンディングを実施する場合は[寄付金・協賛金]欄に記入してください。 ・これらの収入については、要望書提出時の見込額・予定額・決定額を計上してください。 ※補助金・助成金等の場合は「申請予定」「申請中」「決定済」、寄付金・協賛金の場合は「交渉予定」「交渉中」「決定済」、クラウドファンディング等の場合は「実施予定」「実施中」「達成」と状況も記載してください。 ・本助成金(芸術文化振興基金)は記入しないでください。
⑥	プログラム等売上収入	・助成対象活動以外のプログラム・DVD や団体グッズ等の売上は計上不要です。
⑦	広告料・その他の収入	・広告料、その他上記項目に当てはまらない収入がある場合には、この欄に計上してください。
⑧	小計(千円)	・千円単位(千円未満は切捨て)とします。

(別紙 入場料詳細)

複数会場で公演を実施する場合等に記入してください。

入場料合計 (円)	#, ###, ###		
公演回数合計	28	総使用席数 (a)	4,350
販売枚数合計 (b)	##, ###	有料入場率 (b/a)	
総入場者数合計 (c)	##, ###	総入場率 (c/a)	

水色のセルは自動的に反映されるため、入力しないでください。

公演日	2023/07/01～2023/07/05			
会場名	〇〇劇場			
会場の席数(定員)	200 席			
売止席数	感染症対策		その他	
使用席数	200	使用席数×公演回数(a)		2,000
公演回数	10			
販売枚数(b)	##,###枚	有料入場率(b/a)		##, %
総入場者数(c)	##,###枚	総入場率(c/a)		##, %
入場券内訳				
券種	単価/円(税込)	×	枚数	単価×枚数
一般	#,###	×	#,###	#,###,###
大学生	###	×	###	###,###
高校生以下(無料)	0	×	#,###	0
		×		0
		×		0
		×		0
		×		0
		×		0
		×		0
		×		0
招待券枚数		×	###	0
小計				#,###,###
割引販売を行っている場合のみ、割引額の合計をマイナスで記入→				
合計				#,###,###

公演日		2023/09/01～2023/09/06			
会場名		〇△ホール			
会場の席数(定員)		150▲席			
売止席数	感染症対策		50	その他	
使用席数		100	使用席数×公演回数(a)		700
公演回数		7			
販売枚数(b)		###枚	有料入場率(b/a)		##, %
総入場者数(c)		###枚	総入場率(c/a)		##, %
入場券内訳					
券種	単価/円(税込)	×	枚数	単価×枚数	
一般	#, ###	×	###	###, ###	
高校生以下	#, ###	×	##	##, ###	
				0	
会場の席数(定員)には、会場の最大収容人数(いわゆる定員)を記入してください。 売止席数には、感染症対策等のために使用しない(観客等が着席しない)席の数、又はその他理由により使用しない席の数を記入してください。				0	
				0	
				0	
				0	
				0	
				0	
		×		0	
		×		0	
招待券枚数		×	##	0	
小計				###, ###	
割引販売を行っている場合のみ、割引額の合計をマイナスで記入→					
合計				###, ###	

会場の席数 (定員) には、会場の最大収容人数 (いわゆる定員) を記入してください。
売止席数には、感染症対策等のために使用しない (観客等が着席しない) 席の数、又はその他理由により使用しない席の数を記入してください。

公演日	2023/10/15～2023/10/20			
会場名	□〇シアター			
会場の席数(定員)	180 席			
売止席数	感染症対策	30	その他	
使用席数	150	使用席数 × 公演回数 (a)	1,650	
公演回数	11			
販売枚数 (b)	##, ###枚	有料入場率 (b/a)	##, %	
総入場者数 (c)	##, ###枚	総入場率 (c/a)	##, %	
入場券内訳				
券種	単価/円 (税込)	×	枚数	単価 × 枚数
一般	#, ###	×	#, ###	#, ###, ###
子ども	###	×	###	###, ###
シニア	#, ###	×	###	###, ###
2セット券 (5,000円)	2,500	×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		0
招待券枚数		×	###	0
小計				#, ###, ###
割引販売を行っている場合のみ、割引額の合計をマイナスで記入→				
合計				#, ###, ###

2セット券5,000円を20枚予定の場合は、
以下のように記載してください。
席種 2セット券 (5,000円)
単価 2,500
枚数 40

公演日				
会場名				
会場の席数(定員)				
売止席数	感染症対策		その他	
使用席数		0	使用席数×公演回数(a)	
公演回数				
販売枚数(b)			有料入場率(b/a)	
総入場者数(c)			総入場率(c/a)	
入場券内訳				
券種	単価/円(税込)	×	枚数	単価×枚数
		×		0
		×		0
		×		0
一定の場合は、 下さい。 (円)		×		0
		×		0
		×		0
		×		0
		×		0
		×		0
		×		0
		×		0
招待券枚数		×		0
小計				0
割引販売を行っている場合のみ、割引額の合計をマイナスで記入→				
合計				0

【支出予算】

団体名

一般社団法人 ○△□

活動名

第50回公演「○△□」

水色のセルは自動的に反映されるため、入力しないでください。

助成対象経費総額（支出総額）		（千円）							
助成金算定基礎経費		#,###							
①	項目	金額							
①	出演費	#,###							
②	文芸費	#,###							
③	舞台費	#,###							
【助成対象経費】									
項目	細目	支払先及び内容	② 単価等(円)	数量(1)	数量(2)	消費税等	金額(円)	小計(千円)	
①	出演費	出演料	〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇	#,###	# 人	# 回		###,###	#,###
		出演料	〇〇〇〇ほか（#名）	#,###	# 人	# 回		###,###	
	音楽費	作曲料	〇〇〇〇	###,###				###,###	###
		コレペティ料	〇〇〇〇	###,###				###,###	
②	文芸費	演出料	〇〇〇〇	###,###				###,###	#,###
		脚本料	〇〇〇〇	###,###				###,###	
		舞台監督料	〇〇〇〇	###,###				###,###	
		舞台監督助手料	〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇	#,###	# 人	## 日		###,###	
		舞台美術デザイン料	〇〇美術（株）	###,###				###,###	
		照明プラン料	〇〇照明（株）	###,###				###,###	
		衣装デザイン料	〇〇衣装（株）	###,###				###,###	
		音響プラン料	〇〇音響（株）	###,###				###,###	
		著作権使用料	音楽著作権（JASRAC）	#,###				#,###	
		企画制作料	〇〇〇〇、〇〇〇〇	#,###	# 人	## 日		###,###	
	会場費	会場使用料	〇〇劇場	###,###	## 日			#,###,###	#,###
		付帯設備使用料	〇〇劇場	###,###				###,###	
		稽古場借料	〇〇会館	###,###	## 日			###,###	
③	舞台費	大道具費	〇〇舞台	###,###				###,###	#,###
		小道具費	〇〇ステージ	###,###				###,###	
		舞台スタッフ費	〇〇ステージ	###,###	# 人	# 日		###,###	
		衣装費	〇〇衣装（株）	###,###				###,###	
		履物費	〇〇履物（株）	###,###				###,###	
		照明費	〇〇照明（株）	###,###				###,###	
		照明スタッフ費	〇〇照明（株）	###,###	# 人	# 日		###,###	
		音響費	〇〇音響（株）	###,###				###,###	
	運搬費	道具運搬費	〇〇輸送						###
	謝金	会場整理員謝金		#,###	# 人	# 日		###,###	###
	旅費	交通費	新幹線（〇〇～〇〇往復）	###,###	# 人			###,###	###
		宿泊費（甲地）	〇〇ホテル	#,###	# 人	# 泊		###,###	
		宿泊費一式	##名、5泊分 〇〇県〇〇市	###,###				###,###	
	宣伝・印刷費	広告宣伝費	公演宣伝ウェブページ作成費、〇〇社（株）	###,###				###,###	###
		入場券等販売手数料	チケット〇〇	#,###	### 枚			###,###	
		案内状送付料	DM送付	##	#,### 通			##,###	
		プログラム印刷費	〇〇印刷（株）（#、###部、デザイン料込）	###,###				###,###	
		入場券印刷費	〇〇印刷（株）	###,###				###,###	
		チラシ印刷費	〇〇印刷（株）（###、###枚、デザイン料込）	###,###				###,###	
		ポスター印刷費	〇〇印刷（株）	###	### 枚			###,###	
	記録・配信費	録音録音録画・編集費	〇〇映像（株）	###,###				###,###	###
		配信用サイト作成・利用料	〇〇通信（株）	###,###				###,###	
感染症対策費（その他の助成対象経費の合計額の10%が上限額）									
		感染症予防用品購入費	マスク（###枚）	#,###			1.10	#,###	（上限額）
		消毒関係消耗品購入費	アルコール（##本）	#,###			1.10	#,###	###
		検査費	PCR検査	#,###	## 人			###,###	

番号	項 目	記 入 要 領
①	助成金算定基礎経費	・<u>助成対象経費のうちから3つの費目</u>を選択して、その費目を<u>プルダウンで選択</u>してください。 ・各費目の小計欄は、助成対象経費の小計欄から自動で転記されます。
②	単価等(円) 数量(1)(2) 消費税等 金額(円)	・単価は円単位で記入してください。税抜きで単価を記入する場合は、「消費税等」の欄に消費税率(1.10)を入力してください。 ・単価が外国通貨の場合には、「単価」の欄には外国通貨の額を記入し、「消費税等」の欄に為替レートを記入してください。 例:100 \$、為替レート 110 円の場合 「単価」欄:100 「消費税等」欄:110 ・「単価」「数量」欄は整数のみ入力できます。単価に小数点以下が発生する場合には、一式で入力した上で、備考欄に数量を記入してください。 ・<u>細目ごとに適正な金額で積算</u>してください。 ・積算根拠が明確になるように、<u>可能な限り、単価や数量を具体的に記入</u>してください。
③	助成対象経費	・<u>項目ごとに該当する「細目」を全てプルダウンで選択し、「支払先及び内容」を記入</u>してください(細目及び内訳名は、<u>各分野の「①助成対象経費」(音楽 P. 22、舞踊 P. 23)</u>に記載のものと一致しています。) ・「支払先及び内容」には、選択した細目の詳細、発注先(団体名・個人名)、数量を一式で計上している場合の個数等(例:衣装製作費 10 名分)を記入してください。 ・支出経費は活動内容に則した積算とし、適切な収支予算となるようにしてください。 ・<u>交通費・宿泊費等は、仕込みからばらしの期間で必要な場合のみ計上</u>してください。
④	助成対象経費 (感染症対策費)	・<u>項目ごとに該当する「細目」を全てプルダウンで選択し、「支払先及び内容」を記入</u>してください(細目及び内訳名は、<u>各分野の「②感染症対策費」(音楽 P. 22、舞踊 P. 23)</u>に記載のものと一致しています。) ・感染症対策費は、その他の助成対象経費の合計額の10%が上限となります。 ・小計(上限額)欄は、感染症対策費の小計または上限額のいずれか低い金額が自動で表示されます。そのため、計上された感染症対策費の小計が上限額を超える場合は、自動で上限額が表示されます。

応募条件及び提出書類 ～現代舞台芸術創造普及活動(演劇)～

助成の対象となる活動

助成の対象となる者が自ら主催して我が国において行う優れた現代舞台芸術の公演活動で、優れた実績や豊かな将来性に基づいた創造・普及活動及び先駆的な創造活動等を対象とします。

ジャンル・・・現代演劇、児童演劇、人形劇、ミュージカル等の公演

(注) アマチュア等の文化団体が主催する活動については、別に募集する地域の文化振興等の活動「アマチュア等の文化団体活動」に応募してください(芸術文化振興基金助成対象活動募集案内ー地域の文化振興等の活動ー参照)。

助成の対象となる者

現代舞台芸術の創造・普及に係る活動を行うことを主たる目的とする我が国の芸術団体等で、次の(1)～(4)のいずれかに該当し、かつ、下記の実績要件を充たすものとします。

- (1) 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人
- (2) 特定非営利活動法人(NPO法人)
- (3) 上記(1)(2)以外の法人格を有する団体であって、原則として一定数以上の対象分野の実演家を擁する団体又は劇場施設を有する団体
- (4) 法人格を有しない団体(任意団体)の場合は、次の要件をすべて充たしていること。
 - ア 主たる構成員が実演家又は芸術団体であること
 - イ 定款に類する規約等を有し、次のウ～オについて明記されていること
 - ウ 団体の意思を決定し、執行する組織が確立されていること
 - エ 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること
 - オ 団体活動の本拠としての事務所を有すること
 - カ 令和4年11月1日現在、団体設立後1年以上の芸術活動実績を有すること

実績要件

令和元年11月16日～令和4年11月15日の3年間に、応募分野において日本国内で自ら主催する有料の公演を1回以上実施していることが要件になります(提出された実績資料で確認します。)。応募団体が企画・制作した公演であっても、応募団体が主催していないもの(第三者から依頼を受けて行った公演等)は、実績に含みません。

なお、令和2年2月1日～令和4年11月15日の間に実施を予定し、新型コロナウイルス感染症の影響により中止された公演については、開催実績として算入することができます(実績は、提出された実績資料(チラシや企画書等)で確認します。)

応募できない活動

以下の活動は原則として助成の対象とならず、応募できません。

- 観客が特定の人に限られ、広く一般に公開されない活動
- 政治的又は宗教的な宣伝意図を有する活動
- 慈善事業への寄付を目的として行われる活動
- 自ら主催する公演ではない依頼公演等
- あらかじめ企画・制作されたものを購入する公演（買取公演、招へい公演等）
- **独立行政法人日本芸術文化振興会と共催する活動**
 - ※ 共催しない場合でも、当振興会に支払う経費は計上できません。ただし、当振興会が設置・運営する劇場で実施する活動に係る会場使用料、付帯設備使用料及び稽古場借料等は計上できます。
- **文化庁の補助金や国の委託費等が支出される活動**
 - ※ P. 9「他の助成事業等への重複応募・重複助成」参照
- 特定の企業名等を活動名に付す、いわゆる「名称冠公演」
 - ※ ネーミングライツにより施設名に企業名が入る場合を除きます。
- コンクール・コンテストを主たる目的とする活動
- 教育や研究を主たる目的とする活動
- 公演等を伴わない、ワークショップ・講演会・シンポジウム・映像配信のみの活動

（注）企業からの協賛金等や民間の助成団体・地方公共団体からの助成金・補助金等の交付を受ける活動については助成の対象となり得ますが、その場合は要望書の所定欄に必ずその旨を記入してください。

審査基準

応募のあった活動については、以下の基準により審査を行いますので、必ずご確認ください。

【企画内容】

- ア 企画意図及び目標、内容が具体的であり、優れた企画性や創造性を有していること
- イ 企画意図及び目標、内容に沿って、芸術的成果を上げることが期待できること
- ウ 団体及び活動の今後の発展に期待が持てること

【運営・その他】

- エ 活動の予算積算が明確かつ適切であること
- オ 団体の運営が適正であること
- カ 観客層拡充等に努める活動計画であること
- キ 助成の緊要度が高い活動であること

助成金の額及び助成の仕組み

(1) 一般枠

助成金の額は、下表のとおり3つの区分があります。以下の①及び②の条件を満たした上で、いずれかひとつの区分を選択し応募してください。

- ① 1ステージあたりの公演会場の定員が下表上段「会場の定員」にあてはまること。なお、新型コロナウイルスの影響で、座席数を制限する場合であっても、あくまで、公演を実施する会場の本来の座席数（定員）が基準となります。
- ※ 複数会場で公演を実施する場合は、座席数の最も多い会場の定員を基準とします。
 - ※ 可変式客席（座席の設置パターンが複数ある）の会場の場合は、使用席数を基準とすることができます。
 - ※ 劇場・ホール以外（フリースペース、屋外、テント等）で実施する場合は、使用席数を基準とし、座席設置の根拠となる資料（図面等）を提出してください。
- ② 下記の助成対象経費（感染症対策費を除く。）のうちから選択した3つの経費（以下、「助成金算定基礎経費」という。）の合計額が、①で下表において該当した「会場の定員」に対応する「助成金の額」以上であること。なお、助成金算定基礎経費の合計額が対応する「助成金の額」に満たない場合は、それより低い「助成金の額」を選択することが可能です。
- ※ 助成金算定基礎経費を申請後に変更することはできません。
 - ※ 経費の選択は任意であり、審査に影響することはありません。

【助成対象経費】各経費の詳細はP. 44をご覧ください。

出演費、音楽費、文芸費、会場費、舞台費、運搬費、謝金、旅費、宣伝・印刷費、記録・配信費
感染症対策費（上記経費の合計額の10%が上限）

【会場の定員及び助成金の額の区分】

会場の定員	150 人未満	150 人以上 300 人未満	300 人以上
助成金の額 (助成金算定基礎経費の合計額 が右記の額以上であること)	100 万円	200 万円	400 万円

【例1】

- 会場キャパ ⇒ 250 人
- 助成金算定基礎経費の合計額 ⇒ 500 万円
出演費100万円、文芸費200万円、舞台費200万円
- 応募する助成金の額の区分 ⇒ 200 万円

【例2】

- 会場キャパ ⇒ 500 人
- 助成金算定基礎経費の合計額 ⇒ 300 万円
出演費100万円、文芸費100万円、舞台費100万円
- 応募する助成金の額の区分 ⇒ 200 万円

(2) ネクストステージ（観客拡充）枠 ※（1）の特例

下記の実績要件及び応募要件を満たす団体は、400 万円の区分に応募することが可能です。

【実績要件】

平成29年11月16日から令和4年11月15日までの5年間のうちの任意の1年（365日）間に、国内で自ら主催する有料公演（1活動※）において、有料観客数1,800人以上、または公演回数（ステージ数）20回以上の実績を有すること。

【応募要件】

- ① 応募する1活動（※）の会場の定員の合計（会場の定員×公演数）が2,500席以上または公演回数（ステージ数）が25回以上。
- ② 下記の助成対象経費（感染症対策費を除く。）のうちから選択した3つの経費の合計額が400万円以上であること。

※ 1活動は、所定の期間に実施される同一演目の公演（複数会場でも可）とします。複数劇団が参加するフェスティバルの場合は、フェスティバル全体における有料観客数、公演回数を対象とします。

【助成対象経費】各経費の詳細はP. 44をご覧ください。

出演費、音楽費、文芸費、会場費、舞台費、運搬費、謝金、旅費、宣伝・印刷費、記録・配信費
感染症対策費（上記経費の合計額の10%が上限）

【助成金の額】400万円

【例】

- 過去5年間の公演実績
令和元年6月に主催した公演における有料観客数2,000人
- 助成金算定基礎経費の合計額 ⇒ 500万円
出演費100万円、文芸費200万円、舞台費200万円
- 応募する助成金額の区分 ⇒ 400万円

（3）新設劇団枠

若手の実演家やスタッフを中心に構成され、今後の発展に期待ができる団体については、新規に応募しやすくするため、特別の枠を設けます。ただし、応募する団体には実績要件等（P. 38参照）に加え、次の応募要件を充たす必要があります。

なお、採択は初回採択から5年以内で3回（初回を含む）を上限とします。また、新設劇団であっても、要件を満たせば（1）、（2）に応募することも可能です。

【応募要件】

- ① 令和4年11月1日現在、設立から1年以上5年以内であること。
- ② 過去に芸術文化振興金助成事業の採択実績がないこと。
- ③ 下記の助成対象経費（感染症対策費を除く。）のうちから選択した3つの経費の合計額が100万円以上であること。会場の定員は問わない。

【助成対象経費】各経費の詳細はP. 44をご覧ください。

出演費、音楽費、文芸費、会場費、舞台費、運搬費、謝金、旅費、宣伝・印刷費、記録・配信費
感染症対策費（上記経費の合計額の10%が上限）

【助成金の額】100万円

※ 全国普及枠は令和4年度限りで終了しました。

提出書類一覧

当振興会のウェブサイトから応募する活動区分・分野に対応した様式をダウンロードし、助成金交付要望書受付システムを通じて提出（アップロード）してください。

システムの都合上、アップロードできるファイル数の上限は3つ、ファイルサイズの上限は10MBです。

1	要望書様式 一式 (Excel)	様式あり	ファイル名：R5_13_kikin_engeki_yobo.xlsx 保存形式：EXCEL
① 総表 ② 団体概要 ③ 活動実績 ④ 個人略歴（2枚まで） ⑤ 個表 ⑥ 収入予算 ⑦ 支出予算		1つの Excel ファイル内に、左の複数のシートがあります。 <注意事項> ・ 白いセルのみ入力可能です(グレー・水色には入力しないでください)。 ・ 行・列の追加・削除はできません。また、セルの「切り取り」「貼り付け」は行わず、必ず「コピー」「貼り付け」をしてください。 ・ シートの追加・削除はできません。使用しないシートがある場合は、空欄のまま提出してください。 ・ <u>ファイルの名前及び拡張子(.xlsx)は変更しないでください。</u> ・ Google スプレッドシートや Mac の Numbers、Microsoft 製以外のオフィスソフト等を使用するとエラーとなりますので、<u>必ず Microsoft が提供している「Excel」を使用して作成してください。</u> ・ <u>開封パスワード等の設定をしないでください。</u>	

2・3	その他の必要書類	様式なし	保存形式：ZIP PDF 等
・ 規約等 ・ 公演実績資料 ・ 参考資料 ・ その他別紙 等 ※ 応募する活動や主催団体の形態によって必要書類は異なります。		要望書以外の提出書類が2点までであれば、そのまま添付できます。3点以上の場合、複数のファイルを1つのフォルダに保存し、ZIP ファイルに圧縮して添付してください。 <注意事項> ・ 押印が必要な書類については、押印後の書類をスキャンしてPDF形式で保存してください。 ・ <u>ファイル及び ZIP ファイルに開封パスワード等の設定をしないでください。</u>	
PDF 規約等 PDF 参考資料 PDF 公演実績資料 団体名 ※フォルダ名は申請団体名で作成ください。 右クリック 開く(O) 印刷(P) 編集(E) プログラムから開く(H) 共有(H)... 送る(N) 切り取り(T) コピー(C) ショートカットの作成(S) 削除(D) 名前の変更(M) プロパティ(R) 圧縮 (zip 形式) フォルダ デスクトップ (ショートカットを作成) メール受信者 ドキュメント フロッピー ディスク ドライブ (A:) ZIPファイル ※ご使用のパソコン環境によって、見た目が異なる場合があります。			

※ 応募要件の確認に必要な場合、追加で上記以外の書類の提出をお願いする場合があります。

※ 様式のある書類については、記入例をご覧ください。

(1) 要望書様式 (Exce1) 一式

④の個人略歴は、代表者〔必須〕、芸術上の中核者〔必須〕、活動の芸術上中核者〔任意〕について、最大2枚まで提出できます。

(2) 規約等

最新の規約等を提出してください。

法人格を有する団体 : 定款

法人格を有しない団体 (任意団体) : 定款に類する団体規約

※ 任意団体の場合、以下の内容が規定されていることが必須となります。

- 団体の意思を決定し、執行する組織が確立されていること
- 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること
- 団体活動の本拠としての事務所を有すること

(3) 公演実績資料 (一式)

令和元年11月16日～令和4年11月15日の3年間に応募分野において日本国内で自ら主催する有料の公演を1回以上実施した実績を確認できる資料 (チラシ等) を一式提出してください。

当該団体が企画・制作した公演であっても、当該団体が主催をしていないもの (第三者から依頼を受けて行った公演) は、実績に含まないものとします。

なお、令和2年2月1日～令和4年11月15日の間に実施を予定し、新型コロナウイルス感染症の影響により中止された公演については、実施予定であったことが確認できる資料 (チラシや企画書等) を提出してください。

○ ネクストステージ (観客拡充) 枠のみの追加書類

ネクストステージ (観客拡充) 枠に応募する場合は、上記の資料に加え、平成29年11月16日から令和4年11月15日までの5年間のうちの任意の1年 (365日) 間に、国内における自ら主催する有料公演 (1活動 (注1)) において、有料観客数1,800人以上、または公演回数 (ステージ数) 20回以上の活動を行ったことを確認できる書類 (注2) を提出してください。中止した活動を実績に含めることはできません。

(注1) 1活動は、所定の期間に実施される同一演目の公演 (複数会場でも可) とします。複数劇団が参加するフェスティバルの場合は、フェスティバル全体における有料観客数、公演回数を対象とします。

(注2) 売上枚数の確認書類 例: 委託販売先から発行されたチケット精算書、帳簿 等

公演回数の確認書類 例: 会場から発行された公演回数のわかる使用明細書、チラシ 等

(4) 参考資料

参考資料として合計A4判1枚に限り、過去に行った活動の評論記事、写真、図、ステージプラン、チラシ等を添付することができます。

助成対象経費：演劇

活動の支出予算に記入する経費（下記に記載された費目のみ記入できます。）

※令和5年度（2023年4月1日～2024年3月31日）に自ら支払った経費であることが銀行振込明細書等により確認できること。

	項 目	細 目
① 助 成 対 象 経 費	出演費	出演料、演奏料、合唱料、指揮料
	音楽費	作曲料、編曲料、作詞料、訳詞料、音楽制作料、調律料、楽器借料、楽譜借料、 写譜料、合唱指揮料、副指揮料
	文芸費	演出料、演出助手料、監修料、構成料、ドラマトゥルク料、 振付料、振付助手料、脚本料、脚色料、補綴料、翻訳料、字幕原稿翻訳・作成料、 舞台監督料、舞台監督助手料、舞台美術デザイン料、人形美術デザイン料、 照明プラン料、衣装デザイン料、音楽プラン料、音響プラン料、映像プラン料、 特殊効果プラン料、言語指導料、方言指導料、剣術指導料、所作指導料、合唱指導料、 歌唱指導料、振付指導料、著作権使用料、ライセンス料、企画制作料（注1）
	会場費	会場使用料、付帯設備使用料、稽古場借料（定期的な練習は除く。）
	舞台費	大道具費、小道具費、舞台スタッフ費、人形製作費、衣装費、衣装スタッフ費、 履物費、かつら（床山）費、メイク費（ヘアメイクを含む）、照明費、照明スタッフ費、 音響費、音響スタッフ費、映像費、映像スタッフ費、特殊効果費、 機材借料（障害者対応に係る経費を含む。）、 字幕費、音声ガイド費（障害者対応に係る経費を含む。）
	運搬費	道具運搬費、楽器運搬費 ※ 搬入（仕込み）から搬出（ばらし）までの期間に必要な場合のみ。
	謝 金	原稿執筆謝金、翻訳謝金（点字を含む）、会場整理員謝金、託児謝金（来場者向け）、 医師・看護師謝金、講演謝金、手話通訳謝金、要約筆記謝金
	旅 費	交通費、宿泊費、日当（注2）
	宣伝・ 印刷費	広告宣伝費、入場券等販売手数料、案内状送付料、プログラム印刷費、台本印刷費、 入場券印刷費、チラシ印刷費、ポスター印刷費、アンケート用紙印刷費 ※ 各印刷費について点字に係る経費を含む。
② 感 染 症 対 策 費	記録・ 配信費	録画費、録音費、写真費、 ※ 以下、ネット配信等に係る経費（公演の様相（ダイジェストは除く）のネット配信、DVD 等への記録・ 作成費を計上可） 配信用録音録画・編集費、配信用機材借料、配信用サイト作成・利用料
	①の助成対象経費の合計の10%を上限とする。 ○ 感染症予防用品購入費（単価10万円未満のものに限る） ○ 消毒関係消耗品購入費（単価10万円未満のものに限る） ○ 消毒作業費（外注費含む） ○ 感染症対策機材購入・借用費（購入の場合、単価10万円未満のものに限る） ○ 検査費（出演者・スタッフのPCR検査、抗原検査費用）	

（注1）企画制作料は、事務職員の給与や事務所維持費のような管理経費ではなく、助成対象公演における企画・制作等に直接関わるスタッフ人件費が対象となります。

（注2）旅費は、**搬入（仕込み）から搬出（ばらし）までの期間に必要な場合のみ**計上ができます。交通費には、**航空・船舶・列車運賃の特別料金（ファーストクラス、ビジネス料金、グリーン料金等）は計上できません**。なお、**宿泊費、日当は下記の金額が上限**となります。また、**日当は、宿泊を伴う場合のみ**計上ができます。

甲地：宿泊費 10,900 円 日当 2,200 円 乙地：宿泊費 9,800 円、日当 2,200 円

甲地・・・さいたま市、千葉市、東京都特別区、横浜市、川崎市、相模原市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、
神戸市、広島市、福岡市

乙地・・・上記以外の都市

活動の支出予算に記入できない経費

- (ア) 事務運営管理に関する経費
 (イ) 団体の財産になり得る物の購入や製作経費
 (ウ) 行政機関に支払う手数料
 (エ) 社会通念上、公金で賄うことがふさわしくない経費
 (オ) (ア)～(エ)のほか、団体の自主財源により賄うべき経費

(7)	○事務所維持費 ○事務職員給与 ○振込手数料・代引手数料等 ○電話代 ○ウェブサイト作成費（応募活動以外に係るもの） ○ウェブサイト運用費 ○予備費 等
(イ)	○楽器・楽譜購入費 ○事務機器・事務用品等の購入・借用費 ○書籍・CD等資料購入費 ○備品等購入費 等
(ウ)	○印紙代 ○ビザ取得経費 等
(エ)	○交際費・接待費 ○レセプション・パーティーに係る経費 ○打ち上げ費 ○飲食に係る経費 ○記念品代 等
(オ)	○オーディション経費 ○コンクールに係る審査経費（謝金・旅費等）及び賞金・商品代金 ○自ら設置し又は管理する会場施設において稽古を行う場合の稽古場借料 ○定期的な練習のための稽古場借料 ○取材・会議等に係る経費 ○稽古のための楽器演奏謝金 ○ガソリン代（レンタカーに係る場合は除く。） ○当振興会へ支払う経費（会場の使用に係る場合等を除く。） ○各種保険料 等

(注) これらの経費は、外部に委託した場合についても記入できません。

経費計上の際の注意点

(1) 関連行事に係る経費

ワークショップ・講演会・シンポジウムに係る経費は、通し総稽古から公演終了までの期間に当該文化施設で行うものであって助成対象活動に関連がある場合に限り、助成対象経費に計上することができます。

(2) 助成金の減額

採択された活動を当初計画どおりに実施した場合、応募した区分の助成金の額が助成されることとなりますが、活動実施の結果、3つ選択した助成対象経費（助成金算定基礎経費）の合計額が採択時の助成金の額を下回った場合には、当初より減額となり、実施後の3つの助成対象経費の合計額（千円未満切捨て）が助成金の額になります。

【例】採択時の3つの経費の合計額 250万円 ⇒ 採択時の助成金の額 200万円

① 活動終了後の3つの経費の合計額 220万円 ⇒ 支払われる助成金の額 200万円

② 活動終了後の3つの経費の合計額 180万円 ⇒ 支払われる助成金の額 180万円

(3) 活動前年度に支払う経費（計上不可）

当該活動に係る経費であっても、活動前年度まで（2023年3月31日以前）に支払う経費は計上できません（著作権使用料や、会場費の前払い、早期に制作する広告宣伝物等に係る経費にご注意ください。）。

(4) 複数の支出内容が含まれている場合の経費

業務を一括して発注する場合等、1つの支払いに複数の支出内容が含まれている場合は、見積書等の徴取により可能な限り細目ごとの金額内訳を確認し、計上してください。

（例：出演費に各種プラン料を含む、会場整理員謝金に交通費を含む）

様式第1号（第3条関係）

【総表】

令和5年度 芸術文化振興基金
助成金交付要望書

水色のセルは自動的に反映されるため、入力しないでください。

独立行政法人日本芸術文化振興会理事長 殿

下記の活動を行いたいのので、芸術文化振興基金助成金交付要綱第3条の規定に基づき、助成金の交付を要望します。

活動区分		現代舞台芸術創造普及活動・演劇				支援枠	[1]一般枠			
						ジャンル	現代演劇			
団体情報	郵便番号	102	-	8656	該当するものをプルダウンで選択。					
	郵便番号	都道府県 プルダウンで選択。				市区町村～番地（建物名含む）				
	団体住所（所在地）	東京都		千代田区亀町4-1 ○△ビル3階						
	団体名（フリガナ）	マルサンカクシカク		法人格（一般社団法人等）部分のフリガナは不要（入力しないでください）です。数字もカタカナ表記としてください。						
	団体名（主催者）	一般社団法人 ○△		法人格の後ろを1文字空けてください。						
	代表者役職名	代表理事		姓と名の間を1文字空けてください。						
	代表者氏名	丸角 四郎		半角英数でハイフンを用いてください。						
団体電話番号	**-****-****									
担当者情報	担当部署・所属	制作部			担当者電話番号	**-****-****				
	（フリガナ）	カクタ サブロウ			時間外連絡先	**-****-****				
	氏名	角田 三郎			担当者e-mail	****@****.****.****				
活動内容	活動名（フリガナ）	ダイゴジュツカイクウエン								
	活動名	第50回公演「○△」								
	実施時期及び実施場所	開始日	2023/7/1	～	2023/10/20	実施会場	会場定員	（都道府県 市区町村）		
			2023/7/1	～	2023/7/5	○△劇場	200	東京都	千代田区	外2件
			2023/9/1	～	2023/9/6	○△ホール	150	愛知県	名古屋市	
			2023/10/15	～	2023/10/20	□○シアター	180	大阪府	大阪市	
			・活動の開始日が早いものから順に記入してください。 ・練習・仕込み・ばらしの期間は含まず、公演期間を記入してください。（2023/4/1～2024/3/31） ・活動が1日の場合は同じ日付をご記入ください。 ・12か所を超える公演地がある場合は、別紙を用いるとともに、水色のセルの計算式を消去して、直接入力してください。							
	活動の収支	助成金要望額（定額）				2,000千円				
		収入の区分	金額（千円）			支出の区分	金額（千円）			
		入場料収入	#,###			出演費 ①	#,###			
配信等収入		###			・一般枠で応募の場合、会場の定員によって、助成金要望額が異なりますので、定員に応じた額を選択してください。 ・[2]ネクストステージ枠で応募の場合、要望額は4,000千円になります。 ・[3]新設劇団枠で応募の場合、要望額は1,000千円になります。					
ワークショップ・シンポジウム等収入		###								
共催者負担金		#,###								
補助金・助成金		#,###								
寄付金・協賛金		#,###								
プログラム等売上収入		###			謝金	###				
広告料・その他の収入		###			旅	3つ選択した助成対象経費の合計額＝助成金算定基礎経費の合計額（★）が、助成金算定基礎経費の合計額（★）を超えていることを確認してください。				
（イ）収入合計	#,###			宣伝・記録・	###					
（ロ）自己負担金	#,###			感染症対策費	###					
収入総額（イ＋ロ）	##,###			助成金算定基礎経費の合計額（①＋②＋③）	#,###					
				助成対象経費総額（支出総額）	##,###					

【応募要件に関する確認事項】

[2]ネクストステージ枠または[3]新設劇団枠に応募する場合のみ記入。

[2]ネクストステージ枠

応募する活動の会場の定員の合計（会場の定員×公演数）が2,500席以上または公演回数（ステージ数）が25回以上

○

5030席

28回

[3]新設劇団枠

過去に芸術文化振興基金事業に採択実績がない

○

団体設立年月日

2020年**月**日

【団体概要】

(令和4年11月1日現在)

フリガナ	マルカク シロウ	代表者役職名	代表理事	水色のセルは自動的に反映されるため、入力しないでください。		
団体名	一般社団法人 ○△□	フリガナ	マルカク シロウ			
郵便番号	102 - 8656	代表者氏名	丸角 四郎			
住所	東京都 千代田 階 0	電話	***-****-****			
団体の種類	一般社団法人	プルダウンで選択。その他の法人の場合は、右欄に具体的な種類名を記入してください。				
団体設立年月	20**年**月	法人設立年月	20**年**月	法人番号 *****		
団体の事業目的	今回応募する活動のみならず、団体が行う文化芸術活動全般に係る目的について、その活動の芸術性、社会性等を踏まえて、記入してください。 また、団体の中長期的な目標や将来像、目指す姿について記入してください。					
団体の将来像等	常勤の役員、事務職員、技術職員、経理担当者及び監査担当者についてそれぞれの人数を記入し、主な役職員は氏名まで記入してください。また、欄内に収まるように記入してください。					
組 織	役 職 員		団体構成員及び加入条件			
	代表理事 ○○○○ 理事 ○○○○ 監事 ○○○○ 事務局長 ○○○○ 事務職員 ○○○○ 他*名		[団体構成員] (1) 団体構成員（維持会員は除く） 個人 **人（委員・会員**人），団体数** (2) 主な構成員 ○○○○、○○○○、○○○○			
	経理担当者 ○○○○ 監査担当者 ○○○○（○○会計事務所）		[加入条件] 経理担当者及び監査担当者は記入必須です。 担当者が外部の者である場合には所属先をカッコ書きしてください。			
沿 革	設立から現在までの組織の変遷、これまでに行った主な活動等を記入してください。					
	・事業年度ごとに、総収入に団体の総収入額を、総支出に団体の総支出額を記入してください。収支差は自動で表示されます。 ・令和4年度については予算額を記入してください。		・団体に対する補助金・助成金がある場合には、交付者の名称及び金額を記入してください。複数ある場合には、金額を合算してください。 ・個別の活動に対する補助金・助成金等については、活動実績の各活動の欄に記入してください。			
財務状況	年度	総収入 (A) (千円)	総支出 (B) (千円)	収支差 (A-B) (千円)	団体に対する補助金・助成金名	金額 (千円)
	R2	** , **	** , **	△**	○○基金 ●●県補助金	*, **
	R3	** , **	** , **	**	△△市補助金	*, **
	R4(見込み)	** , **	** , **	**	■■市補助金	*, **

※ A 4 判 1 枚に収まるように作成してください。

【活動実績】※ A 4 判 1 枚に収まるように作成してください。

(令和4年11月1日現在)

過去3年間（令和2年度～4年度）の国内・海外における活動実績を記入してください。
当該期間に活動実績がない場合には、「過去3年間に活動実績なし」を選択してください。

○ 国内公演

過去3年間に活動実績あり

プルダウンで選択。

年度	区分	活動名	公演回数 (回)	観客数 (人)	事業費 (千円)	助成金・補助金名	金額 (千円)
R2	主催	○○定期公演	10	1,200	4,000		
R2	主催	○○地方巡回公演	30	4,000	15,000	●●県補助金 文化庁「活動継続支援事業」	5,000
R2	依頼	○○地方公演	5	800	—		
		プルダウンで選択。					
R3	主催	○○定期公演（うち2回中止）	10	1,500	4,000	芸術文化振興基金	2,000
			—	—	—	●●県補助金 外1件	3,000
R3	主催	○○特別公演	4	500	3,000		1,000
R4	主催	○○定期公演	10	1,500	4,000	芸術文化振興基金	1,000
R4	主催	○○地方巡回公演	30	3,000	13,000	●●県補助金 外2件	4,000
R4	依頼	○○ホール公演	5	500	—		
○主催公演（国内・海外共通） ・応募団体が主催した国内公演、海外公演について、活動名、公演回数、観客数、事業費、助成金・補助金名、金額を記入してください。（応募分野以外の公演は記載しないでください。）1枚に収まらない場合には、主要なものを記入してください。 ・助成金・補助金名、金額には、文化庁、日本芸術文化振興会、その他助成団体や地方公共団体の助成事業名と助成金額を記入してください。 ・一つの活動に対して、複数の助成を受けた場合は、文化庁、日本芸術文化振興会の助成は1行にまとめて記入し、金額を合計してください。それ以外の助成は別の1行に記入し、複数ある場合には、1行に代表的なものの名称及び外○件と記入し、金額は、合算額を記入してください。 ・新型コロナウイルスの影響で中止した公演を記入する場合は、活動名の末尾に「（中止）」と明記してください。							
○依頼公演（国内・海外共通） ・応募団体が企画制作したが主催ではない公演及び第三者から依頼を受けて行った公演（いわゆる売り公演等）について、代表的なものを記入してください。（応募分野以外の公演は記載しないでください。） ・文化庁及び日本芸術文化振興会の助成金を受けている場合は、わかる範囲で助成事業名及び金額を記入してください。 ・団体に所属する個人の実績は記入しないでください。							

○ 海外公演

過去3年間に活動実績あり

年度	区分	活動名	公演回数 (回)	観客数 (人)	事業費 (千円)	助成金・補助金名	金額 (千円)
R2	主催	○○ヨーロッパツアー	10	1,500	10,000	文化庁「国際芸術交流支援事業」	2,000

【個人略歴】

(令和4年11月1日現在)

氏 名	フリガナ	マルカク シロウ		フリガナ	マルノ ダイキチ		生年月	19**年**月
	本名	丸角 四郎 本名を記入。		芸名等	丸野 大吉			
役割	団体の代表者		☐	都道府県名から記入してください。ビル名、マンション名や号室についても必ず記入してください。				
	団体の芸術上中核者		☐					
	活動の芸術上中核者		☐					
住所等	自宅	〒 **** - ****			電話	**-****-****		
		〇〇県〇〇市〇〇 *-*-* 〇〇ビル***号室			e-mail	****@***.***.**, jp		
	事務所・連絡先	〒 **** - ****			電話	**-****-****		
		東京都千代田区隼町4-1 〇△□ビル3階			e-mail	****@***.***.**, jp		
現職		代表理事			専門分野	演出		
経 歴	年月	職歴・芸術団体所属歴・主な芸術活動歴等						
	****年**月	「〇〇」(〇△□)を演出						
	****年**月	「〇〇〇」(〇〇座)を演出						
	****年**月～****年**月	〇〇協会所属						
	****年**月	「〇〇〇」(〇〇ホール)を演出						
	****年**月～****年**月	〇〇にて在外研修						
	****年**月	〇〇芸術祭にて「〇〇」(〇△□)を演出						
	****年**月～	〇〇大学講師						
		該当する項目について○印を選択してください(複数選択可)。【個人略歴】を提出できる枚数は2枚までです。 [団体の代表者] 提出必須の項目です。総表に記載した代表者について、ご記入ください。 [団体の芸術上中核者] 提出必須の項目です。当該分野での実演家(芸術監督・プロデューサー等)であることが必要となります。 [活動の芸術上中核者] 任意の提出項目です。上記二つが同一人物で、団体の芸術上中核者と活動の芸術上中核者が異なる人物である場合のみご提出ください。						
		職歴・芸術団体所属歴・主な芸術活動歴を記入してください。書き切れない場合は、主要なものを記入してください。						
受 賞 歴	年月	主な受賞歴						
	****年**月	第*回〇〇賞新人賞受賞						
	****年**月	第*回〇〇〇賞受賞						
		受賞歴を記入してください。書き切れない場合は、主要なものを記入してください。						

※ A4判1枚に収まるように作成してください。

【個表】

団体名	一般社団法人 ○△□		活動名	第50回公演「○△□」					
活動の目的及び内容	本活動の企画意図及び目標						水色のセルは自動的に反映されるため、入力しないでください。		
	① 14pt・7行以内								
	本活動の観客層拡充等に関する取組								
	② 14pt・4行以内								
	実施時期								
	仕込み	ゲネプロ	公演日（開始日・終了日）	開演時間	ばらし	実施回数	実施会場（所在地）	会場定員	
	6/28-6/29	6/30	2023/7/1 2023/7/5	14:00/19:00	7/5	10回	○△劇場（東京都千代田区）	200	
	8/29-8/30	8/31	2023/9/1 2023/9/6	15:00/19:00	9/6	7回	○△ホール（愛知県名古屋市中区）	150	
	10/13	10/14	2023/10/15 2023/10/20	13:00/18:00	10/21	11回	□△シアター（大阪府大阪市）	180	
	水色のセルは自動入力								
③									
計						28回	3ヶ所	会場定員計	5,030
本活動の内容	作品内容	創作初演						その他（	
	④ 14pt・30行以内								
	セル内で改行する場合は「ALT」キーを押しながら、「ENTER」キーを押してください。								
共催者・共同制作者名とその役割									
団体名：○△ホール 役割：共催 ○△ホールとのフランチャイズ契約に基づく、稽古場借料、会場費の減免。チケット販売協力。 団体名：○△財団 役割：共催 負担金拠出（助成対象とならない旅費・宿泊費に対する負担金）⑤ 14pt・3行以内 団体名：○△〇〇 役割：共同制作（演出担当）									
後援・協賛者名等とその役割									
団体名：○△大使館 役割：後援 名義使用 団体名：○△〇〇財団 役割：助成 助成金拠出（申請中） 団体名：○△〇〇 役割：助成 ○△〇〇補助金（申請中）⑥ 14pt・3行以内									
応募活動（演目）の当該年度及び前後の年度の上演計画等	国内／海外	時期	場所	所在地	回数	主催／依頼			
	国内	令和3年11月	○△劇場	東京都千代田区豊町	8	主催			
	国内	令和4年12月	□△△ホール	大阪府大阪市中央区	10	主催			
	海外	令和5年6月	○△△△シアター	英国・ロンドン	5	依頼			
特記事項	再演等の受賞歴等								
	第**回○△賞 最優秀作品賞 受賞（平成**年） ○△新聞（令和○年○月○日 掲載） ⑧ 14pt・4行以内								

記入要領・記入例

現代舞台芸術創造普及活動 演劇

番号	項目	記入要領
①	本活動の企画意図及び目標 ※ 別紙不可	・<u>本活動を企画した意図及び達成しようとする目標について、活動の企画性、創造性に留意しつつ、具体的かつ簡潔に記入</u>してください。演出意図については、この欄に記入してください。 ・<u>「新演出」、「再演」、「フェスティバル」の場合は、④「本活動の内容」の記入要領に記載した着眼点を踏まえつつ、これまでに実施した活動に対してどのような新しさや改善があるのか、具体的に記入</u>してください。 ※必ず当該活動について記入してください。作品のあらすじについては④「本活動の内容」の欄に、団体の紹介は別紙の「団体概要」に記入してください。
②	本活動の観客層拡充等に関する取組 ※ 別紙不可	・本活動における<u>観客層拡充等に向けて、具体的にどのような取組を行うのか、具体的かつ簡潔に記入</u>してください。
③	実施時期 実施回数 実施会場(所在地) 会場定員	・<u>仕込み・ゲネプロ・開演時間・ばらし・実施回数・会場定員を入力</u>してください(公演日、実施会場及び会場定員は【総表】よりデータが参照されます。) ・開演時間については、予定時間を可能な限り記入してください。 ・巡回公演やフェスティバルなど複数日程・会場で行われる活動の場合は、全ての公演についての詳細を記載した別紙を添付してください。 ・用意されている行数(12行)を超えて行われる活動の場合は、全ての日程・会場についての詳細を記載した別紙を添付してください。 ・学校公演の場合は、その対象を明記してください(例:小学生対象、学校関係者のみ、一般公開あり等)。 ・児童・生徒等を対象として学校等を巡回して実施する活動については、見込み段階の内容や状況、今後の活動内容・実施会場の決定過程等を、可能な限り記入してください。
④	本活動の内容	・<u>次頁の記入要領をご覧ください。</u> ※この項目に、団体の事業目的を記入する必要はありません(団体概要に記入欄があります。)。あくまでも今回応募している活動について、その内容が分かるように記入してください。
⑤	共催者・共同制作者名とその役割	・<u>共催者・共同制作者の役割について、具体的に記入</u>してください。 ・共催者負担金などについて使途が限定されている場合は、その内容についても記入してください。 ・共同制作者の場合は、先方が担当している役割を具体的に記入してください。 ・書き切れない場合は、主要なものを記入してください。
⑥	後援・協賛者名等とその役割	・<u>活動に対する後援者等の具体的な役割を記入</u>してください。 ・申請中の場合は(申請中)と記入してください。 ・書き切れない場合は、主要なものを記入してください。
⑦	応募活動(演目)の当該年度及び前後の年度の上演計画等	・<u>応募の実施時期以外に、同内容(同一作品等)の公演について、当該年度とその前後の年度で国内外における公演の計画がある場合は、実施時期、会場名(会場所在都市含む)及び国名(都市名含む)、公演回数、主催が依頼かを必ず記入</u>してください。欄内に書ききれない場合は別紙に記載して添付してください(様式自由)。
⑧	特記事項	・<u>応募する活動について、該当する項目を全てプルダウンで選択し、内容を記入</u>してください。 [今後の再演予定／再演の場合の受賞歴等(受賞理由を含む)／海外公演予定／完了済海外公演評価概要(受賞、記事掲載(新聞・雑誌名、掲載日も記載)等)]

④ 本活動の内容（演目、あらすじ、主な出演者、主なスタッフ等）に係る記入要領

記入要領
・該当する作品内容を全てプルダウンで選択してください。 ・必ず活動内容を具体的に記入してください。 ・タイトルが本決定ではない場合(仮)と入れてください。 ・必ず「<u>あらすじ</u>」を記入してください(あらすじのない作品の場合は、作品の構成等について記入してください。) ・複数の演目がある場合は、作品ごとに、主な出演者・スタッフ等を記入してください。 ・経費を計上している出演者及びスタッフについては、可能な限り記入してください。 ・公演の配信を実施する場合は、<u>配信の概要(料金、配信期間 等)</u>を記入してください。 ・翻訳作品には、必ず<u>翻訳者名を記載</u>してください。 ・未定の場合は、「〇〇役△△△△(未定)」とし、配役決定時期を記載してください。 ・客演、外部スタッフの場合は氏名の後にその所属団体及び所在地(都市名)を記入してください。 ・<u>「創作初演」、「新演出」、「翻訳初演」、「再演」、「フェスティバル」について、以下のような点に着目して企画内容の審査が行われます。</u>
＜創作初演の着眼点＞ 当該活動のために新たに書き下ろされたオリジナル作品の舞台化であるか。又は、小説や随筆等の原作があるものからの舞台化、あるいは翻案した作品であるか。
＜新演出の着眼点＞ 他団体で上演歴のある既存戯曲を当該団体の企画として行う活動であるか。又は、当該団体で上演歴のある既存戯曲の企画内容を刷新して取り組む活動(改訂を含む。)であるか。
＜翻訳初演の着眼点＞ 日本に初めて紹介する海外の作品であるか。又は、新たな翻訳により行う活動であるか。
＜再演の着眼点＞ 初演時からの変更について具体的なプランがあり、そのプランに新たな解釈や創意工夫、改善等初演で達成できなかった内容の芸術的向上を目指す取組が認められる活動であるか。又は、新たな公演地で実施するなど、普及に資する取組が認められる活動であるか。
＜フェスティバルの着眼点＞ 芸術水準の向上や、地域との関わりにおいて、新たな取組が認められるフェスティバルであるか。当該フェスティバルにおいて、合同公演等の実施や、参加団体全体に刺激を与えるような多様な団体構成、創作種別(創作初演、新演出、再演等)のバランスの良さが認められるか。

[illegible]

【収入予算】

単価は消費税を含む金額を入力してください。

水色のセルは自動的に反映されるため、入力しないでください。

団体名

一般社団法人 ○△□

活動名

第50回公演

収入合計（千円） #, ###

①

区分	項目	細目	内訳	内訳詳細	金額（円）	小計（千円）
収 入	入場料収入					
	会場情報					
		各会場の入場料収入は別紙に記入→				
		会場名	○			
		会場の席数（定員）	2			
		売止席数	感染症対策による売止席数	50 席		
			その他売止席数	10 席		
		使用席数	140 席	使用席数×公演回数（a）	1,400	
		公演回数	10 回			
		販売枚数（b）	#, ###	有料入場率（b/a）	##, %	
		入場者数（c）	#, ###	総入場率（c/a）	##, %	
	入場券内訳					
		券種	単価/円（税込）×	枚数	単価×枚数	小計（千円）
		S席	#, ### ×	###	#, ###, ###	#, ###
		A席	#, ### ×	###	###, ###	
		B席	#, ### ×	###	###, ###	
		学生席	#, ### ×	###	###, ###	
		会員席	#, ### ×	###	###, ###	
					0	
		招待券枚数	0 ×	##	0	
		小計			#, ###, ###	
		割引販売を行っている場合のみ、割引額の合計をマイナスで記入→				
		合計			#, ###, ###	
	配信等収入					
		有料オンライン配信チケット	#, ###円 × ###人		###, ###	###
	その他の収入					
	活動に附帯するワークショップ・シンポジウム等収入					
		ワークショップ			###, ###	###
	共催者負担金					
		〇〇協会負担金			#, ###, ###	#, ###
	補助金・助成金					
		〇〇補助金（申請中）			#, ###, ###	#, ###
		〇〇財団助成金（申請予定）			###, ###	
	寄付金・協賛金					
		寄付金 〇〇社			###, ###	#, ###
		協賛金 〇〇社			###, ###	
		クラウドファンディング（実施予定）			#, ###, ###	
	プログラム等売上収入					
		プログラム売上	###円 × #, ###部		###, ###	###
	広告料・その他の収入					
		パンフレット広告料	#, ###円 × ##社		###, ###	###

番号	項 目	記 入 要 領
①	内訳 内訳詳細 金額(円)	・単価は円単位で、税込金額を記入してください。 ・細目ごとに適正な金額で積算してください。 ・積算根拠が明確になるように、可能な限り、単価や数量を具体的に記入してください。
②	入場料収入	・想定している入場料収入を記入してください。 ・「会場の席数(定員)」「売止席数」「使用席数」は、1ステージの席数です(使用席数＝会場の席数－売止席数)。 ・会場の席数(定員)には、会場の最大収容人数(いわゆる定員)を記入してください。 ・売止席数には、感染症対策等のために使用しない(観客等が着席しない)席の数、又はその他理由により使用しない席の数を記入してください。 ・「入場券内訳」→券種、単価、枚数(公演会場における全ステージ分)を記入してください。 ・「割引販売を行っている場合のみ、割引額の合計をマイナスで記入」→団体販売、会員割引等により実際の販売価格が単価×枚数と異なる場合は、その差額を記入してください。 (例:差額が1万円の場合「-10,000」とすること) ・販売手数料がかかる場合は、入場料収入を減額するのではなく、【支出予算】のシートに「宣伝・印刷費」の「入場券販売手数料」として計上してください。
③	配信等収入	・助成対象活動の映像のネット配信による収入がある場合に、計上してください。
④	活動に附帯する ワークショップ・シンポジウム等収入	・助成対象となるワークショップ・シンポジウム等の収入を記入してください。 ・※助成対象となるのは活動の仕込みからばらしの期間に実施し、かつ活動と同一会場にて実施されるもののみ。
⑤	共催者負担金 補助金・助成金 寄付金・協賛金	・共催者負担金については、実際に金銭の収入が発生する場合のみ計上してください。 ・クラウドファンディングを実施する場合は[寄付金・協賛金]欄に記入してください。 ・これらの収入については、要望書提出時の見込額・予定額・決定額を計上してください。 ※補助金・助成金等の場合は「申請予定」「申請中」「決定済」、寄付金・協賛金の場合は「交渉予定」「交渉中」「決定済」、クラウドファンディング等の場合は「実施予定」「実施中」「達成」と状況も記載してください。 ・本助成金(芸術文化振興基金)は記入しないでください。
⑥	プログラム等売上 収入	・助成対象活動以外のプログラム・DVD や団体グッズ等の売上は計上不要です。
⑦	広告料・その他の 収入	・広告料、その他上記項目に当てはまらない収入がある場合には、この欄に計上してください。
⑧	小計(千円)	・千円単位(千円未満は切捨て)とします。

(別紙 入場料詳細)

複数会場で公演を実施する場合等に記入してください。

入場料合計 (円)	#, ###, ###		
公演回数合計	28	総使用席数 (a)	4,350
販売枚数合計 (b)	##, ###	有料入場率 (b/a)	
総入場者数合計 (c)	##, ###	総入場率 (c/a)	

水色のセルは自動的に反映されるため、入力しないでください。

公演日	2023/07/01～2023/07/05			
会場名	〇〇劇場			
会場の席数(定員)	200 席			
売止席数	感染症対策		その他	
使用席数	200		使用席数×公演回数(a)	2,000
公演回数	10			
販売枚数(b)	##,###枚		有料入場率(b/a)	##, %
総入場者数(c)	##,###枚		総入場率(c/a)	##, %
入場券内訳				
券種	単価/円(税込)	×	枚数	単価×枚数
一般	#,###	×	#,###	#,###,###
大学生	###	×	###	###,###
高校生以下(無料)	0	×	#,###	0
		×		0
		×		0
		×		0
		×		0
		×		0
		×		0
		×		0
招待券枚数		×	###	0
小計				#,###,###
割引販売を行っている場合のみ、割引額の合計をマイナスで記入→				
合計				#,###,###

公演日		2023/09/01～2023/09/06			
会場名		〇△ホール			
会場の席数(定員)		150▲席			
売止席数	感染症対策		50	その他	
使用席数		100	使用席数×公演回数(a)		700
公演回数		7			
販売枚数(b)		###枚	有料入場率(b/a)		##, %
総入場者数(c)		###枚	総入場率(c/a)		##, %
入場券内訳					
券種	単価/円(税込)	×	枚数	単価×枚数	
一般	#, ###	×	###	###, ###	
高校生以下	#, ###	×	##	##, ###	
				0	
会場の席数(定員)には、会場の最大収容人数(いわゆる定員)を記入してください。 売止席数には、感染症対策等のために使用しない(観客等が着席しない)席の数、又はその他理由により使用しない席の数を記入してください。				0	
				0	
				0	
				0	
				0	
				0	
		×		0	
		×		0	
招待券枚数		×	##	0	
小計				###, ###	
割引販売を行っている場合のみ、割引額の合計をマイナスで記入→					
合計				###, ###	

会場の席数 (定員) には、会場の最大収容人数 (いわゆる定員) を記入してください。
売止席数には、感染症対策等のために使用しない (観客等が着席しない) 席の数、又はその他理由により使用しない席の数を記入してください。

公演日	2023/10/15～2023/10/20			
会場名	□〇シアター			
会場の席数(定員)	180 席			
売止席数	感染症対策	30	その他	
使用席数	150	使用席数 × 公演回数 (a)	1,650	
公演回数	11			
販売枚数 (b)	##, ###枚	有料入場率 (b/a)	##, %	
総入場者数 (c)	##, ###枚	総入場率 (c/a)	##, %	
入場券内訳				
券種	単価/円 (税込)	×	枚数	単価 × 枚数
一般	#, ###	×	#, ###	#, ###, ###
子ども	###	×	###	###, ###
シニア	#, ###	×	###	###, ###
2セット券 (5,000円)	2,500	×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		0
招待券枚数		×	###	0
小計				#, ###, ###
割引販売を行っている場合のみ、割引額の合計をマイナスで記入→				
合計				#, ###, ###

2セット券5,000円を20枚予定の場合は、
以下のように記載してください。
席種 2セット券 (5,000円)
単価 2,500
枚数 40

公演日				
会場名				
会場の席数(定員)				
売止席数	感染症対策		その他	
使用席数		0	使用席数×公演回数(a)	
公演回数				
販売枚数(b)			有料入場率(b/a)	
総入場者数(c)			総入場率(c/a)	
入場券内訳				
券種	単価/円(税込)	×	枚数	単価×枚数
		×		0
		×		0
		×		0
一定の場合は、 下さい。 (円)		×		0
		×		0
		×		0
		×		0
		×		0
		×		0
		×		0
		×		0
招待券枚数		×		0
小計				0
割引販売を行っている場合のみ、割引額の合計をマイナスで記入→				
合計				0

【支出予算】

団体名

一般社団法人 ○△□

活動名

第50回公演「○△□」

水色のセルは自動的に反映されるため、入力しないでください。

(千円)

助成対象経費総額（支出総額）			###,###
助成金算定基礎経費			#,###
①	項目	金額	
①	出演費	#,###	
②	文芸費	#,###	
③	舞台費	#,###	

【助成対象経費】		②	単価等(円)	数量(1)	数量(2)	消費税等	金額(円)	小計(千円)
① 出演費								
出演料	〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇		###,###	# 人	# 回		###,###	#,###
出演料	〇〇〇〇ほか（#名）		###,###	# 人	# 回		###,###	
③ 音楽費								
作曲料	〇〇〇〇		###,###				###,###	###
② 文芸費								
演出料	〇〇〇〇		###,###				###,###	#,###
脚本料	〇〇〇〇		###,###				###,###	
舞台監督料	〇〇〇〇		###,###				###,###	
舞台監督助手料	〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇		###,###	# 人	## 日		###,###	
舞台美術デザイン料	〇〇美術（株）		###,###				###,###	
照明プラン料	〇〇照明（株）		###,###				###,###	
衣装デザイン料	〇〇衣装（株）		###,###				###,###	
音響プラン料	〇〇音響（株）		###,###				###,###	
著作権使用料	音楽著作権（JASRAC）		###,###				###,###	
企画制作料	〇〇〇〇、〇〇〇〇		###,###	# 人	## 日		###,###	
会場費								
会場使用料	〇〇劇場		###,###	## 日			#,###,###	#,###
付帯設備使用料	〇〇劇場		###,###				###,###	
会場使用料	〇△ホール		###,###	## 日			#,###,###	
付帯設備使用料	〇△ホール		###,###				###,###	
稽古場借料	〇〇会館		###,###	## 日			###,###	
③ 舞台費								
大道具費	〇〇舞台		###,###				###,###	#,###
小道具費	〇〇ステージ		###,###				###,###	
舞台スタッフ費	〇〇ステージ		###,###	# 人	# 日		###,###	
衣装費	〇〇衣装（株）		###,###				###,###	
履物費	〇〇履物（株）		###,###				###,###	
照明費	〇〇照明（株）		###,###				###,###	
照明スタッフ費	〇〇照明（株）		###,###	# 人	# 日		###,###	
音響費	〇〇音響（株）		###,###				###,###	
運搬費								
道具運搬費	〇〇輸送							###
謝金								
会場整理員謝金			#,###	# 人	# 日		###,###	###
講演謝金	〇〇〇〇		###,###				###,###	
旅費								
交通費	新幹線（〇〇～〇〇往復）		###,###	# 人			###,###	###
宿泊費（甲地）	〇〇ホテル		#,###	# 人	# 泊		###,###	
宿泊費一式	##名、5泊分 〇〇県〇〇市		###,###				###,###	
宣伝・印刷費								
広告宣伝費	公演宣伝ウェブページ作成費、〇〇社（株）		###,###				###,###	###
広告宣伝費	立て看板作成費、〇〇看板（株）		###,###				###,###	
入場券等販売手数料	チケット〇〇		#,###	### 枚			###,###	
案内状送付料	DM送付		##	#,### 通			###,###	
プログラム印刷費	〇〇印刷（株）（#、###部、デザイン料込）		###,###				###,###	
入場券印刷費	〇〇印刷（株）		###,###				###,###	
チラシ印刷費	〇〇印刷（株）（###、###枚、デザイン料込）		###,###				###,###	
ポスター印刷費	〇〇印刷（株）		###	### 枚			###,###	
記録・配信費								
配信用録音録画・編集費	〇〇映像（株）		###,###				###,###	###
配信用ネット作成・利用料	〇〇通信（株）		###,###				###,###	
感染症対策費（その他の助成対象経費の合計額の10%が上限額）								
感染症予防用品購入費	マスク（###枚）		#,###			1.10	#,###	（上限額）
消毒関係消耗品購入費	アルコール（##本）	④	#,###			1.10	#,###	###
検査費	PCR検査		#,###	## 人			###,###	

番号	項 目	記 入 要 領
①	助成金算定基礎経費	・<u>助成対象経費のうちから3つの費目</u>を選択して、その費目を<u>プルダウンで選択</u>してください。 ・各費目の小計欄は、助成対象経費の小計欄から自動で転記されます。
②	単価等(円) 数量(1)(2) 消費税等 金額(円)	・単価は円単位で記入してください。税抜きで単価を記入する場合は、「消費税等」の欄に消費税率(1.10)を入力してください。 ・単価が外国通貨の場合には、「単価」の欄には外国通貨の額を記入し、「消費税等」の欄に為替レートを記入してください。 例:100 \$、為替レート 110 円の場合 「単価」欄:100 「消費税等」欄:110 ・「単価」「数量」欄は整数のみ入力できます。単価に小数点以下が発生する場合には、一式で入力した上で、備考欄に数量を記入してください。 ・<u>細目ごとに適正な金額で積算</u>してください。 ・積算根拠が明確になるように、<u>可能な限り、単価や数量を具体的に記入</u>してください。
③	助成対象経費	・<u>項目ごとに該当する「細目」を全てプルダウンで選択し、「支払先及び内容」を記入</u>してください(細目及び内訳名は、P. 44の「①助成対象経費」に記載のものと一致しています。) ・「支払先及び内容」には、選択した細目の詳細、発注先(団体名・個人名)、数量を一式で計上している場合の個数等(例:衣装製作費 10 名分)を記入してください。 ・支出経費は活動内容に則した積算とし、適切な収支予算となるようにしてください。 ・<u>交通費・宿泊費等は、仕込みからばらしの期間で必要な場合のみ計上</u>してください。
④	助成対象経費 (感染症対策費)	・<u>項目ごとに該当する「細目」を全てプルダウンで選択し、「支払先及び内容」を記入</u>してください(細目及び内訳名は、P. 44の「②感染症対策費」に記載のものと一致しています。) ・感染症対策費は、その他の助成対象経費の合計額の10%が上限となります。 ・小計(上限額)欄は、感染症対策費の小計または上限額のいずれか低い金額が自動で表示されます。そのため、計上された感染症対策費の小計が上限額を超える場合は、自動で上限額が表示されます。

応募条件及び提出書類

～伝統芸能・大衆芸能の公開活動～

助成の対象となる活動

助成の対象となる者が自ら主催して我が国において行う雅楽、声明、古典演劇（能楽、人形浄瑠璃、歌舞伎）、組踊、邦楽、邦舞、落語、講談、浪曲、漫才、奇術、太神楽等の普及公開活動を対象とします。

（注１）温習会（おさらい会・発表会等）は助成の対象にはなりません。

（注２）アマチュア等の文化団体が主催する活動については、別に募集する地域の文化振興等の活動「アマチュア等の文化団体活動」に応募してください（芸術文化振興基金助成対象活動募集案内－地域の文化振興等の活動－参照）。

助成の対象となる者

伝統芸能の保存・普及に係る活動を行うことを主たる目的とする我が国の団体で、次の（１）～（４）のいずれかに該当し、かつ、以下の実績要件を充たすものとします。

- （１）一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人
- （２）特定非営利活動法人（ＮＰＯ法人）
- （３）上記（１）（２）以外の法人格を有する団体であって、原則として一定数以上の実演家を擁する団体又は劇場施設を有する団体
- （４）法人格を有しない団体（任意団体）の場合は、次の要件をすべて充たしていること
 - ア 主たる構成員が実演家又は芸術団体であること
 - イ 定款に類する規約等を有し、次のウ～オについて明記されていること
 - ウ 団体の意思を決定し、執行する組織が確立されていること
 - エ 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること
 - オ 団体活動の本拠としての事務所を有すること
 - カ 令和４年１１月１日現在、団体設立後、１年以上の芸術活動実績を有すること

実績要件

過去に応募分野において、日本国内で自ら主催する有料の公演を実施した実績がある団体とします（提出された実績資料で確認します。）。応募団体が企画・制作した公演であっても、当該団体が主催していないもの（第三者から依頼を受けて行った公演等）は、実績には含みません。

なお、令和２年２月１日～令和４年１１月１５日の間に実施を予定し、新型コロナウイルス感染症の影響により中止された公演については、開催実績として算入することができます（実績は、提出された実績資料（チラシや企画書等）で確認します。）。

応募できない活動

以下の活動は原則として助成の対象とならず、応募できません。

- 観客が特定の人に限られ、広く一般に公開されない活動
- 政治的又は宗教的な宣伝意図を有する活動
- 慈善事業への寄付を目的として行われる活動
- 自ら主催する公演ではない依頼公演等
- あらかじめ企画・制作されたものを購入する公演（買取公演、招へい公演等）
- **独立行政法人日本芸術文化振興会と共催する活動**
 - ※ 共催しない場合でも、当振興会に支払う経費は計上できません。ただし、当振興会が設置・運営する劇場で実施する活動に係る会場使用料、付帯設備使用料及び稽古場借料等は計上できます。
- **文化庁の補助金や国の委託費等が支出される活動**
 - ※ P. 9「他の助成事業等への重複応募・重複助成」参照
- 特定の企業名等を活動名に付す、いわゆる「名称冠公演」
 - ※ ネーミングライツにより施設名に企業名が入る場合を除きます。
- コンクール・コンテストを主たる目的とする活動
- 教育や研究を主たる目的とする活動
- 公演等を伴わない、ワークショップ・講演会・シンポジウム・映像配信のみの活動

（注）企業からの協賛金等や民間の助成団体・地方公共団体からの助成金・補助金等の交付を受ける活動については助成の対象となり得ますが、その場合は要望書の所定欄に必ずその旨を記入してください。

審査基準

応募のあった活動については、以下の基準により審査を行いますので、必ずご確認ください。

【企画内容】

- ア 企画意図及び目標、内容が具体的であり、優れた企画性や創造性を有していること
- イ 企画意図及び目標、内容に沿って、芸術的成果を上げることが期待できること
- ウ 団体及び活動の今後の発展に期待が持てること

【運営・その他】

- エ 活動の予算積算が明確かつ適切であること
- オ 団体の運営が適正であること
- カ 観客層拡充等に努める活動計画であること
- キ 助成の緊要度が高い活動であること

助成金の額及び助成の仕組み

助成金の額は、下表のとおり5つの区分があります。以下の①及び②の条件を満たした上で、いずれかひとつの区分を選択し応募してください。

- ① 下記の助成対象経費（感染症対策費を除く）のうちから選択した3つの経費（以下、「助成金算定基礎経費」という。）の合計額が下表上段に示した「助成金の額」以上であること。なお、助成金算定基礎経費を申請後に変更することはできません。また、経費の選択は任意であり、審査に影響することはありません。
- ② 下記の助成対象経費（感染症対策費を含む）総額（活動の予算規模）が、下表下段に示した「助成対象経費総額」以上であること。

なお、下表の上下段ともに下限額を示したものであり、例えば、助成金算定基礎経費の合計額が400万円を超え、助成対象経費総額が1,200万円を超える活動であっても、200万円や100万円の区分に応募することができます。

【助成対象経費】各経費の詳細はP. 63をご覧ください。

出演費、音楽費、文芸費、会場費、舞台費、運搬費、謝金、旅費、宣伝・印刷費、記録・配信費、感染症対策費（上記経費の合計額の10%が上限）

【助成金の額及び助成対象経費総額の区分】

助成金の額 （助成金算定基礎経費の合計額 が右記の額以上であること）	30万円	50万円	100万円	200万円	400万円
助成対象経費総額 （右記の額以上であること）	90万円	150万円	300万円	600万円	1,200万円

【例】

- 助成対象経費総額（活動の予算規模）⇒ 800万円
出演費150万円、音楽費50万円、文芸費150万円、会場費100万円、舞台費200万円、
運搬費10万円、謝金20万円、旅費50万円、宣伝・印刷費60万円、感染症対策費10万円
- 助成金額算定基礎経費の合計額 ⇒ 500万円
出演費150万円、文芸費150万円、舞台費200万円
- 応募する助成金の額の区分 ⇒ 200万円

※ 全国普及枠は令和4年度限りで終了しました。

提出書類一覧

当振興会のウェブサイトから応募する活動区分・分野に対応した様式をダウンロードし、助成金交付要望書受付システムを通じて提出（アップロード）してください。

システムの都合上、アップロードできるファイル数の上限は3つ、ファイルサイズの上限は10MBです。

1	要望書様式 一式 (Excel)	様式あり	ファイル名：R5_14_kikin_dentotaishu_yobo.xlsx 保存形式： 
① 総表 ② 団体概要 ③ 活動実績 ④ 個人略歴（2枚まで） ⑤ 個表 ⑥ 収入予算 ⑦ 支出予算		1つの Excel ファイル内に、左の複数のシートがあります。 <注意事項> ・ 白いセルのみ入力可能です(グレー・水色には入力しないでください)。 ・ 行・列の追加・削除はできません。また、セルの「切り取り」「貼り付け」は行わず、必ず「コピー」「貼り付け」をしてください。 ・ シートの追加・削除はできません。使用しないシートがある場合は、空欄のまま提出してください。 ・ <u>ファイルの名前及び拡張子(.xlsx)は変更しないでください。</u> ・ Google スプレッドシートや Mac の Numbers、Microsoft 製以外のオフィスソフト等を使用するとエラーとなりますので、<u>必ず Microsoft が提供している「Excel」を使用して作成してください。</u> ・ <u>開封パスワード等の設定をしないでください。</u>	

2・3	その他の必要書類	様式なし	保存形式：   等
・ 規約等 ・ 公演実績資料 ・ 参考資料 ・ その他別紙 等 ※ 応募する活動や主催団体の形態によって必要書類は異なります。		要望書以外の提出書類が2点までであれば、そのまま添付できます。3点以上の場合、複数のファイルを1つのフォルダに保存し、ZIP ファイルに圧縮して添付してください。 <注意事項> ・ 押印が必要な書類については、押印後の書類をスキャンしてPDF形式で保存してください。 ・ <u>ファイル及び ZIP ファイルに開封パスワード等の設定をしないでください。</u>	

PDF

規約等

PDF

参考資料

PDF

公演実績資料

団体名

※フォルダ名は申請団体名で作成ください。

右クリック

開く(O)

印刷(P)

編集(E)

プログラムから開く(H)

共有(H)...

送る(N)

切り取り(T)

コピー(C)

ショートカットの作成(S)

削除(D)

名前の変更(M)

プロパティ(R)

圧縮 (zip 形式) フォルダ

デスクトップ (ショートカットを作成)

メール受信者

ドキュメント

フロッピー ディスク ドライブ (A:)

ZIPファイル

※ご使用のパソコン環境によって、見た目が異なる場合があります。

※ 応募要件の確認に必要な場合、追加で上記以外の書類の提出をお願いする場合があります。

※ 様式のある書類については、記入例をご覧ください。

(1) 要望書様式 (E x c e l) 一式

④の個人略歴は、代表者〔必須〕、芸術上の中核者〔必須〕、活動の芸術上中核者〔任意〕について、最大2枚まで提出できます。

(2) 規約等

最新の規約等を提出してください。

法人格を有する団体 : 定款

法人格を有しない団体 (任意団体) : 定款に類する団体規約

※ 任意団体の場合、以下の内容が規定されていることが必須となります。

- 団体の意思を決定し、執行する組織が確立されていること
- 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること
- 団体活動の本拠としての事務所を有すること

(3) 公演実績資料 (一式)

過去に応募分野において、日本国内で自ら主催する有料の公演等を実施した実績を確認できる資料 (チラシ等) を一式提出してください。

当該団体が企画・制作した公演であっても、当該団体が主催をしていないもの (第三者から依頼を受けて行った公演) は、実績に含まないものとします。

なお、令和2年2月1日～令和4年11月15日の間に実施を予定し、新型コロナウイルス感染症の影響により中止された公演については、実施予定であったことが確認できる資料 (チラシや企画書等) を提出してください。

(4) 参考資料

参考資料として合計A4判1枚に限り、過去に行った活動の評論記事、写真、図、ステージプラン、チラシ等を添付することができます。

助成対象経費：伝統芸能・大衆芸能の公開活動

活動の支出予算に記入する経費（下記に記載された費目のみ記入できます。）

※令和5年度（2023年4月1日～2024年3月31日）に自ら支払った経費であることが銀行振込明細書等により確認できること。

	項 目	細 目
① 助成対象経費	出演費	演奏料、舞踊家・俳優・後見等出演料
	音楽費	作曲料、作調（編曲）料、作詞料、調律料、楽器借料、楽譜借料
	文芸費	脚本料、脚色料、演出料、演出助手料、監修料、補綴料、振付料、振付助手料、翻訳料、字幕原稿翻訳・作成料、舞台監督料、舞台監督助手料、舞台美術デザイン料、人形美術デザイン料、照明プラン料、衣装デザイン料、音楽プラン料、音響プラン料、映像プラン料、特殊効果プラン料、言語指導料、方言指導料、剣術指導料、所作指導料、著作権使用料、企画制作料（注1）
	会場費	会場使用料、付帯設備使用料、稽古場借料（定期的な練習・個人の稽古は除く。）
	舞台費	大道具費、小道具費、舞台スタッフ（狂言方、附打（働き）等）費、人形製作費、衣装費、衣装スタッフ費、履物費、かつら（床山）費、メイク費（ヘアメイクを含む）、照明費、照明スタッフ費、音響費、音響スタッフ費、映像費、映像スタッフ費、特殊効果費、機材借料（障害者対応に係る経費を含む。）、字幕費、音声ガイド費（障害者対応に係る経費を含む。）
	運搬費	道具運搬費、楽器運搬費 ※ 搬入（仕込み）から搬出（ばらし）までの期間に必要な場合のみ。
	謝 金	原稿執筆謝金、翻訳謝金（点字を含む）、会場整理員謝金、託児謝金（来場者向け）、医師・看護師謝金、講演謝金、手話通訳謝金、要約筆記謝金
	旅 費	交通費、宿泊費、日当（注2）
	宣伝・印刷費	広告宣伝費、入場券等販売手数料、案内状送付料、プログラム印刷費、台本印刷費、入場券印刷費、チラシ印刷費、ポスター印刷費、アンケート用紙印刷費 ※ 各印刷費について点字に係る経費を含む。
② 感染症対策費	記録・配信費	録画費、録音費、写真費、 ※ 以下、ネット配信等に係る経費（公演の様相（ダイジェストは除く）のネット配信、DVD等への記録・作成費を計上可） 配信用録音録画・編集費、配信用機材借料、配信用サイト作成・利用料
	①の助成対象経費の合計の10%を上限とする。 ○ 感染症予防用品購入費（単価10万円未満のものに限る） ○ 消毒関係消耗品購入費（単価10万円未満のものに限る） ○ 消毒作業費（外注費含む） ○ 感染症対策機材購入・借用費（購入の場合、単価10万円未満のものに限る） ○ 検査費（出演者・スタッフのPCR検査、抗原検査費用）	

（注1）企画制作料は、事務職員の給与や事務所維持費のような管理経費ではなく、助成対象公演における企画・制作等に直接関わるスタッフ人件費が対象となります。

（注2）旅費は、**搬入（仕込み）から搬出（ばらし）までの期間に必要な場合のみ**計上ができます。交通費には、**航空・船舶・列車運賃の特別料金（ファーストクラス、ビジネス料金、グリーン料金等）は計上できません**。なお、**宿泊費、日当は下記の金額が上限**となります。また、**日当は、宿泊を伴う場合のみ**計上ができます。

甲地：宿泊費 10,900 円 日当 2,200 円 乙地：宿泊費 9,800 円、日当 2,200 円

甲地・・・さいたま市、千葉市、東京都特別区、横浜市、川崎市、相模原市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、福岡市

乙地・・・上記以外の都市

活動の支出予算に記入できない経費

- (ア) 事務運営管理に関する経費
 (イ) 団体の財産になり得る物の購入や製作経費
 (ウ) 行政機関に支払う手数料
 (エ) 社会通念上、公金で賄うことがふさわしくない経費
 (オ) (ア)～(エ)のほか、団体の自主財源により賄うべき経費

(7)	○事務所維持費 ○事務職員給与 ○振込手数料・代引手数料等 ○電話代 ○ウェブサイト作成費（応募活動以外に係るもの） ○ウェブサイト運用費 ○予備費 等
(イ)	○楽器・楽譜購入費 ○事務機器・事務用品等の購入・借用費 ○書籍・CD等資料購入費 ○備品等購入費 等
(ウ)	○印紙代 ○ビザ取得経費 等
(エ)	○交際費・接待費 ○レセプション・パーティーに係る経費 ○打ち上げ費 ○飲食に係る経費 ○記念品代 等
(オ)	○オーディション経費 ○コンクールに係る審査経費（謝金・旅費等）及び賞金・商品代金 ○自ら設置し又は管理する会場施設において稽古を行う場合の稽古場借料 ○定期的な練習のための稽古場借料 ○取材・会議等に係る経費 ○稽古のための楽器演奏謝金 ○ガソリン代（レンタカーに係る場合は除く。） ○当振興会へ支払う経費（会場の使用に係る場合等を除く。） ○各種保険料 等

（注）これらの経費は、外部に委託した場合についても記入できません。

経費計上の際の注意点

（１）関連行事に係る経費

ワークショップ・講演会・シンポジウムに係る経費は、通し総稽古から公演終了までの期間に当該文化施設で行うものであって助成対象活動に関連がある場合に限り、助成対象経費に計上することができます。

（２）助成金の減額

採択された活動を当初計画どおりに実施した場合、応募した区分の助成金の額が助成されることとなりますが、活動実施の結果、３つ選択した助成対象経費（助成金算定基礎経費）の合計額が採択時の助成金の額を下回った場合には、当初より減額となり、実施後の３つの助成対象経費の合計額（千円未満切捨て）が助成金の額になります。

【例】採択時の３つの経費の合計額 250 万円 ⇒ 採択時の助成金の額 200 万円

- ① 活動終了後の３つの経費の合計額 220 万円 ⇒ 支払われる助成金の額 200 万円
 ② 活動終了後の３つの経費の合計額 180 万円 ⇒ 支払われる助成金の額 180 万円

（３）活動前年度に支払う経費（計上不可）

当該活動に係る経費であっても、活動前年度まで（2023年3月31日以前）に支払う経費は計上できません（著作権使用料や、会場費の前払い、早期に制作する広告宣伝物等に係る経費にご注意ください。）。

（４）複数の支出内容が含まれている場合の経費

業務を一括して発注する場合等、１つの支払いに複数の支出内容が含まれている場合は、見積書等の徴取により可能な限り細目ごとの金額内訳を確認し、計上してください。

（例：出演費に各種プラン料を含む、会場整理員謝金に交通費を含む）

様式第1号（第3条関係）

【総表】

令和5年度 芸術文化振興基金
助成金交付要望書

水色のセルは自動的に反映されるため、入力しないでください。

独立行政法人日本芸術文化振興会理事長 殿

下記の活動を行いたいのので、芸術文化振興基金助成金交付要綱第3条の規定に基づき、助成金の交付を要望します。

活動区分		伝統芸能・大衆芸能の公開活動			ジャンル	邦楽	
団体情報	郵便番号	102	-	8656	該当するものをプルダウンで選択。		
	団体住所 (所在地)	都道府県 プルダウンで選択。			市区町村～番地（建物名含む）		
		東京都	千代田区隼町4-1 ○△□ビル3階				
	団体名（フリガナ）	マルサンカクシカク			法人格（一般社団法人等）部分のフリガナは不要（入力しないでください）です。数字もカタカナ表記としてください。		
	団体名（主催者）	一般社団法人 ○△□			・団体情報は、提出書類の「団体概要」と内容を同一にしてください。 ・郵便物が必ず届くよう、マンション棟の部屋番号、△△様方も記入してください。		
	代表者役職名	代表理事			法人格の後ろを1文字空けてください。		
	代表者氏名	丸角 四郎			姓と名の間を1文字空けてください。		
団体電話番号	**-*****-****			半角英数でハイフンを用いてください。			
担当者情報	担当部署・所属	制作部		担当者電話番号	**-*****-****		
	(フリガナ)	カクタ サブロウ		時間外連絡先	**-*****-****		
	氏名	角田 三郎		担当者e-mail	****@****.****		
活動内容	活動名（フリガナ）	ダイゴジュッカイコウエン マルサンカクシカク				・チラシ等の広報に使用される具体的な活動名とフリガナを記入してください。 ・巡回公演の場合は「○○地域巡回公演」等と記入してください。	
	活動名	第50回公演「○△□」					
	実施時期及び実施場所	開始日		終了日	実施会場		
		2023/7/1	～	2023/10/20	○○劇場 (東京都 千代田区) 外2件		
		2023/7/1	～	2023/7/5	○○劇場 東京都 千代田区		
		2023/9/1	～	2023/9/6	○△ホール 愛知県 名古屋市		
		2023/10/15	～	2023/10/20	□□シアター 大阪府 大阪市		
		・活動の開始日が早いものから順に記入してください。 ・練習・仕込み・ばらしの期間は含まず、公演期間を記入してください。(2023/4/1～2024/3/31) ・活動が1日の場合は同じ日付をご記入ください。 ・12か所を超える公演地がある場合は、別紙を用いるとともに、水色のセルの計算式を消去して、直接入力してください。					12か所を超える公演地があり、別紙を用いる場合には、計算式を消去して、個所数の数値を入力してください。「外」「件」は自動表示されます。
	活動の収支	助成金要望額（定額）			(◆) 2,000千円		
		収入の区分	金額（千円）		支出の区分	金額（千円）	
入場料収入		#,###		出演費 ①	#,###		
配信等収入		###		一般枠で応募の場合、助成金算定基礎経費の合計額（★）及び助成対象経費総額（◎）によって、助成金要望額が異なりますので、該当する助成金額の区分の額を選択してください。			
ワークショップ・シンポジウム等収入		###		舞台費 ③	#,###		
共催者負担金		#,###		運搬費	###		
補助金・助成金		#,###		謝金	###		
寄付金・協賛金		#,###		旅費	3つ選択した助成対象経費の合計額＝助成金算定基礎経費の合計額（★）が、助成金要望額（定額）（◆）を超えていることを確認してください。		
プログラム等売上収入		###		宣伝・印刷費			
広告料・その他の収入		###		記録・配信費			
(イ) 収入合計		#,###		感染症対策費	###		
(ロ) 自己負担金		#,###		助成金算定基礎経費の合計額（①+②+③）	#,### (★)		
収入総額（イ+ロ）	##,###		助成対象経費総額（支出総額）	##,### (◎)			

【団体概要】

(令和4年11月1日現在)

フリガナ	マルカク シロウ	代表者役職名	代表理事	水色のセルは自動的に反映されるため、入力しないでください。		
団体名	一般社団法人 ○△□	フリガナ	マルカク シロウ			
郵便番号	102 - 8656	代表者氏名	丸角 四郎			
住所	東京都 千代田 階 0	電話	***-****-****			
団体の種類	一般社団法人	プルダウンで選択。その他の法人の場合は、右欄に具体的な種類名を記入してください。				
団体設立年月	20**年**月	法人設立年月	20**年**月	法人番号 *****		
団体の事業目的	今回応募する活動のみならず、団体が行う文化芸術活動全般に係る目的について、その活動の芸術性、社会性等を踏まえて、記入してください。 また、団体の中長期的な目標や将来像、目指す姿について記入してください。					
団体の将来像等	常勤の役員、事務職員、技術職員、経理担当者及び監査担当者についてそれぞれの人数を記入し、主な役職員は氏名まで記入してください。また、欄内に収まるように記入してください。					
組 織	役 職 員		団体構成員及び加入条件			
	代表理事 ○○○○ 理事 ○○○○ 監事 ○○○○ 事務局長 ○○○○ 事務職員 ○○○○ 他*名		[団体構成員] (1) 団体構成員(維持会員は除く) 個人 **人(委員・会員**人), 団体数** (2) 主な構成員 ○○○○、○○○○、○○○○			
	経理担当者 ○○○○ 監査担当者 ○○○○ (○○会計事務所)		[加入条件] 経理担当者及び監査担当者は記入必須です。 担当者が外部の者である場合には所属先をカッコ書きしてください。			
沿 革	設立から現在までの組織の変遷、これまでに行った主な活動等を記入してください。					
	・事業年度ごとに、総収入に団体の総収入額を、総支出に団体の総支出額を記入してください。収支差は自動で表示されます。 ・令和4年度については予算額を記入してください。		・団体に対する補助金・助成金がある場合には、交付者の名称及び金額を記入してください。複数ある場合には、金額を合算してください。 ・個別の活動に対する補助金・助成金等については、活動実績の各活動の欄に記入してください。			
財務状況	年度	総収入 (A) (千円)	総支出 (B) (千円)	収支差 (A-B) (千円)	団体に対する補助金・助成金名	金額 (千円)
	R2	** , **	** , **	△***	○○基金 ●●県補助金	*, **
	R3	** , **	** , **	***	△△市補助金	*, **
	R4(見込み)	** , **	** , **	***	■■市補助金	*, **

※ A 4 判 1 枚に収まるように作成してください。

【活動実績】※ A 4 判 1 枚に収まるように作成してください。

(令和4年11月1日現在)

過去3年間（令和2年度～4年度）の国内・海外における活動実績を記入してください。
当該期間に活動実績がない場合には、「過去3年間に活動実績なし」を選択してください。

○ 国内公演

			過去3年間に活動実績あり			プルダウンで選択。	
年度	区分	活動名	公演回数 (回)	観客数 (人)	事業費 (千円)	助成金・補助金名	金額 (千円)
R2	主催	〇〇定期公演	10	1,200	4,000		
R2	主催	〇〇地方巡回公演	30	4,000	15,000	●●県補助金 文化庁「活動継続支援事業」	5,000
R2	依頼	〇〇地方公演	5	800	—		
プルダウンで選択。							
R3	主催	〇〇定期公演（うち2回中止）	10	1,500	4,000	芸術文化振興基金	2,000
			—	—	—	●●県補助金 外1件	3,000
R3	主催	〇〇特別公演	4	500	3,000		1,000
R4	主催	〇〇定期公演	10	1,500	4,000	芸術文化振興基金	1,000
R4	主催	〇〇地方巡回公演	30	3,000	13,000	●●県補助金 外2件	4,000
R4	依頼	〇〇ホール公演	5	500	—		
○主催公演（国内・海外共通） ・応募団体が主催した国内公演、海外公演について、活動名、公演回数、観客数、事業費、助成金・補助金名、金額を記入してください。（応募分野以外の公演は記載しないでください。）1枚に収まらない場合には、主要なものを記入してください。 ・助成金・補助金名、金額には、文化庁、日本芸術文化振興会、その他助成団体や地方公共団体の助成事業名と助成金額を記入してください。 ・一つの活動に対して、複数の助成を受けた場合は、文化庁、日本芸術文化振興会の助成は1行にまとめて記入し、金額を合計してください。それ以外の助成は別の1行に記入し、複数ある場合には、1行に代表的なものの名称及び外○件と記入し、金額は、合算額を記入してください。 ・新型コロナウイルスの影響で中止した公演を記入する場合は、活動名の末尾に「（中止）」と明記してください。							
○依頼公演（国内・海外共通） ・応募団体が企画制作したが主催ではない公演及び第三者から依頼を受けて行った公演（いわゆる売り公演等）について、代表的なものを記入してください。（応募分野以外の公演は記載しないでください。） ・文化庁及び日本芸術文化振興会の助成金を受けている場合は、わかる範囲で助成事業名及び金額を記入してください。 ・団体に所属する個人の実績は記入しないでください。							

○ 海外公演

			過去3年間に活動実績あり				
年度	区分	活動名	公演回数 (回)	観客数 (人)	事業費 (千円)	助成金・補助金名	金額 (千円)
R2	主催	〇〇ヨーロッパツアー	10	1,500	10,000	文化庁「国際芸術交流支援事業」	2,000

【個人略歴】

(令和4年11月1日現在)

氏 名	フリガナ	マルカク シロウ		フリガナ	マルノ ダイキチ		生年月	19**年**月
	本名	丸角 四郎 本名を記入。		芸名等	丸野 大吉			
役割	団体の代表者		☐	都道府県名から記入してください。ビル名、マンション名や号室についても必ず記入してください。				
	団体の芸術上中核者		☐					
	活動の芸術上中核者		☐					
住所等	自宅	〒	*** - ***		電話	**-****-****		
		〇〇県〇〇市〇〇 *--* 〇〇ビル***号室		e-mail	****@***.***.**, jp			
	事務所・連絡先	〒	*** - ***		電話	**-****-****		
		東京都千代田区隼町4-1 〇△□ビル3階		e-mail	****@***.***.**, jp			
現職		代表理事			専門分野	演出		
経 歴	年月	職歴・芸術団体所属歴・主な芸術活動歴等						
	****年**月	「〇〇」(〇△□)を演出						
	****年**月	「〇〇〇」(〇〇座)を演出						
	****年**月～****年**月	〇〇協会所属						
	****年**月	「〇〇〇」(〇〇ホール)を演出						
	****年**月～****年**月	〇〇にて在外研修						
	****年**月	〇〇芸術祭にて「〇〇」(〇△□)を演出						
	****年**月～	〇〇大学講師						
		 該当する項目について○印を選択してください(複数選択可)。【個人略歴】を提出できる枚数は2枚までです。 [団体の代表者] 提出必須の項目です。総表に記載した代表者について、ご記入ください。 [団体の芸術上中核者] 提出必須の項目です。当該分野での実演家(芸術監督等)であることが必要となります。 [活動の芸術上中核者] 任意の提出項目です。上記2つが同一人物で、団体の芸術上中核者と活動の芸術上中核者が異なる人物である場合のみご提出ください。 						
		 職歴・芸術団体所属歴・主な芸術活動歴を記入してください。書き切れない場合は、主要なものを記入してください。 						
受 賞 歴	年月	主な受賞歴						
	****年**月	第*回〇〇賞新人賞受賞						
	****年**月	第*回〇〇〇賞受賞						
		 受賞歴を記入してください。書き切れない場合は、主要なものを記入してください。 						

※ A4判1枚に収まるように作成してください。

【個表】

活動の目的及び内容

分野別 記入要領・記入例

伝統芸能・大衆芸能の公開活動

番号	項目	記入要領
①	本活動の企画意図及び目標 ※ 別紙不可	・<u>本活動を企画した意図及び達成しようとする目標について、活動の企画性、創造性に留意しつつ、具体的かつ簡潔に記入</u>してください。 ※必ず当該活動について記入してください。作品のあらすじについては④「本活動の内容」の欄に、団体の紹介は別紙の「団体概要」に記入してください。
②	本活動の観客層拡充等に関する取組 ※ 別紙不可	・本活動における<u>観客層拡充等に向けて、具体的にどのような取組を行うのか、具体的かつ簡潔に記入</u>してください。
③	実施時期・実施回数・実施会場（所在地）	・<u>仕込み・ゲネプロ・開演時間・ばらし・実施回数を入力</u>してください（公演日及び実施会場は【総表】よりデータが参照されます。）。 ・開演時間については、予定時間を可能な限り記入してください。 ・巡回公演や定期公演、定席公演、フェスティバルなど複数日程・会場で行われる活動の場合は、全ての公演についての詳細を記載した別紙を添付してください。 ・用意されている行数（12 行）を超えて行われる活動の場合は、全ての日程・会場についての詳細を記載した別紙を添付してください。 ・学校公演の場合は、その対象を明記してください（例：小学生対象、学校関係者のみ、一般公開あり等）。 ・児童・生徒等を対象として学校等を巡回して実施する活動については、見込み段階の内容や状況、今後の活動内容・実施会場の決定過程等を、可能な限り記入してください。
④	本活動の内容	・<u>次頁の記入要領・記入例をご覧ください。</u> ※この項目に、団体の事業目的を記入する必要はありません（団体概要に記入欄があります。）。あくまでも今回応募している作品について、その内容が分かるように記入してください。
⑤	共催者・共同制作者名とその役割	・<u>共催者・共同制作者の役割について、具体的に記入</u>してください。 ・共催者負担金などについて使途が限定されている場合は、その内容についても記入してください。 ・共同制作者の場合は、先方が担当している役割を具体的に記入してください。
⑥	後援・協賛者名等とその役割	・<u>活動に対する後援者等の具体的な役割を記入</u>してください。 ・申請中の場合は（申請中）と記入してください。
⑦	特記事項	・<u>応募する活動について、該当する項目を全てプルダウンで選択し、内容を記入</u>してください。 [今後の再演予定／再演の場合の受賞歴等（受賞理由を含む）／海外公演予定／完了済海外公演評価概要（受賞、記事掲載（新聞・雑誌名、掲載日も記載）等）]

④ 本活動の内容（演目、曲目、あらすじ、主な出演者、主なスタッフ等）に係る記入要領・記入例

記入要領（共通）

- ・該当する芸能種別を具体的に記入してください。
- ・複数の演目・曲目がある場合は、作品ごとに、出演者・スタッフを記入してください。
- ・経費を計上している出演者及びスタッフについては、可能な限り記入してください。
- ・公演の配信を実施する場合は、配信の概要(料金、配信期間 等)を記入してください。

記入例／伝統芸能

本活動の内容（演目、曲目、あらすじ、主な出演者、主なスタッフ等）

(芸能種別)「〇〇〇〇」

- ※ 芸能種別は、雅楽、声明、能、狂言、歌舞伎、人形浄瑠璃、邦楽（琵琶、尺八、箏曲、地歌、長唄、義太夫節など）、邦舞（歌舞伎舞踊、上方舞、琉球舞踊）など具体的に記入してください。

演目「〇〇〇〇〇」

- ※ この演目や曲目は、従来のチラシなどの記述に準じて可です。
 例：管弦「〇〇」、舞楽「〇〇」、能「〇〇」□□（小書）、狂言「〇〇」、
 歌舞伎や人形浄瑠璃「〇〇〇〇〇」□□（段・場）、通し狂言「〇〇〇」□□・□□・□□（段・場）
 箏曲「〇〇」、地歌「〇〇」、〇〇節「□□□」など

出演者：シテ〇〇〇〇、ワキ〇〇〇〇、笛〇〇〇〇、小鼓〇〇〇〇 など

〇〇役〇〇〇〇、〇〇役〇〇〇〇、〇〇役〇〇〇〇など

箏〇〇〇〇、浄瑠璃〇〇〇〇、三味線〇〇〇〇など

スタッフ：脚本〇〇〇〇、演出〇〇〇〇、振付〇〇〇〇、作曲・作調〇〇〇〇など

- ※ 複数の演目・曲目がある場合は、作品ごとに、出演者・スタッフを記入してください。
- ※ スタッフは、特に必要でない場合は記入しなくても構いません。ただし創作初演及び下記の特別な工夫による再演の場合は、関わる専門家を明記してください。

あらすじ：○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

- ※ 古典作品の再演の場合は原則として不要です。
- ※ 特別な演出や内容など新しい工夫によって上演する場合は、その概要及び関係者（演出、振付、作曲、舞台美術など）を以下のように記入してください。
- 例：今回の新工夫 従来は〇〇だが、今回、新たに〇〇を加えて～～
- 新工夫の関係者 演出〇〇〇、振付〇〇〇、作詞〇〇〇、作曲〇〇〇、作調〇〇〇、美術〇〇〇など

記入例／大衆芸能

本活動の内容（演目、曲目、あらすじ、主な出演者、主なスタッフ等）

(芸能種別)「〇〇〇〇」

- ※ 芸能種別は、落語、講談、浪曲、漫才、奇術、太神楽曲芸、レビューなど具体的に記入してください。

出演者：〇〇〇役〇〇〇、〇〇〇役〇〇〇 他

スタッフ：脚本〇〇〇、演出〇〇〇、振付〇〇〇、作曲〇〇〇、作詞〇〇〇

- ※ 必要に応じて記入してください。複数の演目・曲目がある場合は、作品ごとに、出演者・スタッフを記入してください。

あらすじ：○○○○○○○○○○○○○○○○○○

- ※ 古典作品の再演以外は必ず主題・企画意図などを説明してください。
- ※ 寄席定席などのように、伝統的に上演演目を当日決めるものは、出演予定者を、それぞれの芸能種別をつけて記入してください。
- 例：落語〇〇〇〇、漫才〇〇〇〇、浪曲〇〇〇〇、漫才〇〇〇〇など

【収入予算】

単価は消費税を含む金額を入力してください。

水色のセルは自動的に反映されるため、入力しないでください。

団体名

一般社団法人 ○△□

活動名

第50回公演

収入合計（千円）

#, ###

①

区分	項目	細目	内訳	内訳詳細	金額（円）	小計（千円）
収入	入場料収入					
	会場情報					
		各会場の入場料収入は別紙に記入→				
		会場名		○○		
		会場の席数（定員）		20		
		売止席数	感染症対策による売止席数		50 席	
			その他売止席数		10 席	
		使用席数		140 席	使用席数 × 公演回数（a）	1,400
		公演回数		10 回		
		販売枚数（b）		#, ###	有料入場率（b/a）	##, %
		入場者数（c）		#, ###	総入場率（c/a）	##, %
	入場券内訳					
		券種	単価/円(税込) ×	枚数	単価 × 枚数	小計（千円）
		S席	#, ### ×	###	#, ###, ###	#, ###
		A席	#, ### ×	###	###, ###	
		B席	#, ### ×	###	###, ###	
		学生席	#, ### ×	###	###, ###	
		会員席	#, ### ×	###	###, ###	
					0	
		招待券枚数	0 ×	##	0	
		小計			#, ###, ###	
		割引販売を行っている場合のみ、割引額の合計をマイナスで記入→				
		合計			#, ###, ###	
	配信等収入					
		有料オンライン配信チケット	#, ###円 ×	###人	###, ###	###
	その他の収入					
	活動に附帯するワークショップ・シンポジウム等収入					
		ワークショップ			###, ###	###
	共催者負担金					
		○○財団負担金			#, ###, ###	#, ###
	補助金・助成金					
		○○補助金（申請中）			#, ###, ###	#, ###
		○○財団助成金（申請予定）			###, ###	
	寄付金・協賛金					
		寄付金 ○○社			###, ###	#, ###
		協賛金 ○○社			###, ###	
		クラウドファンディング（実施予定）			#, ###, ###	
	プログラム等売上収入					
		プログラム売上	###円 ×	#, ###部	###, ###	###
	広告料・その他の収入					
		パンフレット広告料	#, ###円 ×	##社	###, ###	###

番号	項目	記入要領
①	内訳 内訳詳細 金額(円)	・単価は円単位で、税込金額を記入してください。 ・細目ごとに適正な金額で積算してください。 ・積算根拠が明確になるように、可能な限り、単価や数量を具体的に記入してください。
②	入場料収入	・想定している入場料収入を記入してください。 ・「会場の席数(定員)」「売止席数」「使用席数」は、1ステージの席数です(使用席数＝会場の席数－売止席数)。 ・会場の席数(定員)には、会場の最大収容人数(いわゆる定員)を記入してください。 ・売止席数には、感染症対策等のために使用しない(観客等が着席しない)席の数、又はその他理由により使用しない席の数を記入してください。 ・「入場券内訳」→券種、単価、枚数(公演会場における全ステージ分)を記入してください。 ・「割引販売を行っている場合のみ、割引額の合計をマイナスで記入」→団体販売、会員割引等により実際の販売価格が単価×枚数と異なる場合は、その差額を記入してください。 (例:差額が1万円の場合「-10,000」とすること) ・販売手数料がかかる場合は、入場料収入を減額するのではなく、【支出予算】のシートに「宣伝・印刷費」の「入場券販売手数料」として計上してください。
③	配信等収入	・助成対象活動の映像のネット配信による収入がある場合に、計上してください。
④	活動に附帯するワークショップ・シンポジウム等収入	・助成対象となるワークショップ・シンポジウム等の収入を記入してください。 ・※助成対象となるのは活動の仕込みからばらしの期間に実施し、かつ活動と同一会場にて実施されるもののみ。
⑤	共催者負担金 補助金・助成金 寄付金・協賛金	・共催者負担金については、実際に金銭の収入が発生する場合のみ計上してください。 ・クラウドファンディングを実施する場合は[寄付金・協賛金]欄に記入してください。 ・これらの収入については、要望書提出時の見込額・予定額・決定額を計上してください。 ※補助金・助成金等の場合は「申請予定」「申請中」「決定済」、寄付金・協賛金の場合は「交渉予定」「交渉中」「決定済」、クラウドファンディング等の場合は「実施予定」「実施中」「達成」と状況も記載してください。 ・本助成金(芸術文化振興基金)は記入しないでください。
⑥	プログラム等売上収入	・助成対象活動以外のプログラム・DVD や団体グッズ等の売上は計上不要です。
⑦	広告料・その他の収入	・広告料、その他上記項目に当てはまらない収入がある場合には、この欄に計上してください。
⑧	小計(千円)	・千円単位(千円未満は切捨て)とします。

(別紙 入場料詳細)

複数会場で公演を実施する場合等に記入してください。

入場料合計 (円)	#, ###, ###		
公演回数合計	28	総使用席数 (a)	4,350
販売枚数合計 (b)	##, ###	有料入場率 (b/a)	
総入場者数合計 (c)	##, ###	総入場率 (c/a)	

水色のセルは自動的に反映されるため、入力しないでください。

公演日	2023/07/01～2023/07/05			
会場名	〇〇劇場			
会場の席数(定員)	200 席			
売止席数	感染症対策		その他	
使用席数	200		使用席数×公演回数(a)	2,000
公演回数	10			
販売枚数(b)	##,###枚	有料入場率(b/a)	##,##%	
総入場者数(c)	##,###枚	総入場率(c/a)	##,##%	
入場券内訳				
券種	単価/円(税込)	×	枚数	単価×枚数
一般	#,###	×	#,###	#,###,###
大学生	###	×	###	###,###
高校生以下(無料)	0	×	#,###	0
		×		0
		×		0
		×		0
		×		0
		×		0
		×		0
		×		0
招待券枚数		×	###	0
小計				#,###,###
割引販売を行っている場合のみ、割引額の合計をマイナスで記入→				
合計				#,###,###

公演日		2023/09/01～2023/09/06			
会場名		〇△ホール			
会場の席数(定員)		150人席			
売止席数	感染症対策		50	その他	
使用席数		100	使用席数×公演回数(a)		700
公演回数		7			
販売枚数(b)		###枚	有料入場率(b/a)		##, %
総入場者数(c)		###枚	総入場率(c/a)		##, %
入場券内訳					
券種	単価/円(税込)	×	枚数	単価×枚数	
一般	#, ###	×	###	###, ###	
高校生以下	#, ###	×	##	##, ###	
会場の席数(定員)には、会場の最大収容人数(いわゆる定員)を記入してください。					
売止席数には、感染症対策等のために使用しない(観客等が着席しない)席の数、又はその他理由により使用しない席の数を記入してください。					
		×			
		×			
招待券枚数		×	##	0	
小計				###, ###	
割引販売を行っている場合のみ、割引額の合計をマイナスで記入→					
合計				###, ###	

会場の席数 (定員) には、会場の最大収容人数 (いわゆる定員) を記入してください。
売止席数 には、感染症対策等のために使用しない (観客等が着席しない) 席の数、又はその他理由により使用しない席の数を記入してください。

公演日	2023/10/15～2023/10/20			
会場名	□〇シアター			
会場の席数(定員)	180 席			
売止席数	感染症対策		30	その他
使用席数	150		使用席数×公演回数(a)	1,650
公演回数	11			
販売枚数(b)	##,###枚		有料入場率(b/a)	##, %
総入場者数(c)	##,###枚		総入場率(c/a)	##, %
入場券内訳				
券種	単価/円(税込)	×	枚数	単価×枚数
一般	#,###	×	#,###	#,###,###
子ども	###	×	###	###,###
シニア	#,###	×	###	###,###
2セット券(5,000円)	2,500	×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		</

2セット券5,000円を20枚予定の場合は、
以下のように記載してください。
席種 2セット券 (5,000円)
単価 2,500
枚数 40

公演日				
会場名				
会場の席数(定員)				
売止席数	感染症対策		その他	
使用席数		0	使用席数×公演回数(a)	
公演回数				
販売枚数(b)			有料入場率(b/a)	
総入場者数(c)			総入場率(c/a)	
入場券内訳				
券種	単価/円(税込)	×	枚数	単価×枚数
		×		0
		×		0
		×		0
定の場合は、 さい。 (円)		×		0
		×		0
		×		0
		×		0
		×		0
		×		0
		×		0
招待券枚数		×		0
小計				0
割引販売を行っている場合のみ、割引額の合計をマイナスで記入→				
合計				0

【支出予算】

団体名

一般社団法人 ○△□

活動名

第50回公演「○△□」

水色のセルは自動的に反映されるため、入力しないでください。

(千円)									
助成対象経費総額（支出総額）									
助成金算定基礎経費									
①	項目	金額							
①	① 出演費	#,###							
	② 文芸費	#,###							
	③ 舞台費	#,###							
【助成対象経費】									
項目	細目	支払先及び内容	② 単価等(円)	数量(1)	数量(2)	消費税等	金額(円)	小計(千円)	
①	出演費								
	演奏料	○○○○、○○○○、○○○○	#,###	# 人	# 回		###,###		#,###
	演奏料	○○○○ほか（#名）	#,###	# 人	# 回		###,###		
	③ 音楽費								
	作曲料	○○○○	###,###				###,###		###
②	文芸費								
	舞台監督料	○○○○	###,###				###,###		#,###
	照明プラン料	○○照明（株）	###,###				###,###		
	音響プラン料	○○音響（株）	###,###				###,###		
	著作権使用料	音楽著作権（JASRAC）	#,###				###,###		
	企画制作料	○○○○、○○○○	#,###	# 人	## 日		###,###		
	会場費								
	会場使用料	○○劇場	###,###	## 日			#,###,###		#,###
	付帯設備使用料	○○劇場	###,###				###,###		
	会場使用料	○△ホール	###,###	## 日			#,###,###		
	付帯設備使用料	○△ホール	###,###				###,###		
	稽古場借料	○○会館	##,###	## 日			###,###		
③	舞台費								
	大道具費	○○舞台	###,###				###,###		#,###
	舞台スタッフ費	○○ステージ	##,###	# 人	# 日		###,###		
	照明費	○○照明（株）	###,###				###,###		
	照明スタッフ費	○○照明（株）	##,###	# 人	# 日		###,###		
	音響費	○○音響（株）	###,###				###,###		
	運搬費								
	道具運搬費	○○輸送					###		###
	謝金								
	会場整理員謝金						###		###
	講演謝金	○○○○	##,###				##,###		
	旅費								
	交通費	新幹線（○○～○○往復）	##,###	# 人			###,###		###
	宿泊費（甲地）	○○ホテル	#,###	# 人	# 泊		###,###		
	宿泊費一式	##名、5泊分 ○○県○○市	##,###				##,###		
	宣伝・印刷費								
	広告宣伝費	公演宣伝ウェブページ作成費、○○社（株）	###,###				###,###		###
	広告宣伝費	立て看板作成費、○○看板（株）	###,###				###,###		
	入場券等販売手数料	チケット○○	#,###	### 枚			###,###		
	案内状送付料	DM送付	##	#,### 通			##,###		
	プログラム印刷費	○○印刷（株）（#、###部、デザイン料込）	###,###				###,###		
	入場券印刷費	○○印刷（株）	###,###				###,###		
	チラシ印刷費	○○印刷（株）（###、###枚、デザイン料込）	###,###				###,###		
	ポスター印刷費	○○印刷（株）	###	### 枚			###,###		
	記録・配信費								
	録音録音録画・編集費	○○映像（株）	###,###				###,###		###
	配信用サイト作成・利用料	○○通信（株）	###,###				###,###		
感染症対策費（その他の助成対象経費の合計額の10%が上限額）									
	感染症予防用品購入費	マスク（###枚）	#,###			1.10	#,###		（上限額）
	消毒関係消耗品購入費	アルコール（##本）	#,###			1.10	#,###		###
	検査費	PCR検査	#,###	# 人			###,###		

番号	項 目	記 入 要 領
①	助成金算定基礎経費	・<u>助成対象経費のうちから3つの費目</u>を選択して、その費目を<u>プルダウンで選択</u>してください。 ・各費目の小計欄は、助成対象経費の小計欄から自動で転記されます。
②	単価等(円) 数量(1)(2) 消費税等 金額(円)	・単価は円単位で記入してください。税抜きで単価を記入する場合は、「消費税等」の欄に消費税率(1.10)を入力してください。 ・単価が外国通貨の場合には、「単価」の欄には外国通貨の額を記入し、「消費税等」の欄に為替レートを記入してください。 例:100 \$、為替レート 110 円の場合 「単価」欄:100 「消費税等」欄:110 ・「単価」「数量」欄は整数のみ入力できます。単価に小数点以下が発生する場合には、一式で入力した上で、備考欄に数量を記入してください。 ・<u>細目ごとに適正な金額で積算</u>してください。 ・積算根拠が明確になるように、<u>可能な限り、単価や数量を具体的に記入</u>してください。
③	助成対象経費	・<u>項目ごとに該当する「細目」を全てプルダウンで選択し、「支払先及び内容」を記入</u>してください(細目及び内訳名は、P. 63の「①助成対象経費」に記載のものと一致しています。) ・「支払先及び内容」には、選択した細目の詳細、発注先(団体名・個人名)、数量を一式で計上している場合の個数等(例:衣装製作費 10名分)を記入してください。 ・支出経費は活動内容に則した積算とし、適切な収支予算となるようにしてください。 ・<u>交通費・宿泊費等は、仕込みからばらしの期間で必要な場合のみ計上</u>してください。
④	助成対象経費 (感染症対策費)	・<u>項目ごとに該当する「細目」全てプルダウンで選択し、「支払先及び内容」を記入</u>してください(細目及び内訳名は、P. 63の「②感染症対策費」に記載のものと一致しています。) ・感染症対策費は、その他の助成対象経費の合計額の10%が上限となります。 ・小計(上限額)欄は、感染症対策費の小計または上限額のいずれか低い金額が自動で表示されます。そのため、計上された感染症対策費の小計が上限額を超える場合は、自動で上限額が表示されます。

応募条件及び記入例

～美術の創造普及活動～

助成の対象となる活動

優れた実績や豊かな将来性を有する芸術家や芸術団体が美術の創造・普及を目的として、自ら主催する、美術等の展示活動を助成の対象とします。芸術家個人で応募する場合は、自ら制作した作品を5日以上展示するものを対象とします。

【対象となるジャンル】

美術（絵画、彫刻、インスタレーション、写真、映像、工芸、書等）

デザイン、建築、メディア芸術（漫画、アニメーション、メディア・アート等）

（注１） 美術館等が主催する美術に関する展示の場合：別に募集する地域の文化振興等の活動「地域文化施設公演・展示活動（美術館等展示）」に応募してください。

（注２） アマチュア等の文化団体が主催する美術に関する展示の場合：別に募集する地域の文化振興等の活動「アマチュア等の文化団体活動」に応募してください。

助成の対象となる者

美術の創造・普及に係る活動を行うことを主たる目的とする我が国の芸術家又は芸術団体等で次の（１）～（５）のいずれかに該当し、かつ、下記の実績要件を充たすものとします。

（１） 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人

（２） 特定非営利活動法人（ＮＰＯ法人）

（３） 上記（１）（２）以外の法人格を有する団体であって、原則として美術作家を擁する団体又は美術展示施設を有する団体

（４） 法人格を有しない団体（任意団体）の場合は、次の要件をすべて満たしていること

ア 主たる構成員が芸術家又は芸術団体であること

イ 定款に類する規約等を有し、その規約等により以下のウ～オおよび団体設立年月日が確認できること

ウ 団体の意思を決定し、執行する組織が確立されていること

エ 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること

オ 団体活動の本拠としての事務所を有すること

カ 令和４年１１月１日現在、団体設立後１年以上の芸術活動実績を有すること

（５） 責任を持って活動を遂行する能力と意欲を有する芸術家個人（ただし自ら制作した作品の展示に限る。）

※令和６年度活動募集以降、「助成の対象となる者」の要件を変更する可能性があります。

実績要件

過去に日本国内での自ら主催する美術に関する展示を実施しているものとします（提出された実績資料で確認します。）。なお、令和２年２月１日～令和４年１１月１５日の間に実施を予定し、新型コロナウイルス感染症の影響により、中止された活動については、上記の実績として算入することができます。

応募できない活動

以下の活動は原則として助成の対象とならず、応募できません。

- 観客が特定の人に限られ、広く一般に公開されない活動
- 作品を販売する活動
- 政治的又は宗教的な宣伝意図を有する活動
- 慈善事業への寄付を目的として行われる活動
- あらかじめ企画・制作されたものを購入する展示
- 独立行政法人日本芸術文化振興会と共催する活動

※ 共催しない場合であっても、当振興会に支払いが生じる経費については計上できません。ただし、当振興会が設置・運営する劇場を借りて実施する活動に要する会場使用料（付帯設備費を含みます。）、稽古場使用料等についてはこの限りではありません。

- 文化庁の補助金や委託費等が支出される活動 ※ P. 9 「他の助成事業等への重複応募」参照
- 特定の企業名等を活動名に付す活動（ネーミングライツにより施設名に企業名が入る場合を除く。）
- コンクール・コンテストを主たる目的とする活動
- 教育や研究を主たる目的とする活動
- 展示を伴わない、ワークショップ・講演会・シンポジウムなどのみの活動

（注） 企業からの協賛金等や民間の助成団体・地方公共団体からの助成金・補助金等の交付を受ける活動については助成の対象となり得ますが、その場合は要望書の所定欄に必ずその旨を記入してください。

留意事項

- 応募できる活動は、1 団体につき **1 活動** とします。
（複数の会場で会期を変えて同一の展示を行う等の場合には、全体で 1 活動として取り扱う。）
- 「舞台芸術・美術等の創造普及活動」の中の他の活動区分に別の活動を応募する場合は、1 団体 2 活動を上限として応募が可能です。

審査基準

応募のあった活動については、以下の基準により審査を行いますので、必ずご確認ください。

【企画内容】

- ア 企画意図及び目標、内容が具体的であり、優れた企画性や創造性を有していること
- イ 企画意図及び目標、内容に沿って、芸術的成果を上げることが期待できること
- ウ 団体及び活動の今後の発展に期待が持てること

【運営・その他】

- エ 観客層拡充等に努める活動計画であること
- オ 活動の予算積算が明確かつ適切であること
- カ 団体の運営が適正であること
- キ 助成の緊要度が高い活動であること

助成金の額及び助成の仕組み

助成金の額は、下表のとおり3つの区分があります。下記①および②の条件を満たした上で、いずれかひとつの区分を選択し応募してください。

- ① 下記の助成対象経費（感染症対策費を除く）のうちから選択した3つの経費（以下、「助成金算定基礎経費」という。）の合計額が下表中段に示した金額以上であること。なお、**助成金算定基礎経費を要望書提出後に変更することはできません**。また、経費の選択は任意であり、審査に影響することはありません。
- ② 下記の助成対象経費（感染症対策費を含む）の総額が、下表下段に示した金額以上であること。

なお、下表の中下段ともに下限額を示したものであり、例えば、助成金算定基礎経費の合計額が200万円を超え、助成対象経費総額が600万円を超える活動であっても、100万円や50万円の区分に応募することもできます。

【助成対象経費】各経費の詳細はP. 82をご覧ください。

作品料、企画制作費、会場費、設営・運搬費、謝金、旅費、宣伝・印刷費、記録・配信費、感染症対策費（※）

※ 感染症対策費は、その他の助成対象経費の合計額の10%を上限に計上可能です。

助成対象経費の総額には含めますが、**助成金算定基礎経費として選択することはできません**。

【助成金の額の区分】

※金額別の採択枠は設定しておりません。

助成金の額の区分	50万円 (500千円)	100万円 (1,000千円)	200万円 (2,000千円)
助成金算定基礎経費の合計額	50万円以上	100万円以上	200万円以上
助成対象経費の総額	150万円以上	300万円以上	600万円以上

【応募例】

- 助成金算定基礎経費の合計額 ⇒ 390万円
設営・運搬費180万円、宣伝・印刷費160万円、旅費50万円
- 助成対象経費の総額（活動の予算規模）⇒ 630万円
作品料100万円、企画制作費50万円、会場費50万円、設営・運搬費180万円、謝金30万円、旅費50万円、宣伝・印刷費160万円、感染症対策費10万円
- ◎ 応募可能な助成金の額の区分 ⇒ 200万円（100万円・50万円も選択可能）

【助成金の減額】

採択された活動を当初計画どおりに実施した場合、応募した区分の助成金の額が助成されることになりますが、活動実施の結果、**助成金算定基礎経費の合計額が採択時の助成金の額を下回った場合には、当初より減額となり、実施後の助成金算定基礎経費の合計額（千円未満切捨て）が助成金の額になります。**

採択時の助成金算定基礎経費の合計額	250万円	⇒	採択時の助成金の額	200万円
（例1）活動終了後の助成金算定基礎経費の合計額	220万円	⇒	支払われる助成金の額	200万円
（例2）活動終了後の助成金算定基礎経費の合計額	180万円	⇒	支払われる助成金の額	180万円

提出書類一覧

当振興会のウェブサイトから応募する活動区分・分野に対応した様式をダウンロードし、助成金交付要望書受付システムを通じて提出（アップロード）してください。

アップロードできるファイルは3つまでです。要望書様式一式（Excel）以外に3点以上の提出書類がある場合は、ZIPファイルに圧縮した上で提出してください。

1	要望書様式 一式（Excel）	様式あり	保存形式：EXCEL
① 総表 ② 個表 1 ③ 個表 2 ④ 収入 ⑤ 支出 ⑥ 団体概要（個人の場合は不要） ⑦ 活動実績（個人の場合は不要） ⑧ 個人略歴（a, b いずれか） a. 団体用（3枚まで） b. 個人用（1枚）	1つのExcelファイル内に、左の複数のシートがありますので、必要な書類を作成してください。 ※シートの追加・削除はできません。使用しないシートがある場合は、空欄のまま提出してください。 ※ファイルの名前及び拡張子（.xlsx）は変更しないでください。開封パスワード等の設定をしないでください。		

2・3	その他の必要書類	様式なし	保存形式：ZIP PDF 等
※申請者の形態によって必要書類が異なります。			
実績確認資料 （過去に当基金からの助成実績がある場合には不要） 応募者が団体の場合 ・ 規約等 ・ 参考資料（任意 A4 5枚以内） 応募者が個人の場合 ・ 推薦書 ・ 参考資料（必須 A4 5枚以内）	要望書以外の提出書類が2点までであれば、そのまま添付できます。3点以上提出する必要がある場合には、複数のファイルを1つのフォルダに保存し、ZIPファイルに圧縮して添付してください。 ※アップロード可能なファイルサイズの上限は10MBです。 ※各資料のファイル形式は、なるべくPDF形式を利用してください。 ※各ファイルおよびZIPフォルダに開封パスワード等の設定をしないでください。		

ZIPファイル

※ご使用のパソコン環境によって、見た目が異なる場合があります。

※ 応募要件の確認に必要な場合、追加で上記以外の書類の提出をお願いする場合があります。

※ 様式のある書類については、記入例をご覧ください。

(1) 要望書様式 (Ex c e l) 一式

- ・ ⑥団体概要、⑦活動実績は、個人が応募する場合は不要です。
- ・ ⑧個人略歴は、団体の場合は「団体用」の代表者〔必須〕、芸術上の中核者〔必須〕、活動の芸術上中核者〔任意〕が必要です。個人の場合は、「芸術家個人」を使用してください。

(2) 規約等 ※ 芸術家個人が応募する場合は不要

最新の規約等を提出してください。

法人格を有する団体 : 定款

法人格を有しない団体 (任意団体) : 定款に類する団体規約

※ 任意団体の場合、以下の内容が規定されていることが必須となります。

- 団体の意思を決定し、執行する組織が確立されていること
- 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること
- 団体活動の本拠としての事務所を有すること
- 団体設立年月日

(3) 展示実績資料 (一式)

過去に日本国内で自ら主催する美術展示を実施した実績があることを確認できる資料 (チラシ等) を提出してください。ただし、過去に当基金からの助成を受けた実績がある場合には、提出不要です。

当該団体が企画・制作した展示であっても、当該団体が主催をしていないもの (第三者から依頼を受けて行った展示) は、実績に含まないものとします。

なお、令和2年2月1日～令和4年11月15日の間に実施を予定し、新型コロナウイルス感染症の影響により、中止された展示等については、実施予定であったことが確認できる資料 (チラシや企画書等) を提出してください。

データ提出が原則ですが、冊子などデータ送信が難しい形状のものしか用意できない場合には、下記の通り郵送で受け付けます。送達記録の残る送付方法 (簡易書留ほか) をご利用ください。

- 提出期間: 令和4年11月1日 (火) ~ 11月15日 (火) 締切日当日消印有効
- 郵 送 先: 〒102-0092 東京都千代田区隼町2-13 US半蔵門ビル8階
独立行政法人日本芸術文化振興会 基金部 地域文化助成課

(4) 参考資料 (A4判5枚以内) ※芸術家個人が応募する場合には提出必須

活動の概要や過去の実績等についての補足資料 (文字のみの企画書は不可、必ず写真等の視覚的な資料を含むもの。) を、**A4判5枚以内**で提出してください。

芸術家個人での応募の場合には、自ら制作した作品の写真等を含めて作成の上、必ず提出してください。

※ 補足資料の例

過去の活動の評論記事・写真・チラシ、今回展示の内容 (出展作品・作家) の写真

芸術家個人で応募の場合には、自ら制作した作品の写真等を含めること。

外国語の文章等が含まれる場合には、必ず日本語訳を添付してください。

一つのPDFファイルに5ページ以内の資料として作成してください。

印刷して審査資料としますので、A4判に印刷して解像度等が適当であるか確認の上、提出するようにしてください。

(5) 推薦書 ※ 芸術家個人が応募する場合のみ

芸術家個人が行う活動に係る学識経験者や評論家等の作成する推薦書を提出してください。推薦書には、「推薦者名・推薦者の職名 (肩書)・推薦理由」を記載してください (合計A4判1枚・様式自由)。

助成対象経費

活動の収支予算に計上可能な経費は下表のとおりです。

※令和5年度（2023年4月1日～2024年3月31日）に自ら支払った経費であることが銀行振込明細書等により確認できること。

	項 目	細 目
助 成 対 象 経 費	作品料	作品借料、作品保険料、著作権使用料、インスタレーション作品制作謝金、インスタレーション作品制作材料費 ※活動終了後、解体・撤去等によって主催者の財産とならない形態の展示品（インスタレーション等）については、作品制作謝金及び作品制作材料費を計上できます。
	企画制作費	企画制作料（キュレーター費、キュレトリアルスタッフ費等） ※企画制作料は、事務職員の給与や事務所維持費のような管理経費ではなく、助成対象活動における企画・制作等に直接関わるスタッフ人件費が対象となります。
	会場費	会場使用料（付帯設備費を含む。）
	設営・運搬費	会場設営費、会場撤去費、会場設営・撤去補助人件費、字幕費・音声ガイド費、機材借料、作品梱包・運搬費、額装費、関連行事・ワークショップ材料費 ※障害者対応に係る経費を含みます。 ※額装費は、活動終了後、主催者等の財産とならないものに限り、計上できます。 ※搬入（設営）から搬出（撤去）までの期間で必要な場合のみ。 （ただし、作品借用・返却に係る運搬費は搬入から搬出までの期間外であっても計上可。）
	謝 金	図録等編集謝金、図録等原稿執筆謝金、図録等翻訳謝金、各種翻訳謝金、会場監視員謝金、駐車場整理謝金、託児謝金、医師・看護師謝金、手話通訳謝金、要約筆記謝金、パフォーマンス等出演謝金、関連行事・ワークショップ講師謝金 ※パフォーマンス等の経費は、展示の一環として同一会場で行われるものに限り、計上できます。
	旅 費	交通費、宿泊費、日当（宿泊を伴う場合のみ。） ※搬入（設営）から搬出（撤去）までの期間で必要な場合のみ。 （ただし、作品借用・返却に係る旅費は搬入から搬出までの期間外であっても計上可。） ※作品の制作に係る旅費は除く。
	宣伝・印刷費	宣伝物送付料（チラシ、案内状、作品募集案内等） 広告宣伝費（テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、駅貼り、ウェブ広告等）、 立看板費、当該活動の告知用ウェブサイト作成料、入場券印刷費、入場券販売手数料、 各種デザイン料、図録製作費、チラシ印刷費、ポスター印刷費、アンケート用紙印刷費 ※作品の募集案内に係る経費を含みます。 ※点字に係る経費を含みます。 ※会期後に製作する記録集に係る経費は除きます。
	記録・配信費	録画費、録音費、写真費、 配信用録音録画・編集費、配信用機材借料、配信用サイト作成・利用料 ※当該活動の成果として記録するものに限ります。
	感染症対策費（☆）	感染症予防用品購入費（単価10万円未満のものに限る） 消毒関係消耗品購入費（単価10万円未満のものに限る） 消毒作業費（外注費含む） 感染症対策機材購入・借用費（購入の場合、単価10万円未満のものに限る） 検査費（出演者・スタッフのPCR検査、抗原検査費用）

☆ 感染症対策費は、その他の助成対象経費の合計の10%を上限に計上可能です。

助成対象経費の総額には含めますが、助成金算定基礎経費として選択することはできません。

助成対象とならない経費

下記の経費は、助成対象経費として計上できません。

(ア)	事務運営管理に関する経費 ○事務所維持費 ○事務職員給与 ○振込手数料 ○電話代 ○ウェブサイト作成運用費（応募活動以外に係るもの） ○予備費 等
(イ)	団体の財産になり得る物の購入や製作経費（材料費も含む） ○活動終了後、助成金の交付を受けようとする主催者の財産になり得る美術作品の制作費 ○美術作品の買い上げ費 ○作品の恒久的な設置経費 ○楽器・楽譜購入費 ○事務機器・事務用品等の購入・借用費 ○書籍・CD等資料購入費 ○備品等購入費
(ウ)	行政機関に支払う手数料 ○印紙代 ○ビザ取得経費 等
(エ)	社会通念上、公金で賄うことがふさわしくない経費 ○交際費・接待費 ○レセプション・パーティーに係る経費 ○打ち上げ費 ○飲食に係る経費 ○記念品代 等
(オ)	（ア）～（エ）のほか、団体の自主財源により賄うべき経費 ○コンクールに係る審査経費（謝金・旅費等）及び賞金・賞品代 ○オーディション経費 ○取材・会議等に係る経費 ○ガソリン代（レンタカーに係る場合は除く。） ○当振興会へ支払う経費（会場の使用に係る場合等を除く。） ○航空・列車運賃の特別料金（ファーストクラス・ビジネス料金、グリーン料金等） ○作品制作に係る旅費・いわゆる滞在制作の場合の滞在費用 ○自ら設置し又は管理する会場施設において展示を行う場合の会場使用料 ○各種保険料 等

（注）これらの経費は、外部に委託した場合についても計上できません。

経費計上の際の注意点

（１）関連行事に係る経費

ワークショップ・講演会等の関連行事に係る経費は、展示期間中に展示会場と同一会場内で行うものであって助成対象活動に関連がある場合に限り、助成対象経費に計上することができます。

（２）活動前年度に支払う経費（計上不可）

当該活動に係る経費であっても、活動前年度まで（2023年3月31日以前）に支払う経費は計上できません（著作権使用料や、会場費の前払い、早期に制作する広告宣伝物等にご注意ください。）。

（３）複数の支出内容が含まれている場合の経費

一括で業務を委託する場合等、１つの支払いに複数の支出内容が含まれている場合は、見積書等の徴取により可能な限り細目ごとの金額内訳を確認し、計上してください。

特に、作品料に旅費を含むような異なる項目の内容が含まれている場合は、必ず各項目に分けて計上してください。

記入例【令和5年度 助成金交付要望書 ①総表（美術の創造普及活動）】

令和5年度 芸術文化振興基金 助成金交付要望書

独立行政法人日本芸術文化振興会理事長 殿

下記の活動を行いたいのので、芸術文化振興基金助成金交付要綱第3条の規定に基づき、助成金の交付を要望します。

活動区分		美術の創造普及活動									
申請者の種別		選択してください。				←団体か個人かを選択してください。					
団体情報	団体住所（所在地）〒	123	-	4567		団体の場合には、規約等で定める代表者名・団体所在地について記入してください。					
	団体住所（所在地）	都道府県		市町村または特別区							
	団体名（フリガナ）	× ×				芸術家個人で応募する場合には、団体名の欄と代表者の欄にどちらも氏名を記入し、代表者役職名は空欄にしてください。住所は本人の住所を記入してください。					
	団体名（主催者）	一般財団法人 × ×									
	代表者役職名	代表				※法人格（一般財団法人等）部分のフリガナは不要です。					
	代表者氏名	〇〇 〇〇									
	電話番号	012-3456-7890									
担当者情報	関係書類送付先〒	123	-	4567		採択通知等の郵便物の送付先になります。確実に届くよう、マンション名や〇〇様方なども漏らさず記入してください。					
	関係書類送付先住所	都道府県		市町村または特別区							
	担当部署名または役職名	事務局				事務担当者について記入してください。 氏名は、姓と名の間を1文字空けてください。 電話番号は、半角数字とハイフンを用いて入力してください。 アドレスは4月以降も連絡の取れるアドレスを記入してください。					
	担当者氏名	〇〇 〇〇									
	担当者電話番号	012-3456-7890									
	E-mail	〇〇〇〇〇@〇〇.com									
	要望内容	活動名（フリガナ）	マルマルトマルマルテン								
活動名		〇〇と〇〇展									
実施時期 および実施場所		開始日		終了日		実施会場名	(都道府県・市区町村)				
		2023/4/23	～	2023/6/3		〇〇美術館	(静岡県	静岡市)	他 1 件		
		2023/4/23	～	2023/5/6		〇〇美術館	静岡県	静岡市			
		2023/5/21	～	2023/6/3		□□美術館	東京都	江東区			
			～								
		複数の実施場所がある場合には、会場ごとに実施期間を記入してください。展示の開始日から終了日を記入してください。会場所在地は、都道府県を選択し、市区町村名を記入してください。									
			～								
収支予算（千円）		収入				支出					
	入場料			356	経費 ① 宣伝・印刷費			387			
	共催者負担金			200	経費 ② 設営・運搬費			550			
	(イ) 収入小計	966			経費 ③ 作品料			260			
	(ロ) 自己負担金	718			助成金算定基礎経費の合計額 ★			1,197			
	収入総額 (イ+ロ)	1,684			助成対象経費の総額 ●			1,684			
	助成金要望	助成金算定基礎経費の合計額★と、助成対象経費の総額●により、選択可能な助成金額を確認の上、選択してください。				選択してください。					

記入例【令和5年度 助成金交付要望書 ②個表1（美術の創造普及活動）】

本活動の企画意図	※300字・6行以内
本活動の企画意図を簡潔明瞭に記入してください。 ※団体や芸術家個人の本活動以外の活動概要や目標については「団体の場合→⑥団体概要」「芸術家個人の場合→⑧個人略歴」に記入してください。	

本活動の観客層の拡充等に関する取組み	※300字・6行以内
本活動における観客層拡充等に関する取組みについて記入してください。	

助成を受けて充実させたい点、その他PR事項	※800字・16行以内
助成を受けて充実させたい点について具体的に記入してください。 当該活動の特色、特に強調したい事柄などのPR事項の他、主な作家や作品についての補足情報等があれば、記入してください。	

（参考資料の提出について） 活動の概要や過去の実績等についての補足資料（文字のみの企画書は不可、必ず写真等の視覚的な資料を含むもの。）を、A4判5枚以内で提出してください。 芸術家個人での応募の場合には、自ら制作した作品の写真等を含めて作成の上、必ず提出してください。	参考資料 添付の有無 （添付する場合は○を選択） ※芸術家個人の場合は必須	—
---	---	---

記入例【令和5年度 助成金交付要望書 ③個表2（美術の創造普及活動）】

[illegible]

記入例【令和5年度 助成金交付要望書 ④収入（美術の創造普及活動）】

区分	項目	細目	内訳				
収入総額				消費税込で計上してください。 (単価×数量で計上するものは、税込単価にしてください。)			
入場料収入				単価・数量を入力すると金額・小計は自動計算されます。			
		券種	単価	×	枚数	単価×枚数	356
		前売・一般	800	×	150	120,000	
		前売・高校生以下	入場券の販売単価×見込枚数を記入してください。 販売手数料がかかる場合は、入場料収入を減額するのではなく、 ⑤支出「宣伝・印刷費」の「入場券販売手数料」として計上してください。				
		当日・一般					
		当日・高校生以下					
入場料無料の場合は必ず理由を記入				○○美術館会場については、○○美術館からの後援をうけているため、入場料を無料とする。 収入に係る自助努力を期待する観点から有料入場を原則としていますので、 <u>入場料無料とする場合は、必ず理由を記入してください。</u>			
活動に附帯するワークショップ・シンポジウム等収入							
		内訳	単価	×	人数	単価×人数	10
		ワークショップ	500	×	20	10,000	
		展示期間中に、展示会場と同一の会場にて実施するワークショップ・講演会・シンポジウム等によって得られる収入がある場合には計上してください。					
その他の収入							
		細目	内訳	内訳詳細	金額(円)	小計(千円)	
共催者負担金							
		○○市共催金			200,000	200	
共催者以外の補助金・助成金				地方公共団体、民間の財団法人等から助成金・補助金等がある場合は、要望書提出時の状況（申請予定・申請中・決定済）を必ず記入し、見込額・予定額を計上してください。			
		○○財団（申請予定）				0	
		○○県補助金（決定済）					
寄付金・協賛金				当該活動に係る寄付金・協賛金がある場合は、要望書提出時の状況（交渉予定・交渉中・決定済、クラウドファンディングの場合には予定・実施中・達成）を記入し、見込額・予定額を計上してください。 他の活動に対する寄付金・協賛金や、寄付金・協賛金の用途が「助成対象とならない経費」に充当することとされているものについては計上不要です。			
		○○株式会社				0	
図録等売上収入							
		内訳	単価	×	部数	単価×部数	50
		図録販売	1000	×	50	50,000	
						0	
						0	
無料配布の場合は必ず理由を記入				図録等を無料配布する場合には、必ず理由を記入してください。 その他助成対象以外の書籍やグッズの売上は計上不要です。			
広告料・その他の収入							
		○○商店、▼▼観光 ほか広告料	10000円×20社		20,000	30	
		○○○○、○○○○	5000円×2名		10,000		

記入例【令和5年度 助成金交付要望書 ⑤支出（美術の創造普及活動）】

(千円)									
助成対象経費の総額									
1,684									
助成金算定基礎経費の合計額									
1,197									
		項目	金額						
①	宣伝・印刷費		387						
②	設営・運搬費		550						
③	作品料		260						
消費税込で計上してください。 (単価×数量で計上するものは、税込単価にしてください。) 助成金算定基礎経費として3つの項目を選択してください。選択した経費の小計額が正しく反映されているか確認してください。採択後に選択した項目を変更することはできません。 単価・数量を入力すると金額・小計は自動計算されます。									
項目	細目	支払先及び備考	単価等(円)	人数または枚数(単位)	回数または泊数(単位)	金額(円)	小計(千円)		
③	作品料								260
	作品借料	〇〇社	30,000	2	点	60,000			
	インスタレーション作品制作謝金	〇〇 〇〇	200,000	1	式	200,000			
・支払先及び備考には、「〇〇他」、「その他」、「雑費」等とはせず、具体的な支払先（予定や調整中の場合はその状況を含めて）を記入してください。 ・数量及び単位については、積算根拠が明確になるように、可能な限り単価や日数等を具体的に記入してください。 ・開催分担金、負担金等が生じる場合は、開催分担金の根拠となる内訳を添付してください。 (例：新聞社等から提示された開催分担金の見積書・明細書等) ・活動終了後、解体・撤去等によって主催者の財産とならない形態の展示品（インスタレーション等）については、作品制作謝金及び作品制作材料費を計上できます。									
	企画制作料								100
	企画制作料	キュレーター 〇〇 〇〇	100,000	1	人	100,000			
	会場費								140
	会場使用料	××美術館	10,000	14	日	140,000			
②	設営・運搬費								550
	会場設営費	〇〇運輸	500,000	1	式	500,000			
	会場設営・撤去補助人件費	アルバイトスタッフ	4,600	5	人	46,000	2	回	
	関連行事・ワークショップ材料費	ワークショップ材料費（紙粘土）	200	20	箱	4,000			
	謝金								55
	関連行事・ワークショップ講師謝金	ワークショップ講師謝金	10,000	1	人	10,000	1	回	
	パフォーマンス等出演謝金	ダンサー（** **）	10,000	1	人	30,000	3	回	
	図録等原稿執筆謝金	キュレーター 〇〇 〇〇	5,000	3	頁	15,000			
同じ支払先であっても、経費の内容が複数ある場合には、それぞれ適切な項目ごとにわけて計上するようにしてください。									
	旅費								26
	交通費	ワークショップ講師交通費（〇〇～東京）	10,000	1	人	10,000	1	回	
	交通費	作品借用・返却 〇〇～××	8,000			16,000	2	回	
交通費については、移動の目的を明記してください。 作品の借用先や講師の移動区間など経路が確定していない場合は、積算根拠となるおまかな地域等を記入してください。									
①	宣伝・印刷費								387
	宣伝物送付料	チラシ・パンフレット送付料	123	500	通	61,500			
	広告宣伝費	新聞広告費 〇〇新聞	50,000	1	社	50,000	1	回	
	チラシ印刷費	チラシ 〇〇印刷株式会社 5000枚	30,400	1	式	30,400			
	入場券販売手数料	〇〇社 5% + 用紙代 100枚分	5,234	1	式	5,234			
	図録製作費	〇〇印刷	800	300	冊	240,000			
印刷物は作成部数、送付物は通数が分かるように記入してください。単価欄は整数のみ入力できます。単価に小数点以下が発生する場合には、一式で入力した上で、備考欄に数量を記入してください。									
	記録・配信費								35
	写真費	展覧会会場撮影費	35,000	1	式	35,000			
	感染症対策経費（その他の助成対象経費）								131
	感染症予防用品購入費	来場者配布用マスク 1000枚	1,000	1	箱	1,000			
	消毒関係消耗品購入費	消毒液	1,000	3	本	3,000			
	消毒作業費	会場消毒作業	10,000			20,000	2	回	
	感染症対策機材購入・借用費	サーモグラフィーカメラ レンタル	10,000			30,000	3	回	
	検査費	PCR検査 作家・スタッフ	5,000	20	人	100,000			
感染症対策費は感染症対策費計または上限額（他の対象経費の合計の10%）のどちらか低い金額が自動で入ります。									

記入例【令和5年度 助成金交付要望書 ⑥団体概要（美術の創造普及活動）】

（令和4年11月1日現在）

個人の場合は、本シートは入力不要です。⑧b 芸術家個人用個人略歴に入力してください。								
団体名	一般財団法人 × ×			代表者氏名	〇〇 〇〇		団体代表者についての略歴を⑧a 個人略歴に記入してください。芸術上の中核者が代表者と異なる場合には、芸術上の中核者についても⑧a 個人略歴を提出してください。	
住所〒	123	-		団体設立年月	〇〇 * * 年 * * 月			
住所				法人設立年月	〇〇 * * 年 * * 月			
				法人番号	※法人番号がある場合のみ			
ウェブサイト	https://com							
団体の事業目的	今回応募する活動のみならず、団体が行う文化芸術活動全般に係る目的について、その活動の芸術性、社会性等を踏まえて、記入してください。 また、団体の中長期的な目標や将来像、目指す姿について記入してください。							
団体の将来像								
組 織	役 職 員			団体構成員及び加入条件				
	会長	〇〇〇〇		〔1〕団体構成員（維持会員は除く）				
	副会長	主な役職員の役職名・氏名を記入してください。 経理担当者、監査担当者は記入必須です。監査担当者が外部に所属している場合は所属先も記入してください。		個人	* *	(委員・会員 * *)		
	監事			団体数	* *			
	事務局長			〔2〕主な構成員				
	事務職員			〇〇〇〇（日本画）、〇〇〇〇（彫刻）、〇〇〇〇				
	団体構成員の人数、主な美術作家の氏名と専門分野（日本画・彫刻等）を記入してください。							
	経理担当者	〇〇〇〇	〔3〕加入の条件					
	監査担当者	〇〇〇〇（〇〇会計事務所）	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇					
沿 革	* * 年に設立。 * * 年に事業開始。 * * 年に〇〇と合併。 設立から現在までの組織の変遷、これまでにを行った主な活動等を記入してください。							
財 務 状 況	年度	総収入（A）（千円）	総支出（B）（千円）	収支差（A-B）（千円）	団体に対する助成金・補助金名			金額（千円）
	令和2年度	総収入（A）は当該年度の団体の総収入額、総支出（B）は団体の総支出額を記入してください。 令和4年度は予算額を記入してください。			〇〇補助金	活動に対する助成金・補助金以外に、団体に対する助成金・補助金を受けた場合は本欄に記入してください。		円
	令和3年度				〇〇補助金			円
	令和4年度（予算額）	* , * * *	* , * * *	△ * * *	〇〇補助金			* , * * * 千円
					〇〇県補助金			* , * * * 千円

記入例【令和5年度 助成金交付要望書 ⑦活動実績（美術の創造普及活動）】

※ A 4 判 1 枚に収まるように作成してください。

(令和4年11月1日現在)

個人の場合は、本シートは入力不要です。⑧ b 芸術家個人用個人略歴に入力してください。

過去3年間（令和2年度～令和4年度）の国内・海外における活動実績を記入してください。

当該期間に活動実績がない場合には、「過去3年間に活動実績なし」を選択してください。

○ 国内での実績

選択してください。

←過去3年間の活動実績の有無を選択してください。

年度	区分	活動名	回数 (回)	観客数 (人)	事業費 (千円)	助成金・補助金名	金額 (千円)
R2	主催	〇〇展	* 回	* * *	*, * * *	芸術文化振興基金	*, * * *
R2	主催	△△展	* 回	* * *	*, * * *	〇〇財団助成金	*, * * *
R2	主催	□□展	* 回	* * *	*, * * *	〇〇財団助成金	*, * * *
R2	依頼	□□講演 他 * 活動				株式会社□□ 他	
R3	主催	〇〇展	* 回	* *	・美術分野以外の活動は記入できません。 ・団体に所属する個人の実績は記入できません。 ・1枚に収まらない場合には、主催活動を優先に主要なものを記入してください。 ・新型コロナウイルスの影響で中止した令和2・3年度の活動について記入する場合は、活動名の後に「（中止）」と明記してください。		*
R3	主催	△△展	* 回	* *			*
R3	主催	□□展	* 回	* *			*
R3	依頼	□□講演 他 * 活動					
R4	主催	〇〇展	* 回	* *			*
R4	主催	△△展	* 回	* * *	*, * * *	〇〇財団助成金	*, * * *
【年度】と【区分】を選択してください。 ○主催活動 ・応募団体が主催した国内・海外での展示活動については、区分欄で『主催』を選択してください。 ・助成金・補助金については、文化庁・日本芸術文化振興会・その他助成団体や地方公共団体の助成事業名と助成金額を記入してください。 ・一つの活動に対して複数の助成を受けた場合には、文化庁・日本芸術文化振興会からの助成と、その他の助成に行を分けて記入してください。書ききれない場合には、代表的なものを記入して他〇件とし、金額は合計額を記入してください。 ○依頼活動 ・応募団体が主催していないが企画制作を行った展示活動、第三者から依頼を受けて行った展示活動については、区分欄で『依頼』を選択してください。 ・助成金・補助金については、わかる範囲で助成事業名及び金額を記入してください。							

○ 海外での実績

選択してください。

←過去3年間の活動実績の有無を選択してください。

[illegible]

記入例【令和5年度 助成金交付要望書 ⑧a個人略歴（美術の創造普及活動）】

団体のみ作成。（※個人で申請の場合は、⑧b個人略歴（芸術家個人用）を作成してください。）

- ・（１）団体の代表者、（２）団体の芸術上の中核者については必ず提出してください。
- （兼務する場合には、役割欄の両方に○を記入してください。）

本活動に係る芸術上の中核者が（１）（２）と別の場合には、（３）についても提出してください。

- ・（２）（３）「芸術上の中核となる者」は当該分野での実演家（芸術監督・キュレーター・美術家等）であることが必要です。
- ・１団体につき、最大３名分まで提出できます。

(令和4年11月1日現在)

氏 名	フリガナ	マルカク シロウ		フリガナ	マルノ ダイキチ		生年月	19**年**月
	本名	丸角 四郎	本名を記入	芸名等	丸野 大吉			
役割 (該当に○)	(1) 団体の代表者		○	都道府県名から記入してください。ビル名、マンション名や号室についても必ず記入してください。				
	(2) 団体の芸術上中核者		○					
	(3) 活動の芸術上中核者		—					
住 所 等	自宅	〒	*** — ***			電話	**-*****-****	
		〇〇県〇〇市〇〇 *—*—* 〇〇ビル***号室			e-mail	****@***.***.**, jp		
	事務所・連絡先	〒	*** — ***			電話	**-*****-****	
		東京都千代田区隼町 4-1 〇△ビル 3 階			e-mail	****@***.***.**, jp		
現職	代表理事					専門分野	演出	
経 歴	年月	職歴・芸術団体所属歴・主な芸術活動歴等						
	****年**月	「〇〇」（〇△□）を演出						
	****年**月	「〇〇〇」（〇〇座）を演出						
	****年**月～****年**月	〇〇協会所属						
	****年**月	〇〇芸術祭にて「〇〇」（〇△□）を演出						
	****年**月～****年**月	〇〇にて在外研修						
	****年**月	「〇〇〇」（〇〇）を演出						
	****年**月～	〇〇大学講師						
		職歴・芸術団体所属歴・主な芸術活動歴を記入してください。書き切れない場合は、主要なものを記入してください。						
受 賞 歴	年月	主な受賞歴						
	****年**月	第*回〇〇賞新人賞受賞						
	****年**月	第*回〇〇〇賞受賞						
		受賞歴を記入してください。書き切れない場合は、主要なものを記入してください。						

※ A 4 判 1 枚に収まるように作成してください。

記入例【令和5年度 助成金交付要望書 ⑧b 個人略歴（芸術家個人用（美術の創造普及活動））】

芸術家個人で応募する場合のみ作成

(令和4年11月1日現在)

氏 名	フリガナ	マルカク シロウ	フリガナ	リバーススクウェア	職名	現代美術家	生年月	19**年**月
	本名	丸角 四郎 本名を記入。	芸名等	リバーススクウェア				
住 所	〒	*** - *** *			電話	**-****-****		
	〇〇県〇〇市〇〇 *-*-* 〇〇ビル***号室					e-mail	****@*** ***.**.id	
芸術活動の概要 今後の展望等	都道府県名から記入してください。ビル名、マンション名や号室についても必ず記入してください。					演奏家、舞踊家、現代美術家、画家、彫刻家、〇〇大学講師等、応募される方の肩書を記載してください。複数ある場合は、複数記載してください。		
	芸術活動の概要や今後の活動予定、目標、展望等について記載してください。							
専門教育等の履修歴	年月	主な専門教育等の履修歴（卒業、修了等の略歴を記入してください）						
	****年**月	〇〇大学芸術学部先端芸術表現学科 卒業						
	****年**月	〇〇大学大学院先端芸術表現専攻 修了						
	大学や専門学校等、専門教育の履修歴を記載してください。							
主な芸術活動の履歴	年月	公演名・展覧会名 ※ 実施会場等も記載してください						
	****年**月	〇〇公益財団〇〇賞受賞者記念展（〇〇美術館・〇〇県〇〇市）						
	****年**月	〇〇アートフェスティバル（〇〇県〇〇市・特設会場）						
	****年**月	〇〇3人展（〇〇ギャラリー・東京都千代田区）						
	****年**月	次世代新進芸術作家選抜展（〇〇美術館・〇〇県〇〇市）						
	****年**月～****年**月	〇〇レジデンスプログラム（カナダ・ケベック）						
	****年**月	〇〇アートフェア（ベルギー・アントワープ）						
	****年**月	リバーススクウェア個展（〇〇画廊・京都府京都市）						
	****年**月	〇〇ビエンナーレ（ドイツ・ベルリン）						
	個展、展覧会への出展等、主な芸術活動歴を記入してください。公演の場合には、その役割（〇〇役等）、展覧会への出展の場合には、その展覧会名等を記載してください。また、公演会場、展示会場の施設名やその所在都市名（〇〇県〇〇市等）についても記載してください。書き切れない場合は、主要なものを記入してください。							
	受賞歴	年月						
****年**月		第*回〇〇賞新人賞受賞 （芸術文化振興基金の助成実績）						
****年**月		第*回〇〇〇賞受賞 ・芸術文化振興基金の助成を受けた公演・展示等がある場合は、公演・展示等の名称と年度を記入してください。						
		（上記以外の助成実績）						
		・芸術文化振興基金以外で地方公共団体や民間の助成金を受けた公演・展示等がある場合は、助成プログラムの名称と年度を記入してください。						
		・書き切れない場合は、主要なものを記入してください。						
公演・展示等の助成実績	芸術文化振興基金の助成実績	〇〇アートプロジェクト（芸術文化振興基金助成・美術の創造普及活動（****年度））						
	上記以外の助成実績	〇〇公益財団〇〇助成事業（****年度）、〇〇ファンデーション〇〇プログラム（****年度）						

※ A 4判1枚に収まるように作成してください。

応募条件及び提出書類 ～多分野共同等芸術創造活動～

助成の対象となる活動

優れた実績や豊かな将来性を有する芸術家や芸術団体等が主催する、文化芸術の新たな局面を切り開くような独創性や先駆性が認められる、以下のような公演・展示等活動を助成の対象とします。

- (1) 異なる芸術分野の芸術家や芸術団体等が企画段階から共同で制作し、特定の芸術分野に留まらない優れた公演・展示等活動
- (2) 特定の芸術分野に分類することが困難な優れた公演・展示等活動

なお、特定の芸術分野の領域に留まるような活動の場合は、助成の対象となりません。各芸術分野に係る支援区分に応募してください。

(注) 美術に関する展示活動で、展示の一環としてパフォーマンス等が行われるような場合は、「美術の創造普及活動」に応募してください。アマチュア等の文化団体が主催する活動については、別に募集する地域の文化振興等の活動「アマチュア等の文化団体活動」に応募してください（芸術文化振興基金助成対象活動募集案内―地域の文化振興等の活動―参照）。

助成の対象となる者

芸術の創造・普及に係る活動を行うことを主たる目的とする我が国の芸術家又は芸術団体等で次の(1)～(5)のいずれかに該当し、かつ、以下の実績要件を充たすものとします。

- (1) 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人
- (2) 特定非営利活動法人（NPO法人）
- (3) 上記(1)(2)以外の法人格を有する団体であって、原則として一定数以上の芸術家を擁する団体又は劇場施設を有する団体
- (4) 法人格を有しない団体（任意団体）の場合は、次の要件をすべて充たしていること
 - ア 主たる構成員が芸術家又は芸術団体であること
 - イ 定款に類する規約等を有し、次のウ～オについて明記されていること
 - ウ 団体の意思を決定し、執行する組織が確立されていること
 - エ 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること
 - オ 団体活動の本拠としての事務所を有すること
 - カ 令和4年11月1日現在、団体設立後1年以上の芸術活動実績を有すること
- (5) 責任を持って活動を遂行する能力と意欲を有する芸術家個人（自ら制作した作品の公演・展示に限る。）

実績要件

団体や団体の構成員又は芸術家個人が、過去に日本国内での芸術の創造普及に係る活動を自ら主催した実績を有するものとします（提出された実績資料で確認します。）。応募団体や個人等が企画・制作した公演であっても、主催していないもの（第三者から依頼を受けて行った公演等）は、実績に含まないものとします。

なお、令和2年2月1日～令和4年11月15日の間に実施を予定し、新型コロナウイルス感染症の影響により中止された公演・展示等については、開催実績として算入することができます（実績は、提出された実績資料（チラシや企画書等）で確認します。）。

応募できない活動

以下の活動は原則として助成の対象とならず、応募できません。

- 観客が特定の人に限られ、広く一般に公開されない活動
- 政治的又は宗教的な宣伝意図を有する活動
- 慈善事業への寄付を目的として行われる活動
- 自ら主催する公演ではない依頼公演等
- あらかじめ企画・制作されたものを購入する公演（買取公演、招へい公演等）
- **独立行政法人日本芸術文化振興会と共催する活動**
 - ※ 共催しない場合でも、当振興会に支払う経費は計上できません。ただし、当振興会が設置・運営する劇場で実施する活動に係る会場使用料、付帯設備使用料及び稽古場借料等は計上できます。
- **文化庁の補助金や国の委託費等が支出される活動**
 - ※ P. 9「他の助成事業等への重複応募・重複助成」参照
- 特定の企業名等を活動名に付す、いわゆる「名称冠公演」
 - ※ ネーミングライツにより施設名に企業名が入る場合を除きます。
- コンクール・コンテストを主たる目的とする活動
- 教育や研究を主たる目的とする活動
- 公演等を伴わない、ワークショップ・講演会・シンポジウムなどのみの活動

（注） 企業からの協賛金等や民間の助成団体・地方公共団体からの助成金・補助金等の交付を受ける活動については助成の対象となり得ますが、その場合は要望書の所定欄に必ずその旨を記入してください。

令和6年度以降の募集に係る留意事項

令和6年度活動募集以降、活動区分「多分野共同等芸術創造活動」については、募集内容が変更となる可能性がありますので、ご注意ください。

審査基準

応募のあった活動については、以下の基準により審査を行いますので、必ずご確認ください。

【企画内容】

- ア 企画意図及び目標、内容が具体的であり、優れた企画性や創造性を有していること
- イ 企画意図及び目標、内容に沿って、芸術的成果を上げることが期待できること
- ウ 特定の芸術分野を超えた独創性や先駆性が認められること
- エ 団体及び活動の今後の発展に期待が持てること

【運営・その他】

- オ 活動の予算積算が明確かつ適切であること
- カ 団体の運営が適正であること
- キ 観客層拡充等に努める活動計画であること
- ク 助成の緊要度が高い活動であること

助成金の額及び助成の仕組み

助成金の額は、下表のとおり3つの区分があります。以下の①及び②の条件を満たした上で、いずれかひとつの区分を選択し応募してください。

- ① 下記の助成対象経費（感染症対策費を除く）のうちから選択した3つの経費（以下、「助成金算定基礎経費」という。）の合計額が下表上段に示した「助成金の額」以上であること。なお、助成金算定基礎経費を申請後に変更することはできません。また、経費の選択は任意であり、審査に影響することはありません。
- ② 下記の助成対象経費（感染症対策費を含む）総額（活動の予算規模）が、下表下段に示した「助成対象経費総額」以上であること。

なお、下表の上下段ともに下限額を示したものであり、例えば、助成金算定基礎経費の合計額が200万円を超え、助成対象経費総額が600万円を超える活動であっても、100万円や50万円の区分に応募することができます。

【助成対象経費】各経費の詳細はP. 98をご覧ください。

作品料、出演費、音楽費、文芸費、会場費、舞台費、運搬費、謝金、旅費、宣伝・印刷費、記録・配信費、感染症対策費（上記経費の合計額が10%を上限）

【助成金の額及び助成対象経費総額の区分】

助成金の額 （助成金算定基礎経費の合計額が 右記の額以上であること）	50 万円	100 万円	200 万円
助成対象経費総額 （右記の額以上であること）	150 万円	300 万円	600 万円

【例】

- 助成対象経費総額（活動の予算規模）⇒ 640 万円
出演費 100 万円、音楽費 50 万円、文芸費 100 万円、会場費 100 万円、舞台費 150 万円、
運搬費 10 万円、謝金 20 万円、旅費 50 万円、宣伝・印刷費 40 万円、感染症対策費 20 万円
- 助成金算定基礎経費 ⇒ 350 万円
出演費 100 万円、文芸費 100 万円、舞台費 150 万円
- 応募する助成金の額の区分 ⇒ 200 万円

提出書類一覧

当振興会のウェブサイトから応募する活動区分・分野に対応した様式をダウンロードし、助成金交付要望書受付システムを通じて提出（アップロード）してください。

システムの都合上、アップロードできるファイル数の上限は3つ、ファイルサイズの上限は10MBです。

1	要望書様式 一式 (Excel)	様式あり	ファイル名: R5_16_kikin_tabunya_yobo.xlsx 保存形式: EXCEL
① 総表 ② 団体概要（ <u>個人の場合は不要</u> ） ③ 活動実績 ④ 個人略歴（a, b いずれか） a. 団体用（2枚まで） b. 個人用（1枚） ⑤ 個表 ⑥ 収入予算 ⑦ 支出予算	1つの Excel ファイル内に、左の複数のシートがあります。 <注意事項> ・ 白いセルのみ入力可能です（グレー・水色には入力しないでください）。 ・ 行・列の追加・削除はできません。また、セルの「切り取り」「貼り付け」は行わず、必ず「コピー」「貼り付け」をしてください。 ・ シートの追加・削除はできません。使用しないシートがある場合は、空欄のまま提出してください。 ・ <u>ファイルの名前及び拡張子（.xlsx）は変更しないでください。</u> ・ Google スプレッドシートや Mac の Numbers、Microsoft 製以外のオフィスソフト等を使用するとエラーとなりますので、<u>必ず Microsoft が提供している「Excel」を使用して作成してください。</u> ・ <u>開封パスワード等の設定をしないでください。</u>		

2・3	その他の必要書類	様式なし	保存形式: ZIP PDF 等
・ 規約等（<u>個人の場合は不要</u>） ・ 公演実績資料 ・ 参考資料 ・ 推薦書（<u>個人の場合のみ</u>） ・ 作品ファイル（<u>同上</u>） ・ その他別紙 等 ※ 応募する活動や主催団体の形態によって必要書類は異なります。	要望書以外の提出書類が2点までであれば、そのまま添付できます。3点以上の場合、複数のファイルを1つのフォルダに保存し、ZIP ファイルに圧縮して添付してください。 <注意事項> ・ 押印が必要な書類については、押印後の書類をスキャンしてPDF形式で保存してください。 ・ <u>ファイル及び ZIP ファイルに開封パスワード等の設定をしないでください。</u>		

PDF 規約等

PDF 参考資料

PDF 公演実績資料

団体名

※フォルダ名は申請団体名で作成ください。

開く(O)
印刷(P)
編集(E)
プログラムから開く(H)
共有(H)...
送る(N)
切り取り(T)
コピー(C)
ショートカットの作成(S)
削除(D)
名前の変更(M)
プロパティ(R)

圧縮 (zip 形式) フォルダ

デスクトップ (ショートカットを作成)

メール受信箱

ドキュメント

フロッピー ディスク ドライブ (A:)

ZIPファイル

※ご使用のパソコン環境によって、見た目が異なる場合があります。

※ 応募要件の確認に必要な場合、追加で上記以外の書類の提出をお願いする場合があります。

※ 様式のある書類については、記入例をご覧ください。

(1) 要望書様式 (Ex c e l) 一式

- ・ ②の団体概要は、個人が応募する場合は不要です。
- ・ ④の個人略歴は、団体の場合は「団体用」の代表者〔必須〕、芸術上の中核者〔必須〕、活動の芸術上中核者〔任意〕について、最大2枚まで提出できます。個人の場合は、「芸術家個人」を使用してください。

(2) 規約等 ※ 芸術家個人が応募する場合は不要

最新の規約等を提出してください。

法人格を有する団体 : 定款

法人格を有しない団体 (任意団体) : 定款に類する団体規約

※ 任意団体の場合、以下の内容が規定されていることが必須となります。

- 団体の意思を決定し、執行する組織が確立されていること
- 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること
- 団体活動の本拠としての事務所を有すること

(3) 公演実績資料 (一式)

過去に応募分野において、日本国内で自ら主催する公演・展示等を実施した実績を確認できる資料 (チラシ等) を一式提出してください。

当該団体が企画・制作した公演・展示等であっても、当該団体が主催をしていないもの (第三者から依頼を受けて行った公演・展示等) は、実績に含まないものとします。

なお、令和2年2月1日～令和4年11月15日の間に実施を予定し、新型コロナウイルス感染症の影響により中止された公演・展示等については、実施予定であったことが確認できる資料 (チラシや企画書等) を提出してください。

(4) 参考資料

参考資料として、過去に行った活動の評論記事、写真、図、ステージプラン、チラシ等を添付することができます (合計A4判1枚・様式自由)。

また、応募活動の内容を把握する上で参考となる映像を必ずウェブサイト等にアップロードし、そのURLを要望書の所定欄に記入してください。

※ アップロードが難しい場合は、お問合せください。

(5) 推薦書 ※ 芸術家個人が応募する場合のみ

芸術家個人が行う活動に係る学識経験者や評論家等の作成する推薦書を提出してください。推薦書には、「推薦者名・推薦者の職名 (肩書)・推薦理由」を記載してください (合計A4判1枚・様式自由)。

(6) 作品ファイル ※ 芸術家個人が応募する場合のみ

活動の概要や過去の実績等がわかる、自らが制作した作品の写真等で構成される作品ファイルを提出してください。なお、作品ファイルに外国語の文章等が含まれる場合には、必ず日本語訳を添付してください (合計A4判5枚・様式自由)。

助成対象経費：多分野共同等芸術創造活動

活動の支出予算に記入する経費（下記に記載された費目のみ記入できます。）

※令和5年度（2023年4月1日～2024年3月31日）に自ら支払った経費であることが銀行振込明細書等により確認できること。

	項 目	細 目
① 助成対象経費	作品料	作品借料、作品保険料、作品制作謝金（注1）、作品制作材料費（注1）
	出演費	指揮料、演奏料、ソリスト料、合唱料、舞踊家・俳優等出演料
	音楽費	作曲料、編曲料、作詞料、訳詞料、音楽制作料、調律料、コレペティ料、稽古ピアニスト料、楽器借料、楽譜借料、写譜料、楽譜製作料、合唱指揮料、副指揮料、プロンプター料
	文芸費	演出料、演出助手料、構成料、振付料、振付助手料、バレエマスター・バレエミストレス料、脚本料、脚色料、補綴料、翻訳料、舞台監督料、舞台監督助手料、舞台美術デザイン料、人形美術デザイン料、照明プラン料、衣装デザイン料、音楽プラン料、音響プラン料、映像プラン料、特殊効果プラン料、原語指導料、言語指導料、方言指導料、剣術指導料、所作指導料、合唱指導料、歌唱指導料、振付指導料、字幕原稿翻訳・作成料、著作権使用料、ライセンス料、ロイヤリティ、企画制作料（注2）
	会場費	会場使用料、付帯設備使用料、稽古場借料（定期的な練習は除く。）
	舞台費	大道具費、小道具費、舞台スタッフ費、人形製作費、衣装費、衣装スタッフ費、履物費、かつら（床山）費、メイク費（ヘアメイクを含む）、照明費、照明スタッフ費、音響費、音響スタッフ費、映像費、映像スタッフ費、特殊効果費、会場設営・撤去費（注3）、機材借料（障害者対応に係る経費を含む。）、字幕費、音声ガイド費（障害者対応に係る経費を含む。）
	運搬費	道具運搬費、楽器運搬費、作品運搬費 ※ 搬入（仕込み・設営）から搬出（梱包・ばらし・撤去）までの期間で必要な場合のみ。
	謝 金	原稿執筆謝金、翻訳謝金（点字を含む）、会場整理員謝金、託児謝金（来場者向け）、医師・看護師謝金、講演謝金、手話通訳謝金、要約筆記謝金
	旅 費	交通費、宿泊費、日当（注4）
	宣伝・印刷費	広告宣伝費、入場券等販売手数料、案内状送付料、プログラム印刷費、台本印刷費、図録印刷費、入場券印刷費、チラシ印刷費、ポスター印刷費、アンケート用紙印刷費 ※ 各印刷費について点字に係る経費を含む。
② 感染症対策費	記録・配信費	録画費、録音費、写真費、 ※ 以下、ネット配信等に係る経費（公演の模様（ダイジェストは除く）のネット配信、DVD 等への記録・作成費を計上可） 配信用録音録画・編集費、配信用機材借料、配信用サイト作成・利用料
	①の助成対象経費の合計の10%を上限とする。 ○ 感染症予防用品購入費（単価10万円未満のものに限る） ○ 消毒関係消耗品購入費（単価10万円未満のものに限る） ○ 消毒作業費（外注費含む） ○ 感染症対策機材購入・借用費（購入の場合、単価10万円未満のものに限る） ○ 検査費（出演者・スタッフのPCR検査、抗原検査費用）	

（注1）活動終了後、解体・撤去等によって主催者の財産とならない形態の展示品（インスタレーション等）については、作品制作謝金及び作品制作材料費を計上できます。

（注2）企画制作料は、事務職員の給与や事務所維持費のような管理経費ではなく、助成対象公演における企画・制作等に直接関わるスタッフ人件費が対象となります。また、展示を主とする活動については、展示の企画を行う、ディレクターやキュレーター等の経費を計上することができます。

（注3）会場設営・撤去費は、展示を行う場合の設営・撤去に係る経費を計上することができます。

(注4) 旅費は、搬入（仕込み）から搬出（ばらし）までの期間に必要な場合のみ計上ができます。交通費には、航空・船舶・列車運賃の特別料金（ファーストクラス、ビジネス料金、グリーン料金等）は計上できません。なお、宿泊費、日当は下記の金額が上限となります。また、日当は、宿泊を伴う場合のみ計上ができます。

甲地：宿泊費 10,900 円 日当 2,200 円 乙地：宿泊費 9,800 円、日当 2,200 円

甲地・・・さいたま市、千葉市、東京都特別区、横浜市、川崎市、相模原市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、福岡市

乙地・・・上記以外の都市

活動の支出予算に記入できない経費

- (ア) 事務運営管理に関する経費
(イ) 団体の財産になり得る物の購入や製作経費
(ウ) 行政機関に支払う手数料
(エ) 社会通念上、公金で賄うことがふさわしくない経費
(オ) (ア)～(エ)のほか、団体の自主財源により賄うべき経費

(7)	○事務所維持費 ○事務職員給与 ○振込手数料・代引手数料等 ○電話代 ○ウェブサイト作成費（応募活動以外に係るもの） ○ウェブサイト運用費 ○予備費 等
(4)	○楽器・楽譜購入費 ○事務機器・事務用品等の購入・借用費 ○書籍・CD等資料購入費 ○備品等購入費 等
(5)	○印紙代 ○ビザ取得経費 等
(エ)	○交際費・接待費 ○レセプション・パーティーに係る経費 ○打ち上げ費 ○飲食に係る経費 ○記念品代 等
(オ)	○オーディション経費 ○コンクールに係る審査経費（謝金・旅費等）及び賞金・商品代金 ○自ら設置し又は管理する会場施設において稽古を行う場合の稽古場借料 ○定期的な練習のための稽古場借料 ○取材・会議等に係る経費 ○稽古のための楽器演奏謝金 ○ガソリン代（レンタカーに係る場合は除く。） ○当振興会へ支払う経費（会場の使用に係る場合等を除く。） ○各種保険料 等

(注) これらの経費は、外部に委託した場合についても記入できません。

経費計上の際の注意点

(1) 関連行事に係る経費

ワークショップ・講演会・シンポジウムに係る経費は、通し総稽古から公演終了までの期間に当該文化施設で行うものであって助成対象活動に関連がある場合に限り、助成対象経費に計上することができます。

(2) 助成金の減額

採択された活動を当初計画どおりに実施した場合、応募した区分の助成金の額が助成されることとなりますが、活動実施の結果、3つ選択した助成対象経費（助成金算定基礎経費）の合計額が採択時の助成金の額を下回った場合には、当初より減額となり、実施後の3つの助成対象経費の合計額（千円未満切捨て）が助成金の額になります。

【例】採択時の3つの経費の合計額 300 万円 ⇒ 採択時の助成金の額 200 万円

- ① 活動終了後の3つの経費の合計額 280 万円 ⇒ 支払われる助成金の額 200 万円
② 活動終了後の3つの経費の合計額 190 万円 ⇒ 支払われる助成金の額 190 万円

(3) 活動前年度に支払う経費（計上不可）

当該活動に係る経費であっても、活動前年度まで（2023年3月31日以前）に支払う経費は計上できません（著作権使用料や、会場費の前払い、早期に制作する広告宣伝物等に係る経費にご注意ください。）。

(4) 複数の支出内容が含まれている場合の経費

業務を一括して発注する場合等、1つの支払いに複数の支出内容が含まれている場合は、見積書等の徴取により可能な限り細目ごとの金額内訳を確認し、計上してください。

（例：出演費に各種プラン料を含む、会場整理員謝金に交通費を含む）

様式第1号（第3条関係）

【総表】

団体のみ。個人で申請の場合は、【個人用】を使用してください。

水色のセルは自動的に反映されるため、入力しないでください。

令和5年度 芸術文化振興基金
助成金交付要望書

独立行政法人日本芸術文化振興会理事長 殿

下記の活動を行いたいのので、芸術文化振興基金助成金交付要綱第3条の規定に基づき、助成金の交付を要望します。

活動区分		多分野共同等芸術創造活動		区分	(1)異なる芸術分野の芸術家や芸術団体等の共同で制作する公演・展示等活動	
団体情報	郵便番号	102	-	8656	申請者の種別	
	団体住所（所在地）	東京都千代田区集町4-1 ○△□ビル3階				
	団体名（フリガナ）	マルサンカクシカク				
	団体名（主催者）	一般財団法人 ○△□				
	代表者役職名	代表理事				
	代表者氏名	丸角 四郎				
	団体電話番号	**-*****-****				
担当者情報	担当部署・所属	公演・展示部		担当者電話番号		
	（フリガナ）	カクタ サブロー		時間外連絡先		
	氏名	角田 三郎		担当者e-mail		
活動内容	活動名（フリガナ）	ダイニジュッカイマルサンカクシカクアートプロジェクト				
	活動名	第20回○△□アートプロジェクト				
	実施時期及び実施場所	開始日	終了日	実施会場		
		2023/7/1	2023/9/10	○○アーツスペース		
		2023/7/1	2023/9/10	○○アーツスペース		
		2023/7/15	2023/7/18	○△ホール		
		2023/8/15	2023/8/20	□□シアター		
	活動の収支	助成金要望額（定額）		2,000千円		
		収入の区分	金額（千円）	支出の区分	金額（千円）	
		入場料収入	#,###	作品料	#,###	
配信等収入		0	助成金算定基礎経費の合計額（★）及び助成対象経費総額（◎）によって、助成金要望額が異なりますので、該当する助成金額の区分の額を選択してください。			
ワークショップ・シンポジウム等収入		###	会場費 ②	#,###		
共催者負担金		#,###	舞台費 ③	#,###		
補助金・助成金		#,###	運搬費	#,###		
寄付金・協賛金		#,###	謝金	3つ選択した助成対象経費の合計額＝助成金算定基礎経費の合計額（★）が、助成金要望額（定額）（◇）を超えていることを確認してください。		
プログラム等売上収入		#,###	旅費			
広告料・その他の収入		###	宣伝・印刷費			
（イ）収入合計	##,###	記録・配信費				
（ロ）自己負担金	#,###	感染症対策費	###			
収入総額（イ＋ロ）	##,###	助成金算定基礎経費の合計額（①＋②＋③）	#,###（★）			
		助成対象経費総額（支出総額）	##,###（◎）			

【総表】

水色のセルは自動的に反映されるため、入力しないでください。

令和5年度 芸術文化振興基金
助成金交付要望書

下記の活動を行いたいのので、芸術文化振興基金助成金交付要綱第3条の規定に基づき、助成金の交付を要望します。

- 101 -

【団体概要】

個人の場合は、作成不要です。

(令和4年11月1日現在)

フリガナ	マルサンカクシカク		代表者役職名	代表理事	水色のセルは自動的に反映されるため、入力しないでください。	
団体名	一般財団法人 ○△□		レカク シロウ 角 四郎			
郵便番号	102 — 865		*****			
住所	東京都 千代田 階		プルダウンで選択。その他の法人の場合は、右欄に具体的な種類名を記入してください。		国税庁より通知された法人等に指定される13桁の番号がある場合には、記入。	
団体の種類	一般財団法人		[その他の法人の場合は具体的な種類名を記入]			
団体設立年月	20**年**月		法人設立年月	20**年**月	法人番号	*****
団体の事業目的	今回応募する活動のみならず、団体が行う文化芸術活動全般に係る目的について、その活動の芸術性、社会性等を踏まえて、記入してください。 また、団体の中長期的な目標や将来像、目指す姿について記入してください。					
団体の将来像等	常勤の役員、事務職員、技術職員、経理担当者及び監査担当者についてそれぞれの人数を記入し、主な役職員は氏名まで記入してください。また、欄内に収まるように記入してください。					
組 織	役員 代表理事 ○○○○ 理事 ○○○○ 監事 ○○○○ 事務局長 ○○○○ 事務職員 ○○○○ 他*名			団体構成員及び加入条件 [団体構成員] (1) 団体構成員(維持会員は除く) 個人 **人(委員・会員**人), 団体数** (2) 主な構成員 ○○○○、○○○○、○○○○		
	経理担当者及び監査担当者は記入必須です。担当者が外部の者である場合には所属先をカッコ書きしてください。			[加入条件]		
	経理担当者 ○○○○ 監査担当者 ○○○○ (○○会計事務所)			団体構成員の人数、主な実演家の氏名を記入してください。また、名簿がある場合は添付してください		
沿 革	設立から現在までの組織の変遷、これまでにを行った主な活動等を記入してください。 ・事業年度ごとに、総収入に団体の総収入額を、総支出に団体の総支出額を記入してください。収支差は自動で表示されます。 ・令和4年度については予算額を記入してください。 ・団体に対する補助金・助成金がある場合には、交付者の名称及び金額を記入してください。複数ある場合には、金額を合算してください。 ・個別の活動に対する補助金・助成金等については、活動実績の各活動の欄に記入してください。					
財務状況	年度	総収入(A) (千円)	総支出(B) (千円)	収支差(A-B) (千円)	団体に対する補助金・助成金名	金額(千円)
	R2	** , ***	** , ***	△***	○○基金 ●●県補助金	*, ***
	R3	** , ***	** , ***	***	△△市補助金	*, ***
	R4(見込み)	** , ***	** , ***	***	■■市補助金	*, ***

※ A4判1枚に収まるように作成してください。

【活動実績】※ A 4 判 1 枚に収まるように作成してください。

(令和4年11月1日現在)

過去3年間（令和2年度～4年度）の国内・海外における活動実績を記入してください。
当該期間に活動実績がない場合には、「過去3年間に活動実績なし」を選択してください。

○ 国内公演			過去3年間に活動実績あり			プルダウンで選択。	
年度	区分	活動名	公演回数 (回)	観客数 (人)	事業費 (千円)	助成金・補助金名	金額 (千円)
R2	主催	第17回〇△□アートプロジェクト	10	1,200	4,000		
R2	主催	〇〇パフォーミングフェスティバル	30	4,000	15,000	●●県補助金 文化庁「活動継続支援事業」	5,000
R2	依頼	〇〇ホール企画	5	800	—		
プルダウンで選択。							
R3	主催	第18回〇△□アートプロジェクト	10	1,500	4,000	芸術文化振興基金	2,000
			—	—	—	●●県補助金 外1件	3,000
R3	主催	〇〇特別企画	4	500	3,000		1,000
R4	主催	第19回〇△□アートプロジェクト	10	1,500	4,000	芸術文化振興基金	1,000
R4	主催	〇〇パフォーミングフェスティバル	30	3,000	13,000	●●県補助金 外2件	4,000
R4	依頼	〇〇ホール企画	5	500	—		
○主催公演（国内・海外共通） ・応募団体が主催した主要な国内公演・展示等、海外公演・展示等について、活動名、公演回数・展示期間、観客数、事業費、助成金・補助金名、金額を記入してください。（応募分野以外の公演・展示等は記載しないでください。）1枚に収まらない場合には、主要なものを記入してください。 ・助成金・補助金名、金額には、文化庁、日本芸術文化振興会、その他助成団体や地方公共団体の助成事業名と助成金額を記入してください。 ・一つの活動に対して、複数の助成を受けた場合は、文化庁、日本芸術文化振興会の助成は1行にまとめて記入し、金額を合計してください。それ以外の助成は別の1行に記入し、複数ある場合には、1行に代表的なものの名称及び外○件と記入し、金額は、合算額を記入してください。 ・新型コロナウイルスの影響で中止した公演を記入する場合は、活動名の末尾に「（中止）」と明記してください。							
○依頼公演（国内・海外共通） ・応募団体が企画制作したが主催ではない公演及び第三者から依頼を受けて行った公演・展示等（いわゆる売り公演等）について、代表的なものを記入してください。（応募分野以外の公演は記載しないでください。） ・文化庁及び日本芸術文化振興会の助成金を受けている場合は、わかる範囲で助成事業名及び金額を記入してください。 ・団体に所属する個人の実績は記入しないでください。							

○ 海外公演			過去3年間に活動実績あり				
年度	区分	活動名	公演回数 (回)	観客数 (人)	事業費 (千円)	助成金・補助金名	金額 (千円)
R2	主催	〇〇ヨーロッパツアー	10	1,500	10,000	文化庁「国際芸術交流支援事業」	2,000

【個人略歴】

団体のみ作成。個人で申請の場合は、個人略歴（芸術家個人用）を使用してください。

（令和4年11月1日現在）

氏 名	フリガナ	マルカク シロウ		フリガナ	マルノ ダイキチ		生年月	19**年**月
	本名	丸角 四郎 本名を記入。		芸名等	丸野 大吉			
役割	団体の代表者		○	・都道府県名から記入してください。ビル名、マンション名や号室についても必ず記入してください。				
	団体の芸術上中核者		○					
	活動の芸術上中核者							
住所等	自宅	〒	*** - ***		電話	**-****-****		
		〇〇県〇〇市〇〇 *-*-* 〇〇ビル***号室		e-mail	****@***.***.**, jp			
	事務所・連絡先	〒	*** - ***		電話	**-****-****		
		東京都千代田区隼町4-1 〇△□ビル3階		e-mail	****@***.***.**, jp			
現職	代表理事				専門分野	演出		
経歴	年月	職歴・芸術団体所属歴・主な芸術活動歴等						
	****年**月	「〇〇」（〇△□）を演出						
	****年**月	「〇〇〇」（〇〇座）を演出						
	****年**月～****年**月	〇〇協会所属						
	****年**月	〇〇芸術祭にて「〇〇」（〇△□）を演出						
	****年**月～****年**月	〇〇にて在外研修						
	****年**月	「〇〇〇」（〇〇）を演出						
	****年**月～	〇〇大学講師						
		 該当する項目について○印を選択してください（複数選択可）。【個人略歴】を提出できる枚数は2枚までです。 [団体の代表者] 提出必須の項目です。総表に記載した代表者について、ご記入ください。 [団体の芸術上中核者] 提出必須の項目です。当該分野での実演家（芸術監督・プロデューサー等）であることが必要となります。 [活動の芸術上中核者] 任意の提出項目です。上記2つが同一人物で、団体の芸術上中核者と活動の芸術上中核者が異なる人物である場合のみご提出ください。 						
		 職歴・芸術団体所属歴・主な芸術活動歴を記入してください。書き切れない場合は、主要なものを記入してください。 						
受賞歴	年月	主な受賞歴						
	****年**月	第*回〇〇賞新人賞受賞						
	****年**月	第*回〇〇〇賞受賞						
		 受賞歴を記入してください。書き切れない場合は、主要なものを記入してください。 						

※ A4判1枚に収まるように作成してください。

(令和4年11月1日現在)

※ A4判1枚に収まるように作成してください。

【個表】

[illegible]

番号	項目	記入要領
①	本活動の企画意図及び目標 ※ 別紙不可	・<u>本活動を企画した意図及び達成しようとする目標について、活動の企画性、創造性に留意しつつ、具体的かつ簡潔に記入</u>してください。 ※必ず当該活動について記入してください。作品の概要・あらすじについては(本活動の内容)に、団体の紹介は別紙の「団体概要」に記入してください。
②	活動の独創性・先駆性等 ※ 別紙不可	・総表で選択した(1)、(2)の区分に応じて、それぞれ下記の内容を<u>具体的かつ簡潔に記入</u>してください。 (1)を選択した場合 異なる芸術分野が企画段階から共同して制作し活動を行うことで、企画性・創造性の面等においてどのような効果を生み、独創性や先駆性が認められるのか。 (2)を選択した場合 既存の芸術分野を超えた企画性・創造性の面等における特長、また、どのような点において独創性や先駆性が認められるのか。
③	本活動の観客層拡充等に関する取組 ※ 別紙不可	・本活動における<u>観客層拡充等に向けて、具体的にどのような取組を行うのか、具体的かつ簡潔に記入</u>してください。
④	実施時期・実施回数・実施会場(所在地)	・<u>公演等の場合には、仕込み・ゲネプロ・開演時間・ばらし・実施回数を入力</u>してください。<u>展示等の場合には、搬入(設営)・搬出(撤去)・日数を入力</u>してください。(公演・展示日及び実施場所は【総表2】(入力用)よりデータが参照されます。) ・開演時間については、予定時間を可能な限り記入してください。 ・巡回公演や巡回展、定期公演、定席公演、フェスティバルなど複数日程・会場で行われる活動で、欄内に書き切れない場合には、全ての公演・展示等についての詳細を記載した別紙を添付してください。 ・用意されている行数(12行)を超えて行われる活動の場合は、全ての日程・会場についての詳細を記載した別紙を添付してください。
⑤	本活動の内容	・<u>該当する作品内容を全てプルダウンで選択</u>してください。なお、<u>展示等</u>の場合は、その内容を<u>その他の()内に記入</u>してください。 [創作初演、新演出、新振付、翻訳初演、再演、その他] ・<u>必ず活動内容を具体的に記入</u>してください。 ※この項目に、団体の事業目的を記入する必要はありません(団体概要に記入欄があります。)。あくまでも今回応募している作品について、その内容が分かるように記入してください。 ・<u>創作初演作品については必ずテーマ・内容・あらすじ等を記入</u>してください。 ・複数の演目・曲目がある場合は、作品ごとに、主な出演者・スタッフ等を記入してください。 ・<u>展示等については、展示作品の種類・点数、主な作品名・作家名、展示内容等を記入</u>してください。 ・<u>経費を計上している出演者、作家及びスタッフについては、可能な限り記入</u>してください。 ・<u>公演の配信を実施する場合は、配信の概要(料金、配信期間等)を記入</u>してください。 ・客演、外部スタッフの場合は氏名の後に所属団体及び所在地(都市名)を記入してください。
⑥	共催者・共同制作者名とその役割	・<u>共催者・共同制作者の役割について、具体的に記入</u>してください。 ・共催者負担金などについて使途が限定されている場合は、その内容も記入してください。 ・共同制作者の場合は、先方が担当している役割を具体的に記入してください。
⑦	後援・協賛者名等とその役割	・<u>活動に対する後援者等の具体的な役割を記入</u>してください。 ・申請中の場合は(申請中)と記入してください。
⑧	特記事項	・<u>応募する活動について、該当する項目を全てプルダウンで選択し、内容を記入</u>してください。 [今後の再演予定／再演の場合の受賞歴等(受賞理由を含む)／海外公演予定／完了済海外公演評価概要(受賞、掲載新聞・雑誌名(掲載日も記載)等)] ・<u>応募活動の内容を把握する上で参考となる映像を必ずウェブサイト等にアップロードし、そのURLを記入</u>してください。 ※アップロードが難しい場合は、お問合せください。

【収入予算】

単価は消費税を含む金額を入力してください。

水色のセルは自動的に反映されるため、入力しないでください。

団体名

一般財団法人 ○△□

活動名

第20回○

収入合計（千円） ##, ###

①

区分	項目	細目	内訳	内訳詳細	金額（円）	小計（千円）	
収 入	入 場 料 収 入	会場情報					
		各会場の入場料収入は別紙に記入→					
		会場名		○○アー			
		会場の席数（定員）		25			
		売止席数		感染症対策による売止席数		席	
		使用席数		250 席		使用席数×公演回数（a）	
		公演回数・展示日数		50 回		12,500	
		販売枚数（b）		##, ###枚		有料入場率（b/a）	
		入場者数（c）		##, ###枚		総入場率（c/a）	
		入場券内訳					
		券種	単価/円(税込)	×	枚数	単価×枚数	小計（千円）
		一般	#, ###	×	#, ###	#, ###, ###	⑧
		大学生	###	×	###	###, ###	
		高校生以下（無料）	0	×	#, ###	0	
						0	
		招待券枚数	0	×	###	0	
		小計				#, ###, ###	
		割引販売を行っている場合のみ、割引額の合計をマイナスで記入→					
		合計					
	配信等収入						
③							
0							
その他の収入							
活動に附随するワークショップ・シンポジウム等収入							
④							
ワークショップ							
###, ###							
共催者負担金							
○○協会負担金							
#, ###, ###							
補助金・助成金							
○○補助金（申請中）							
#, ###, ###							
○○財団助成金（申請予定）							
⑤							
本助成金（芸術文化振興基金）を記入しないでください。							
寄付金・協賛金							
寄付金 ○○社							
###, ###							
協賛金 ○○社							
###, ###							
クラウドファンディング（実施予定）							
#, ###, ###							
プログラム・図録等売上収入							
⑥							
図録売上							
#, ###円×###部							
###, ###							
プログラム売上							
###円×#, ###部							
###, ###							
広告料・その他の収入							
⑦							
プログラム広告料							
#, ###円×##社							
###, ###							
###							

番号	項目	記入要領
①	内訳 内訳詳細 金額(円)	・単価は円単位で、税込金額を記入してください。 ・細目ごとに適正な金額で積算してください。 ・積算根拠が明確になるように、可能な限り、単価や数量を具体的に記入してください。
②	入場料収入	・想定している入場料収入を記入してください。入場料無料の場合でも、想定している入場者数等を必ず記入してください。 ・「会場の席数(定員)」「売止席数」「使用席数」は、1ステージの席数です(使用席数＝会場の席数－売止席数)。 ・会場の席数(定員)には、会場の最大収容人数(いわゆる定員)を記入してください。 ・売止席数には、感染症対策等のために使用しない(観客等が着席しない)席の数、又はその他理由により使用しない席の数を記入してください。 ・「入場券内訳」→券種、単価、枚数(公演会場における全ステージ分)を記入してください。 ・「割引販売を行っている場合のみ、割引額の合計をマイナスで記入」→団体販売、会員割引等により実際の販売価格が単価×枚数と異なる場合は、その差額を記入してください。 (例:差額が1万円の場合「-10,000」とすること) ・販売手数料がかかる場合は、入場料収入を減額するのではなく、【支出予算】のシートに「宣伝・印刷費」の「入場券販売手数料」として計上してください。
③	配信等収入	・助成対象活動の映像のネット配信による収入がある場合に、計上してください。
④	活動に附帯する ワークショップ・ シンポジウム等 収入	・助成対象となるワークショップ・シンポジウム等の収入を記入してください。 ・※助成対象となるのは活動の仕込み(搬入)からばらし(搬出)の期間に実施し、かつ活動と同一会場にて実施されるもののみ。
⑤	共催者負担金 補助金・助成金 寄付金・協賛金	・共催者負担金については、実際に金銭の収入が発生する場合のみ計上してください。 ・クラウドファンディングを実施する場合は[寄付金・協賛金]欄の内訳に記入してください。 ・これらの収入については、要望書提出時の状況を記入し、見込額・予定額を計上してください。 ※補助金・助成金等の場合は「申請予定」「申請中」「決定済」。寄付金・協賛金の場合は「交渉予定」「交渉中」「決定済」。クラウドファンディング等の場合は「実施予定」「実施中」「達成」。
⑥	プログラム・図録 等売上収入	・助成対象活動<u>以外</u>のプログラム・DVDや団体グッズ等の売上は<u>計上不要</u>です。
⑦	広告料・その他の 収入	・広告料、その他上記項目に当てはまらない収入がある場合には、この欄に計上してください。
⑧	小計(千円)	・千円単位(千円未満は切捨て)とします。

(別紙 入場料詳細)

複数会場で公演を実施する場合等に記入してください。

入場料合計 (円)	#, ###, ###
公演回数・展示日数合計	68
総使用席数 (a)	14, 000
販売枚数合計 (b)	##, ###
有料入場率 (b/a)	
総入場者数合計 (c)	##, ###
総入場率 (c/a)	

水色のセルは自動的に反映されるため、入力しないでください。

公演・展示等期間	2023/07/01~2023/09/10			
会場名	〇〇アールスペース			
会場の席数(定員)	250 席			
売止席数	感染症対策		その他	
使用席数	250	使用席数×公演回数(a)	12, 500	
公演回数・展示日数	50			
販売枚数(b)	##, ###枚	有料入場率(b/a)	##, %	
総入場者数(c)	##, ###枚	総入場率(c/a)	##, %	
入場券内訳				
券種	単価/円(税込)	×	枚数	単価×枚数
一般	#, ###	×	#, ###	#, ###, ###
大学生	###	×	###	###, ###
高校生以下(無料)	0	×	#, ###	0
		×		0
		×		0
		×		0
		×		0
		×		0
		×		0
		×		0
		×		0
招待券枚数		×	###	0
小計				#, ###, ###
割引販売を行っている場合のみ、割引額の合計をマイナスで記入→				
合計				#, ###, ###

公演・展示等期間	2023/07/15~2023/07/18			
会場名	〇〇ホール			
会場の席数(定員)	150 席			
売止席数	感染症対策		50	その他
使用席数	100	使用席数×公演回数(a)	800	
公演回数・展示日数	8			
販売枚数(b)	###枚	有料入場率(b/a)	##, %	
総入場者数(c)	###枚	総入場率(c/a)	##, %	
入場券内訳				
券種	単価/円(税込)	×	枚数	単価×枚数
一般	#, ###	×	###	###, ###
高校生以下	#, ###	×	##	##, ###
		×		0
		×		0
		×		0
		×		0
		×		0
		×		0
		×		0
		×		0
		×		0
招待券枚数		×	##	0
小計				###, ###
割引販売を行っている場合のみ、割引額の合計をマイナスで記入→				
合計				###, ###

会場の席数(定員)には、会場の最大収容人数(いわゆる定員)を記入してください(展示の場合は1日当たりの数)。
売止席数には、感染症対策等のために使用しない(観客等が着席しない)席の数、又はその他理由により使用しない席の数を記入してください。

公演・展示等期間	2023/08/15~2023/08/20			
会場名	□□シアター			
会場の席数(定員)	100 席			
売止席数	感染症対策		30	その他
使用席数	70	使用席数×公演回数(a)	700	
公演回数・展示日数	10			
販売枚数(b)	###枚	有料入場率(b/a)	##, %	
総入場者数(c)	###枚	総入場率(c/a)	##, %	
入場券内訳				
券種	単価/円(税込)	×	枚数	単価×枚数
一般	#, ###	×	#, ###	#, ###, ###
子ども	###	×	###	###, ###
シニア	#, ###	×	###	###, ###
2セット券(5,000円)	2, 500	×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		
		×		0
招待券枚数		×	##	0
小計				###, ###
割引販売を行っている場合のみ、割引額の合計をマイナスで記入→				
合計				###, ###

2セット券5,000円を20枚予定の場合は、
以下のように記載してください。
席種 2セット券(5,000円)
単価 2,500
枚数 40

公演・展示等期間				
会場名				
会場の席数(定員)				
売止席数	感染症対策			その他
使用席数	0	使用席数×公演回数(a)		
公演回数・展示日数				
販売枚数(b)		有料入場率(b/a)		
総入場者数(c)		総入場率(c/a)		
入場券内訳				
券種	単価/円(税込)	×	枚数	単価×枚数
		×		0
		×		0
		×		0
		×		0
		×		0
		×		0
		×		0
		×		0
		×		0
		×		0
招待券枚数		×		0
小計				0
割引販売を行っている場合のみ、割引額の合計をマイナスで記入→				
合計				0

【支出予算】

団体名

一般財団法人 ○△□

活動名

第20回○△□アートプロジェクト

水色のセルは自動的に反映されるため、入力しないでください。

(千円)

助成対象経費総額（支出総額）			###,###
助成金算定基礎経費			#,###
①	項目	金額	
①	文芸費	#,###	
②	会場費	#,###	
③	舞台費	#,###	

【助成対象経費】

項目	細目	支払先及び内容	② 単価等(円)	数量(1)	数量(2)	消費税等	金額(円)	小計(千円)
作品料								
	作品借料	○○○○ 外○名	###,###	# 人			###,###	#,###
	作品保険料	○○保険(株)	###,###				###,###	
	作品制作謝金	○○○○ 外○名	###,###	# 人			###,###	
出演費								
	出演料	○○○○、○○○○、○○○○	###,###	# 人	# 回		###,###	#,###
	出演料	○○○○ほか(＃名)	###,###	# 人	# 回		###,###	
音楽費								
								0
① 文芸費								
	企画制作料	総合ディレクター ○○○○	###,###				###,###	#,###
	企画制作料	アートディレクター ○○○○ 外2名	###,###	# 人			###,###	
	演出料	○○○○	###,###				###,###	
	脚本料	脚本使用料 ○○○○	###,###				###,###	
	振付料	○○○○	###,###				###,###	
	舞台監督料	○○○○、○○○○	###,###				###,###	
	舞台美術デザイン料	○○舞台美術(株)	###,###				###,###	
	照明プラン料	○○照明(株)	###,###				###,###	
	音響プラン料	○○サウンド(株)	###,###				###,###	
	映像プラン料	○○○○	###,###				###,###	
	企画制作料	舞台制作 ○○○○、○○○○	###,###	# 人			###,###	
② 会場費								
	会場使用料	○○アールスペース	###,###	## 日			###,###	#,###
	会場使用料	○△ホール	###,###	# 日			###,###	
	会場使用料	□○シアター	###,###	## 日			###,###	
③ 舞台費								
	会場設営・撤去費	○○美術工芸(株)	#,###,###				#,###,###	#,###
	大道具費	○○舞台美術(株)	###,###				###,###	
	舞台スタッフ費	○○ステージ(株)	#,###	# 人	# 日		###,###	
	照明費	○○照明(株)	###,###				###,###	
	音響費	○○サウンド(株)						
	映像費	○○グラフィック(株)						
運搬費								
	道具運搬費	○○運送(株)						#,###
	作品運搬費	○○美術運送(株)						
謝金								
	原稿執筆謝金	○○○○ 外2名	###,###	# 人			###,###	#,###
	会場整理員謝金	○○警備(株)	###,###				###,###	
	託児謝金	○○○○(株)	###,###				###,###	
	講演謝金	○○○○ 外3名	###,###	# 人			###,###	
旅費								
	交通費	新幹線(○○～○○往復)	###,###	# 人			###,###	###
	宿泊費(甲地)	○○ホテル、○○県○○市	#,###	# 人	# 泊		###,###	
	宿泊費一式	##名、5泊分 ○○県○○市	###,###				###,###	
宣伝・印刷費								
	広告宣伝費	公演宣伝ウェブページ作成費、○○社(株)	###,###				###,###	#,###
	入場券等販売手数料	チケット○○	#,###	### 枚			###,###	
	案内状送料	DM送付	##	#,### 通			###,###	
	図録印刷費	○○印刷(株)(###部、デザイン料込)	###,###				###,###	
	プログラム印刷費	○○印刷(株)(###部、デザイン料込)	###,###				###,###	
	入場券印刷費	○○印刷(株)	###,###				###,###	
	チラシ印刷費	○○印刷(株)(###,###枚、デザイン料込)	###,###				###,###	
	ポスター印刷費	○○印刷(株)	###	### 枚			###,###	
感染症対策費(その他の助成対象経費の合計額の10%が上限額)								
	感染症予防用品購入費	マスク(##,###枚)	###,###			1.10	#,###	(上限額)###
	消毒関係消耗品購入費	アルコール(##本)	###,###			1.10	#,###	
	検査費	PCR検査	#,###	## 人			###,###	

・宿泊費は宿泊地に応じて、宿泊費(甲地)、宿泊費(乙地)を選択して、上限の範囲で計上してください。甲地:10,900円、乙地:9,800円

・ウィークリーマンション等を借り上げて、複数名で宿泊する場合等は、宿泊費一式を選択し、「支払先及び内容」欄に宿泊日数、人数、宿泊地を記載した上で、賃貸料を一式で計上してください。ただし、この場合でも1名当たりの宿泊費は、甲地、乙地の単価を超えることはできません。

番号	項 目	記 入 要 領
①	助成金算定基礎経費	<u>助成対象経費のうちから3つの費目</u> を選択して、その費目を <u>プルダウンで選択</u> してください。各費目の小計欄は、助成対象経費の小計欄から自動で転記されます。
②	単価等(円) 数量(1)(2) 消費税等 金額(円)	・単価は円単位で記入してください。税抜きで単価を記入する場合は、「消費税等」の欄に消費税率(1.10)を入力してください。 ・単価が外国通貨の場合には、「単価」の欄には外国通貨の額を記入し、「消費税等」の欄に為替レートを記入してください。 例:100 \$、為替レート 110 円の場合 「単価」欄:100 「消費税等」欄:110 ・「単価」「数量」欄は整数のみ入力できます。単価に小数点以下が発生する場合には、一式で入力した上で、備考欄に数量を記入してください。 ・<u>細目ごとに適正な金額で積算</u>してください。 ・積算根拠が明確になるように、<u>可能な限り、単価や数量を具体的に記入</u>してください。
③	助成対象経費	・<u>項目ごとに該当する「細目」を全てプルダウンで選択し、「支払先及び内容」を記入</u>してください(細目及び内訳名は、<u>P. 98の「①助成対象経費」</u>に記載のものと一致しています。)。 ・「支払先及び内容」には、選択した細目の詳細、発注先(団体名・個人名)、数量を一式で計上している場合の個数等(例:衣装製作費 10 名分)を記入してください。 ・支出経費は活動内容に則した積算とし、適切な収支予算となるようにしてください。 ・<u>交通費・宿泊費等は、仕込みからばらしの期間で必要な場合のみ計上</u>してください。
④	助成対象経費(感染症対策費)	・<u>項目ごとに該当する「細目」を全てプルダウンで選択し、「支払先及び内容」を記入</u>してください(細目及び内訳名は、<u>P. 98の「②感染症対策費」</u>に記載のものと一致しています。)。 ・感染症対策費は、その他の助成対象経費の合計額の10%が上限となります。 ・小計(上限額)欄は、感染症対策費の小計または上限額のいずれか低い金額が自動で表示されます。そのため、計上された感染症対策費の小計が上限額を超える場合は、自動で上限額が表示されます。

関連資料

◇資料 1	芸術文化振興基金助成金交付要綱・・・・・・・・・・	1 1 4
◇資料 2	芸術文化振興基金助成金交付要綱取扱細則・・・・・・・・	1 1 8
◇資料 3	芸術文化振興基金助成金交付の基本方針・・・・・・・・	1 2 0
◇資料 4	独立行政法人日本芸術文化振興会法（抄）・・・・・・・・	1 2 1
◇資料 5	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律・・・・・・・・	1 2 2
◇資料 6	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（抄） ・・・・・・・・・・	1 2 8

芸術文化振興基金助成金交付要綱

平成15年10月 1日
 改正 平成20年 4月 1日
 改正 平成24年 9月14日
 改正 平成28年 3月23日
 改正 令和 元年 9月27日
 改正 令和 3年 7月11日

独立行政法人日本芸術文化振興会理事長裁定

(趣旨)

第1条 この要綱は、独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「振興会」という。）が独立行政法人日本芸術文化振興会業務方法書第5条の規定に基づき、芸術その他の文化の振興又は普及を図るための活動に対する援助を適正に実施するため、芸術文化振興基金助成金（以下「助成金」という。）の交付に関して、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び同法施行令（昭和30年政令第255号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(助成の対象となる活動、経費等)

第2条 助成の対象となる活動は、以下のとおりとする。

(1) 芸術家及び芸術団体が行う芸術の創造又は普及を図るための活動

イ 現代舞台芸術の公演、伝統芸能の公開その他の活動

ロ 美術の展示、映像芸術の普及その他の活動

ハ 異なる芸術の分野の芸術家又は芸術に関する団体が共同して行う活動、特定の芸術の分野に分類することが困難な活動その他の上記イ及びロ以外の活動

(2) 地域の文化の振興を目的として行う活動

イ 文化会館、美術館その他の地域の文化施設において行う公演、展示その他の活動

ロ 伝統的建造物群、遺跡、民俗芸能その他の文化財を保存し、又は活用する活動

(3) 文化に関する団体が行う文化の振興又は普及を図るための活動

イ アマチュア、青少年等の文化団体が行う公演、展示その他の活動

ロ 文化財である工芸技術又は文化財の保存技術の復元、伝承その他文化財を保存する活動

2 助成の対象となる活動の実施期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

3 助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）及び助成金の額は、別に定める。

(助成金交付要望書の提出)

第3条 助成金の交付を受けようとする者は、あらかじめ、助成金交付要望書（様式第1号）を振興会の理事長（以下「理事長」という。）が定める期間内に、理事長に提出するものとする。

(助成金交付要望書を提出することができない者等)

第3条の2 前条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者（これと実質的に同一と認められる者を含むものとし、その範囲は別に定める。）は、右欄に掲げる期間、助成金交付要望書を提出することができない。

提出することができない者	提出することができない期間
第8条第3項第1号の規定により助成金の交付内定を取り消された者	第8条第4項の規定により助成金交付内定取消し通知書による通知をした日以降5年間
第17条第1項第1号又は第2号の規定により助成金の交付決定を取り消された者	第17条第3項の規定により助成金交付決定取消し通知書による通知をした日以降5年間
第17条第1項第3号の規定により助成金の交付決定を取り消された者のうち、故意又は重大な過失により助成金を不正に支出したことにより当該取消しを受けた者	
第17条第1項第4号の規定により助成金の交付決定を取消された者	第17条第3項の規定により助成金交付決定取消し通知書による通知をした日以降2年間
文化芸術振興費補助金による助成金交付要綱(平成23年4月1日独立行政法人日本芸術文化振興会理事長裁定)第3条の2の表の左欄に掲げる者	同表の右欄に定める期間
「芸術活動支援等の事業において不正行為等を行った芸術団体等の応募制限について」(平成22年9月16日付け文化庁長官決定)に応募制限を受けた者	文化庁が定める応募制限期間

(助成対象活動の内定及び通知)

第4条 理事長は、前条の規定による助成金交付要望書を受理したときは、芸術文化振興基金運営委員会の議を経て、助成金の交付の対象となる活動（以下「助成対象活動」という。）及び交付しようとする助成金の額を内定し、助成金交付内定通知書（様式第2号）により、助成金交付要望書を提出した者に通知するものとする。

(交付要望の取下げ)

第5条 前条の規定による通知を受けた者（以下「内定者」という。）は、当該通知に係る助成金の交付内定の内容又はこれに附された条件に不服があるときは、交付の内定の通知を受領した日から10日以内に助成金交付要望取下げ書（様式第3号）により要望を取り下げることができる。

2 前項の規定にかかわらず、内定者の自己都合により取り下げる場合は、その原因となる事実発生後、助成金交付要望取下げ書により速やかにこれを行わなければならない。

(事情変更による内定の取消し等)

第6条 理事長は、助成金の交付内定をした場合において、天災地変その他交付の内定後生じた事情の変更により、助成対象活動の全部若しくは一部を継続する必要がなくなったとき、又は内定者が助成対象活動の全部若しくは一部を遂行することができなくなったとき（内定者の責に帰すべき事情によるものを除く。）は、助成金の交付内定の全部若しくは一部を取消し、又はその内定の内容若しくはこれに附した条件を変更することができるものとする。ただし、助成対象活動のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

2 理事長は、前項の規定により取消し又は変更をした場合は、その取消し又は変更の内容を内定者に通知するものとする。

(交付申請書の提出)

第7条 内定者は、第4条の規定による通知に係る助成金の交付内定の内容及びこれに附された条件を受諾した場合には、助成金交付申請書（様式第4号）を理事長が定める期日までに、理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項に定める期日までに、助成金交付申請書の提出又は助成金交付要望の取下げがない場合には、第4条の規定による助成金の交付内定を取り消すことができるものとする。

3 理事長は、前項の規定による取消しをした場合には、助成金交付内定取消し通知書（様式第5号）により、内定者に通知するものとする。

(交付の決定及び通知並びに不正等による交付内定の取消し)

第8条 理事長は、前条第1項の規定による助成金交付申請書を受理したときは、その内容を審査のうえ、助成金を交付すべきと認めたときは助成金の交付決定をし、助成金交付決定通知書（様式第6号）により、助成金交付申請書を提出した者に通知するものとする。

2 理事長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があると認めたときは、助成金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて助成金の交付決定をすることができる。

3 理事長は、次の各号に該当すると認めたときは、第4条の規定による助成金の交付内定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

(1) 助成金の交付の要望、申請について不正の事実があった場合

(2) 助成対象活動の遂行が、助成金の交付内定の内容又はこれに附した条件に違反していると認められる場合

(3) 内定者が、他の活動について助成金又は文化芸術振興費補助金による助成金（第17条第1項第5号において「補助金助成金」という。）の交付内定又は交付決定を受けている者である場合において、当該交付内定又は交付決定を取り消されたとき。

(4) その他公益性の観点から助成金の交付内定が不相当と認められる場合又はこの要綱若しくはこの要綱に基づく定め違反したと認められる場合

4 前項の規定による処分をした場合については、前条第3項の規定を準用する。

(交付の条件)

第9条 理事長は、助成金の交付内定又は決定をする場合において、助成金の交付の目的を達成するために必要なときは、交付の条件を附することができるものとする。

(交付申請の取下げ)

第10条 第8条第1項の規定による通知を受けた者（以下「助成対象者」という。）は、当該通知に係る助成金の交付決定の内容又はこれに附された条件に不服があるときは、交付決定の通知を受領した日から10日以内に助成金交付申請取下げ書（様式第7号）により申請を取り下げることができる。

2 前項の規定にかかわらず、助成対象者の自己都合により取り下げる場合は、その原因となる事実発生後、助成金交付申請取下げ書により速やかにこれを行わなければならない。

3 前2項の規定による申請の取下げがあった場合は、既に行った当該申請に係る助成金の交付決定はなかったものとみなす。

(事情変更による決定の取消し等)

第11条 理事長は、助成金の交付決定をした場合において、天災地変その他交付の決定後生じた事情の変更により、助成対象活動の全部若しくは一部を継続する必要がなくなったとき、又は助成対象者が助成対象活動の全部若しくは一部を遂行することができなくなったとき（助成対象者の責に帰すべき事情によるものを除く。）は、助成金の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに附した条件を変更することができるものとする。ただし、助成対象活動のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

2 理事長は、前項の規定により取消し又は変更をした場合は、その取消し又は変更の内容を助成対象者に通知するものとする。

(計画の変更の承認)

- 第12条 助成対象者は、助成対象活動の内容の変更（軽微な変更として別に定めるものを除く。）をする場合には、あらかじめ、助成対象活動計画変更承認申請書（様式第8号）を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 理事長は、前項の規定による助成対象活動計画変更承認申請書を受理した場合において、これを審査し、変更を承認することを決定したときは、助成対象活動計画変更承認通知書（様式第9号）により、助成対象者に通知するものとする。
- 3 理事長は、前項の場合において、助成金の額を変更する必要があると認めるときは、その額を変更して交付決定をすることができる。

(助成対象活動の中止又は廃止の承認)

- 第13条 助成対象者（助成金交付申請書を提出したが、助成金交付決定通知書を未受領である内定者を含む。）は、助成対象活動を中止し、又は廃止しようとする場合には、あらかじめ、助成対象活動中止・廃止承認申請書（様式第10号）を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、天災地変又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条に定める感染症の影響等により、あらかじめ承認を受けることが困難な場合には、事後の承認を受けなければならない。
- 2 理事長は、前項の規定による助成対象活動中止・廃止承認申請書を受理した場合において、これを審査し、中止又は廃止を承認することを決定したときは、助成対象活動中止・廃止承認通知書（様式第11号）により、助成対象者（助成金交付申請書を提出したが、助成金交付決定通知書を未受領である内定者を含む。）に通知するものとする。

(助成金の支払申請書の提出)

- 第14条 助成対象者が、助成金の支払いを申請する場合には、助成金支払申請書（様式第12号）を理事長に提出しなければならない。

(助成対象活動実績報告書の提出)

- 第15条 助成対象者は、助成対象活動が完了したとき（助成対象活動の廃止の承認を受けたときを含む。）は、助成対象活動実績報告書（様式第13号）を理事長が定める期日までに、理事長に提出しなければならない。
- 2 理事長は、前項に定める期日までに、助成対象活動実績報告書の提出又は助成金交付申請の取下げがない場合には、第8条の規定による助成金の交付決定を取り消すことができるものとする。
- 3 理事長は、前項の規定による取消しをした場合には、助成金交付決定取消し通知書（様式第14号）により、助成対象者に通知するものとする。

(助成金の額の確定及び通知)

- 第16条 理事長は、前条の規定による助成対象活動実績報告書を受理した場合において、これを審査し、当該助成対象活動の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金の額の確定通知書（様式第15号）により、助成対象者に通知するものとする。

(助成金の額の確定及び通知後における実績報告書の補正)

- 第16条の2 助成対象者は、前条において助成金の額を確定し、助成金の額の確定通知書を受領した後において、助成対象活動実績報告書に誤りがあったときは、理事長にその補正を申し出ることができる。ただし、第21条第1項及び第2項に基づき理事長が行う調査等で誤りを発見した場合は、この限りではない。

(助成金の交付決定の取消し)

- 第17条 理事長は、次の各号に該当する場合は、第8条第1項の規定による助成金の交付決定（第12条第2項の規定による変更の交付決定を含む。）の全部又は一部を取り消すことができるものとする。
- (1) 助成金の交付の要望、申請、計画変更及び実績報告について不正の事実があった場合
 - (2) 助成対象者が助成金を助成対象活動以外の用途に使用した場合
 - (3) 助成対象活動の遂行が、助成金の交付決定の内容及びこれに附した条件に違反していると認められる場合
 - (4) 助成対象者が、第21条に規定する調査等を正当な理由なく拒み、妨げ又は忌避した場合
 - (5) 助成対象者が、他の活動について助成金又は補助金助成金の交付内定又は交付決定を受けている者である場合において、当該交付内定又は交付決定を取り消されたとき
 - (6) その他公益性の観点から助成金の交付が不適当と認められる場合又はこの要綱若しくはこの要綱に基づく定めに違反したと認められる場合
- 2 前項の規定は、助成対象活動について交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 前2項の規定による処分をした場合については、第15条第3項の規定を準用する。

(助成金の返還)

- 第18条 理事長は、交付決定の取消しをした場合及び第10条第2項の規定による助成金交付申請取下げ書の提出があった場合において、当該取消し等に係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、当該助成金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 2 第16条の規定による交付すべき助成金の額を確定した場合において、既に額の確定額を超過した助成金が交付されているときも同様とする。

(加算金及び延滞金)

第19条 助成対象者は、第17条第1項の規定による助成金の交付決定の取消しを受け、助成金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る助成金を受領した日から納付の日までの日数に応じ、返還すべき金額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を理事長に納付しなければならない。

2 前条の規定による助成金の返還期限は、返還命令の日から20日以内とする。期限内に納付しないときは、助成対象者は返還期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納に係る金額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を理事長に納付しなければならない。

3 理事長は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、助成対象者の申請に基づき、当該加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(経理等)

第20条 助成対象者は、当該助成対象活動に係わる収入及び支出に関する帳簿類及び関係書類を備えなければならない。

2 助成対象者は、助成金交付に関する一連の通知、帳簿、関係書類及び領収書等の証拠書類等を、助成金の交付を受けた年度の終了後5年間善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

(調査等)

第21条 理事長は、助成金の交付の目的を達成するために必要と認めるときは、助成対象者に対し報告をさせ、又は振興会職員にその事務所等に立ち入り、帳簿書類等を調査させ、若しくは関係者に対し質問させることができる。

2 理事長は、前項の規定による調査等により、当該助成対象活動が助成金の交付決定の内容又はこれに附した条件に適合していないと認めるときは、助成対象者に対し、これに適合させるための措置をとるべきことを指示することができる。

3 助成対象者は、前項の規定による指示を受けたときは、これを誠実に遵守しなければならない。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(適用期日)

第1条 この要綱は、平成15年10月1日から適用する。

(経過規定)

第2条 この要綱の適用の際、廃止前の芸術文化振興基金助成金交付要綱(平成2年日本芸術文化振興会規程第292号)の規定に基づく様式により使用されている書類については、当分の間、この要綱の相当規定に基づく様式によるものとみなす。

附 則

(適用期日)

第1条 この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

附 則(平成24年9月14日独立行政法人日本芸術文化振興会理事長裁定)

1 この要綱は、平成24年9月14日から適用する。

2 改正後の第3条の2の規定は、助成金交付内定取消し通知書若しくは助成金交付決定取消し通知書若しくは文化芸術振興費補助金による助成金交付要綱におけるこれらに相当する通知書により通知した日又は文化庁が応募制限を行った日が平成23年4月1日より前である者については、適用しない。

附 則(平成28年3月23日独立行政法人日本芸術文化振興会理事長裁定)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和元年9月27日独立行政法人日本芸術文化振興会理事長裁定)

この要綱は、令和元年9月27日から施行する。

附 則(令和3年7月11日独立行政法人日本芸術文化振興会理事長裁定)

この要綱は、令和3年7月11日から施行し、令和3年4月1日より適用する。

芸術文化振興基金助成金交付要綱取扱細則

平成 15 年 10 月 1 日

改正 平成 28 年 3 月 23 日

改正 令和 3 年 7 月 11 日

独立行政法人日本芸術文化振興会理事長裁定

(通則)

第 1 条 芸術文化振興基金助成金（以下「助成金」という。）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び芸術文化振興基金助成金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、次のとおり取り扱うものとする。

(助成金交付要望書を提出することができない者の範囲)

第 1 条の 2 交付要綱第 3 条の 2 に規定する「これと実質的に同一と認められる者」は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 交付要綱第 3 条の 2 の規定により要望書を提出することができないこととなった期間において、要望書を提出することができない者である法人等の業務執行役員（一般社団法人及び一般財団法人以外の団体にあっては、これに該当する役員をいう。以下同じ。）であった者が新たに業務執行役員として就任した法人等。この場合において、業務執行役員とは処分の原因となった年度以降に就任していた者とする。
- (2) 要望書を提出することができない法人等の役員であった者が役員として 3 分の 2 以上を占める法人等。この場合において、役員とは処分の原因となった年度以降に就任していた者とする。

(助成金交付申請書の提出期限)

第 2 条 交付要綱第 7 条第 1 項に規定する独立行政法人日本芸術文化振興会理事長（以下「理事長」という。）が定める助成金交付申請書の提出期日は、交付要綱第 4 条に規定する助成金交付内定通知を行った日から 3 か月以内とする。

(交付決定の条件)

第 3 条 交付要綱第 9 条の規定に基づき、助成金の交付決定において附す交付の条件を次のとおり定める。

- (1) 助成対象活動の実施に関する一切の責任を助成対象者が負うこと。
 - (2) 助成金を助成対象活動以外の用途に使用してはならないこと。
 - (3) 助成対象活動が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合には、速やかに理事長に報告し、その指示を受けること。
 - (4) 助成対象活動に係る収入及び支出（予算及び決算）を明らかにするとともに、助成金の収入・支出に関する帳簿及び関係書類を、助成金の交付を受けた年度の終了後 5 年間保存すること。
 - (5) 助成対象活動により取得し、又は効用の増加した財産及び助成対象活動により取得し、又は効用の増加した価格が 50 万円以上の機械及び器具については、理事長の承認を受けずに助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
 - (6) 前号に掲げる財産につき、理事長の承認を受けて当該財産を処分することにより収入があった場合には、助成金の全部又は一部に相当する金額を独立行政法人日本芸術文化振興会に納付すること。
 - (7) 助成対象活動により取得し、又は効用の増加した財産については、活動終了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図ること。
 - (8) 助成金の預金利子及び不用材等の売払代等、助成対象活動の遂行により生ずる収入金は、助成対象活動の経費に充当すること。
- 2 理事長は、交付要綱第 8 条第 1 項の規定に基づく助成金の交付決定に際し、前項の条件を附して通知するものとする。
- 3 理事長は、第 1 項の交付の条件に加え、当該事業年度の 4 月 1 日を限度として、交付決定日より前に発生した経費を助成対象経費とすることを附して通知することができる。

(計画の軽微な変更)

第 4 条 交付要綱第 12 条第 1 項に規定する理事長の承認を必要としない助成対象活動の内容の軽微な変更の範囲は、次のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 交付要綱第 7 条第 1 項に規定する助成金交付申請時における助成対象経費総額の 20 % を超えない額の変更（20 % を超える金額の変更であっても、その金額が 10 万円に満たない場合の変更を含む。）をする場合
- (2) 助成対象活動の目的及び助成金の交付条件に反しない場合であって、計画を変更することが、より効果的かつ効率的な助成目的達成に資する場合
- (3) 天災地変又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 6 条に定める感染症の影響による計画の変更に伴い、助成金交付申請時における助成対象経費総額を変更する場合

(実績報告書の提出期限)

第 5 条 交付要綱第 15 条第 1 項に規定する理事長が定める助成対象活動実績報告書の提出期日は、助成対象活動の完了の日（助成対象活動の廃止の承認を受けたときは当該承認の日）から 1 か月以内又は翌年度 4 月 10 日のいずれか早い日とする。

附 則

この細則は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成２８年３月２３日独立行政法人日本芸術文化振興会理事長裁定）

この細則は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則（令和 ３年７月１１日独立行政法人日本芸術文化振興会理事長裁定）

この細則は、令和 ３年７月１１日から施行し、令和３年４月１日より適用する。

芸術文化振興基金助成金交付の基本方針

平成 16 年 2 月 24 日
芸術文化振興基金運営委員会決定
令和 3 年 4 月 1 日 改訂

芸術文化振興基金（以下「基金」という。）による助成は、以下のような基本方針により行うものとする。

1. 基金による助成は、全ての国民が芸術文化に親しみ、自らの手で新しい文化を創造するための環境の醸成とその基盤の強化を図ることを目的に、芸術家及び芸術に関する団体が行う芸術の創造又は普及を図るための活動、その他文化に関する団体が行う文化の振興及び普及を図るための活動を対象とする。ただし、政治的、宗教的宣伝意図を有するものは除く。
対象となる者は、芸術家及び芸術・文化に係る活動を行う団体とし、一定の要件を充たすものについて広く対象とする。
2. 基金による助成は、毎年度、申請に基づき行うものとし、1に掲げる活動に要する経費に対し、助成金を交付する。
助成金の交付を通じ、活動の活性化や活動主体の経営基盤の強化など適切な助成効果をもたらすことを目指す。
ただし、活動自体の自主性については、十分尊重されなければならない。
3. 基金による助成は、特に次のような観点に着目して、適切な活動に助成することとし、活動主体は、それぞれの活動を行うのに適した団体等とする。助成するにあたっては、活動主体の経営基盤、活動内容の採算性にも配慮する。
 - (1) 優れた実績や豊かな将来性を有する芸術家及び芸術に関する団体の優れた芸術の創造・普及活動
 - (2) 芸術文化の新たな局面を切り開く先駆的な創造活動
 - (3) 地域における芸術の創造・普及及びこれらを通じた地域の振興に寄与する活動
 - (4) 住民が主体的に鑑賞、参加できる芸術の創造・普及活動
 - (5) 次世代への継承に大きく寄与する文化財の保存・活用に係る活動
4. 基金による助成は、国、地方公共団体等の施策及び民間の助成団体等との連携を図りつつ効果的に実施する。
その際、基金の助成は、同一の活動に対して文化庁の助成と重複して行わないこととする。
5. 基金による助成に当たっては、活動の実態に応じて、基金の特色を活かした弾力的、かつ、効果的な運用に努める。
6. 採択された活動、助成金の額及び審査にあたった専門委員氏名については公表するものとする。

附則

この基本方針は、令和3年4月1日から施行する。

なお、この基本方針は令和4年度助成事業から適用することとする。

独立行政法人日本芸術文化振興会法（抄）（平成14年12月13日法律第163号）

最終改正：平成26年6月13日法律第67号

（振興会の目的）

第3条 独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「振興会」という。）は、芸術家及び芸術に関する団体が行う芸術の創造又は普及を図るための活動その他の文化の振興又は普及を図るための活動に対する援助を行い、あわせて、我が国古来の伝統的な芸能（第14条第1項において「伝統芸能」という。）の公開、伝承者の養成、調査研究等を行い、その保存及び振興を図るとともに、我が国における現代の舞台芸術（同項において「現代舞台芸術」という。）の公演、実演家等の研修、調査研究等を行い、その振興及び普及を図り、もって芸術その他の文化の向上に寄与することを目的とする。

（業務の範囲）

第14条 振興会は、第3条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 次に掲げる活動に対し資金の支給その他必要な援助を行うこと。
 - イ 芸術家及び芸術に関する団体が行う芸術の創造又は普及を図るための公演、展示等の活動
 - ロ 文化施設において行う公演、展示等の活動又は文化財を保存し、若しくは活用する活動で地域の文化の振興を目的とするもの
 - ハ イ及びロに掲げるもののほか、文化に関する団体が行う公演及び展示、文化財である工芸技術の伝承者の養成、文化財の保存のための伝統的な技術又は技能の伝承者の養成その他の文化の振興又は普及を図るための活動

（芸術文化振興基金）

第16条 振興会は、第14条第1項第1号の業務及びこれに附帯する業務（以下この条において「助成業務」という。）に必要な経費の財源をその運用によって得るために芸術文化振興基金（以下「基金」という。）を設け、附則第2条第10項の規定により政府から出資があったものとされた金額及び同条第11項の規定により政府以外の者から出えんがあったものとされた金額並びに第5条第2項後段の規定により政府が示した金額及び基金に充てることを条件として政府以外の者から出えんされた金額の合計額に相当する金額をもってこれに充てるものとする。

2 通則法第47条及び第67条（第7号に係る部分に限る。）の規定は、基金の運用について準用する。この場合において、通則法第47条第3号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補てんの契約があるもの」と読み替えるものとする。

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用）

第17条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）の規定（罰則を含む。）は、第14条第1項第1号の規定により振興会が支給する資金について準用する。この場合において、同法（第2条第7項を除く。）中「各省各庁」とあるのは「独立行政法人日本芸術文化振興会」と、「各省各庁の長」とあるのは「独立行政法人日本芸術文化振興会の理事長」と、同法第2条第1項（第2号を除く。）及び第4項、第7条第2項、第19条第1項及び第2項、第24条並びに第33条中「国」とあるのは「独立行政法人日本芸術文化振興会」と、同法第14条中「国の会計年度」とあるのは「独立行政法人日本芸術文化振興会の事業年度」と読み替えるものとする。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）

最終改正：令和4年6月17日法律第68号

第1章 総則

（この法律の目的）

第1条 この法律は、補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を規定することにより、補助金等の交付の不正な申請及び補助金等の不正な使用の防止その他補助金等に係る予算の執行並びに補助金等の交付の決定の適正化を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「補助金等」とは、国が国以外の者に対して交付する次に掲げるものをいう。

- 一 補助金
- 二 負担金（国際条約に基く分担金を除く。）
- 三 利子補給金
- 四 その他相当の反対給付を受けない給付金であつて政令で定めるもの

2 この法律において「補助事業等」とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。

3 この法律において「補助事業者等」とは、補助事業等を行う者をいう。

4 この法律において「間接補助金等」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 国以外の者が相当の反対給付を受けないで交付する給付金で、補助金等を直接又は間接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の交付の目的に従つて交付するもの
- 二 利子補給金又は利子の軽減を目的とする前号の給付金の交付を受ける者が、その交付の目的に従い、利子を軽減して融通する資金

5 この法律において「間接補助事業等」とは、前項第一号の給付金の交付又は同項第二号の資金の融通の対象となる事務又は事業をいう。

6 この法律において「間接補助事業者等」とは、間接補助事業等を行う者をいう。

7 この法律において「各省各庁」とは、財政法（昭和22年法律第34号）第21条に規定する各省各庁をいい、「各省各庁の長」とは、同法第20条第2項に規定する各省各庁の長をいう。

（関係者の責務）

第3条 各省各庁の長は、その所掌の補助金等に係る予算の執行に当つては、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに特に留意し、補助金等が法令及び予算で定めるところに従つて公正かつ効率的に使用されるように努めなければならない。

2 補助事業者等及び間接補助事業者等は、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに留意し、法令の定及び補助金等の交付の目的又は間接補助金等の交付若しくは融通の目的に従つて誠実に補助事業等又は間接補助事業等を行うように努めなければならない。

（他の法令との関係）

第4条 補助金等に関しては、他の法律又はこれに基く命令若しくはこれを実施するための命令に特別の定のあるものを除くほか、この法律の定めるところによる。

第2章 補助金等の交付の申請及び決定

（補助金等の交付の申請）

第5条 補助金等の交付の申請（契約の申込を含む。以下同じ。）をしようとする者は、政令で定めるところにより、補助事業等の目的及び内容、補助事業等に要する経費その他必要な事項を記載した申請書に各省各庁の長が定める書類を添え、各省各庁の長に対しその定める時期までに提出しなければならない。

(補助金等の交付の決定)

第6条 各省各庁の長は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金等の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤がないかどうか等を調査し、補助金等を交付すべきものと認めたときは、すみやかに補助金等の交付の決定（契約の承諾の決定を含む。以下同じ。）をしなければならない。

- 2 各省各庁の長は、補助金等の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金等の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間（法令により当該各省各庁の長と異なる機関が当該申請の提出先とされている場合は、併せて、当該申請が当該提出先とされている機関の事務所に到達してから当該各省各庁の長に到達するまでに通常要すべき標準的な期間）を定め、かつ、これを公表するよう努めなければならない。
- 3 各省各庁の長は、第1項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をすることができる。
- 4 前項の規定により補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えてその交付の決定をするに当つては、その申請に係る当該補助事業等の遂行を不当に困難とさせないようにしなければならない。

(補助金等の交付の条件)

第7条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をする場合において、法令及び予算で定める補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときは、次に掲げる事項につき条件を附するものとする。

- 一 補助事業等に要する経費の配分の変更（各省各庁の長の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、各省各庁の長の承認を受けるべきこと。
- 二 補助事業等を行うため締結する契約に関する事項その他補助事業等に要する経費の使用方法に関する事項
- 三 補助事業等の内容の変更（各省各庁の長の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、各省各庁の長の承認を受けるべきこと。
- 四 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、各省各庁の長の承認を受けるべきこと。
- 五 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となつた場合においては、すみやかに各省各庁の長に報告してその指示を受けるべきこと。
- 2 各省各庁の長は、補助事業等の完了により当該補助事業者等に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金等の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付すべき旨の条件を附することができる。
- 3 前2項の規定は、これらの規定に定める条件のほか、各省各庁の長が法令及び予算で定める補助金等の交付の目的を達成するため必要な条件を附することを妨げるものではない。
- 4 補助金等の交付の決定に附する条件は、公正なものでなければならず、いやしくも補助金等の交付の目的を達成するため必要な限度をこえて不当に補助事業者等に対し干渉をするようなものであつてはならない。

(決定の通知)

第8条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をしたときは、すみやかにその決定の内容及びこれに条件を附した場合にはその条件を補助金等の交付の申請をした者に通知しなければならない。

(申請の取下げ)

- 第9条 補助金等の交付の申請をした者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに附された条件に不服があるときは、各省各庁の長の定める期日までに、申請の取下げをすることができる。
- 2 前項の規定による申請の取下げがあつたときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定は、なかつたものとみなす。

(事情変更による決定の取消等)

- 第10条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに附した条件を変更することができる。ただし、補助事業等のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りでない。
- 2 各省各庁の長が前項の規定により補助金等の交付の決定を取り消すことができる場合は、天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなつた場合その他法令で定める特に必要な場合に限る。
 - 3 各省各庁の長は、第1項の規定による補助金等の交付の決定の取消により特別に必要となつた事務又は事業に対しては、政令で定めるところにより、補助金等を交付するものとする。
 - 4 第8条の規定は、第1項の処分をした場合について準用する。

第3章 補助事業等の遂行等

(補助事業等及び間接補助事業等の遂行)

第11条 補助事業者等は、法令の定並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件その他法令に基く各省各庁の長の処分に従い、善良な管理者の注意をもつて補助事業等を行わなければならない、いやしくも補助金等の他の用途への使用（利子補給金にあつては、その交付の目的となつている融資又は利子の軽減をしないことにより、補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいう。以下同じ。）をしてはならない。

2 間接補助事業者等は、法令の定及び間接補助金等の交付又は融通の目的に従い、善良な管理者の注意をもつて間接補助事業等を行わなければならない、いやしくも間接補助金等の他の用途への使用（利子の軽減を目的とする第二条第四項第一号の給付金にあつては、その交付の目的となつている融資又は利子の軽減をしないことにより間接補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいい、同項第2号の資金にあつては、その融通の目的に従つて使用しないことにより不当に利子の軽減を受けたことになることをいう。以下同じ。）をしてはならない。

(状況報告)

第12条 補助事業者等は、各省各庁の長の定めるところにより、補助事業等の遂行の状況に関し、各省各庁の長に報告しなければならない。

(補助事業等の遂行等の命令)

第13条 各省各庁の長は、補助事業者等が提出する報告等により、その者の補助事業等が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に従つて遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従つて当該補助事業等を遂行すべきことを命ずることができる。

2 各省各庁の長は、補助事業者等が前項の命令に違反したときは、その者に対し、当該補助事業等の遂行の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第14条 補助事業者等は、各省各庁の長の定めるところにより、補助事業等が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書に各省各庁の長の定める書類を添えて各省各庁の長に報告しなければならない。補助金等の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

(補助金等の額の確定等)

第15条 各省各庁の長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知しなければならない。

(是正のための措置)

第16条 各省各庁の長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者等に対して命ずることができる。

2 第14条の規定は、前項の規定による命令に従つて行う補助事業等について準用する。

第4章 補助金等の返還等

(決定の取消)

第17条 各省各庁の長は、補助事業者等が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件その他法令又はこれに基く各省各庁の長の処分に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 各省各庁の長は、間接補助事業者等が、間接補助金等の他の用途への使用をし、その他間接補助事業等に関して法令に違反したときは、補助事業者等に対し、当該間接補助金等に係る補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

3 前2項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

4 第8条の規定は、第1項又は第2項の規定による取消をした場合について準用する。

(補助金等の返還)

- 第18条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消に係る部分に関し、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。
- 2 各省各庁の長は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、すでにその額をこえる補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。
- 3 各省各庁の長は、第1項の返還の命令に係る補助金等の交付の決定の取消が前条第2項の規定によるものである場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、政令で定めるところにより、返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。

(加算金及び延滞金)

- 第19条 補助事業者等は、第17条第1項の規定又はこれに準ずる他の法律の規定による処分に関し、補助金等の返還を命ぜられたときは、政令で定めるところにより、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を国に納付しなければならない。
- 2 補助事業者等は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかつたときは、政令で定めるところにより、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を国に納付しなければならない。
- 3 各省各庁の長は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、政令で定めるところにより、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(他の補助金等の一時停止等)

- 第20条 各省各庁の長は、補助事業者等が補助金等の返還を命ぜられ、当該補助金等、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

(徴収)

- 第21条 各省各庁の長が返還を命じた補助金等又はこれに係る加算金若しくは延滞金は、国税滞納処分の例により、徴収することができる。
- 2 前項の補助金等又は加算金若しくは延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

第5章 雑則

(理由の提示)

- 第21条の2 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定の取消し、補助事業等の遂行若しくは一時停止の命令又は補助事業等の是正のための措置の命令をするときは、当該補助事業者等に対してその理由を示さなければならない。

(財産の処分の制限)

- 第22条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。

(立入検査等)

- 第23条 各省各庁の長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 2 前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(不当干渉等の防止)

- 第24条 補助金等の交付に関する事務その他補助金等に係る予算の執行に関する事務に従事する国又は都道府県の職員は、当該事務を不当に遅延させ、又は補助金等の交付の目的を達成するため必要な限度をこえて不当に補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対して干渉してはならない。

(行政手続法の適用除外)

第24条の2 補助金等の交付に関する各省各庁の長の処分については、行政手続法（平成5年法律第88号）第2章及び第3章の規定は、適用しない。

(不服の申出)

第25条 補助金等の交付の決定、補助金等の交付の決定の取消、補助金等の返還の命令その他補助金等の交付に関する各省各庁の長の処分に対して不服のある地方公共団体（港湾法（昭和25年法律第218号）に基く港務局を含む。以下同じ。）は、政令で定めるところにより、各省各庁の長に対して不服を申し出ることができる。

2 各省各庁の長は、前項の規定による不服の申出があつたときは、不服を申し出た者に意見を述べる機会を与えた上、必要な措置をとり、その旨を不服を申し出た者に対して通知しなければならない。

3 前項の措置に不服のある者は、内閣に対して意見を申し出ることができる。

(事務の実施)

第26条 各省各庁の長は、政令で定めるところにより、補助金等の交付に関する事務の一部を各省各庁の機関に委任することができる。

2 国は、政令で定めるところにより、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行うこととすることができる。

3 前項の規定により都道府県が行うこととされる事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務とする。

(電磁的記録による作成)

第26条の2 この法律又はこの法律に基づく命令の規定により作成することとされている申請書等（申請書、書類その他文字、図形その他の人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次条において同じ。）については、当該申請書等に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして各省各庁の長が定めるものをいう。同条第1項において同じ。）の作成をもつて、当該申請書等の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該申請書等とみなす。

(電磁的方法による提出)

第26条の3 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による申請書等の提出については、当該申請書等が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて各省各庁の長が定めるものをいう。次項において同じ。）をもつて行うことができる。

2 前項の規定により申請書等の提出が電磁的方法によつて行われたときは、当該申請書等の提出を受けるべき者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該提出を受けるべき者に到達したものとみなす。

(適用除外)

第27条 他の法律又はこれに基く命令若しくはこれを実施するための命令に基き交付する補助金等に関しては、政令で定めるところにより、この法律の一部を適用しないことができる。

(政令への委任)

第28条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

第29条 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受け、又は間接補助金等の交付若しくは融通を受けた者は、5年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の場合において、情を知つて交付又は融通をした者も、また同項と同様とする。

第30条 第11条の規定に違反して補助金等の他の用途への使用又は間接補助金等の他の用途への使用をした者は、3年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第31条 次の各号の1に該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

- 一 第13条第2項の規定による命令に違反した者
- 二 法令に違反して補助事業等の成果の報告をしなかつた者
- 三 第23条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

第32条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定のあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、当該法人又は人に対し各本条の罰金刑を科する。

- 2 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合においては、その代表者又は管理人が訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第33条 前条の規定は、国又は地方公共団体には、適用しない。

- 2 国又は地方公共団体において第29条から第31条までの違反行為があつたときは、その行為をした各省各庁の長その他の職員又は地方公共団体の長その他の職員に対し、各本条の刑を科する。

附 則 抄

- 1 この法律は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。ただし、昭和29年度分以前の予算により支出された補助金等及びこれに係る間接補助金等に関しては、適用しない。
- 2 この法律の施行前に補助金等が交付され、又は補助金等の交付の意思が表示されている事務又は事業に関しては、政令でこの法律の特例を設けることができる。

附 則 （令和4年6月17日法律第68号） 抄
（施行期日）

- 1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一 第509条の規定 公布の日

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（抄）（昭和30年9月26日政令第255号）

最終改正：令和4年4月1日政令第168号

（補助金等の交付の申請の手続）

第三条 法第五条の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
- 二 補助事業等の目的及び内容
- 三 補助事業等の経費の配分、経費の使用方法、補助事業等の完了の予定期日その他補助事業等の遂行に関する計画
- 四 交付を受けようとする補助金等の額及びその算出の基礎
- 五 その他各省各庁の長（日本中央競馬会、国立研究開発法人情報通信研究機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人日本学生支援機構、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所又は国立研究開発法人日本医療研究開発機構の補助金等に関しては、これらの理事長とし、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の補助金等に関しては、その機構長とする。第九条第二項及び第三項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）、第十三条第四号及び第五号並びに第十四条第一項第二号を除き、以下同じ。）が定める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添附しなければならない。

- 一 申請者の営む主な事業
- 二 申請者の資産及び負債に関する事項
- 三 補助事業等の経費のうち補助金等によつてまかなわれる部分以外の部分の負担者、負担額及び負担方法
- 四 補助事業等の効果
- 五 補助事業等に関して生ずる収入金に関する事項
- 六 その他各省各庁の長が定める事項

3 第一項の申請書若しくは前項の書類に記載すべき事項の一部又は同項の規定による添附書類は、各省各庁の長の定めるところにより、省略することができる。

（事業完了後においても従うべき条件）

第四条 各省各庁の長は、補助金等の交付の目的を達成するため必要がある場合には、その交付の条件として、補助事業等の完了後においても従うべき事項を定めるものとする。

2 補助金等が基金造成費補助金等（補助事業者等が基金事業等（複数年度にわたる事務又は事業であつて、各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、弾力的な支出が必要であることその他の特段の事情があり、あらかじめ当該複数年度にわたる財源を確保しておくことがその安定的かつ効率的な実施に必要であると認められるものをいう。以下この項において同じ。）の財源として設置する基金に充てる資金として各省各庁の長が交付する補助金等をいう。第三号及び第四号において同じ。）に該当する場合には、前項の補助事業等の完了後においても従うべき事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 基金事業等に係る運営及び管理に関する基本的事項として各省各庁の長が定めるものを公表すべきこと。
- 二 基金を廃止するまでの間、毎年度、当該基金の額及び基金事業等の実施状況を各省各庁の長に報告すべきこと。
- 三 基金の額が基金事業等の実施状況その他の事情に照らして過大であると各省各庁の長が認めた場合又は各省各庁の長が定めた基金の廃止の時期が到来したことその他の事情により基金を廃止した場合は、速やかに、交付を受けた基金造成費補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付すべきこと。
- 四 前三号に掲げるもののほか、基金造成費補助金等の交付の目的を達成するため必要と認められる事項

（事情変更による決定の取消ができる場合）

第五条 法第十条第二項に規定する政令で定める特に必要な場合は、補助事業者等又は間接補助事業者等が補助事業等又は間接補助事業等を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないこと、補助事業等又は間接補助事業等に要する経費のうち補助金等又は間接補助金等によつてまかなわれる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により補助事業等又は間接補助事業等を遂行することができない場合（補助事業者等又は間接補助事業者等の責に帰すべき事情による場合を除く。）とする。

（決定の取消に伴う補助金等の交付）

第六条 法第十条第三項の規定による補助金等は、次に掲げる経費について交付するものとする。

- 一 補助事業等に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費
 - 二 補助事業等を行うため締結した契約の解除により必要となつた賠償金の支払に要する経費
- 2 前項の補助金等の額の同項各号に掲げる経費の額に対する割合その他その交付については、法第十条第一項の規定による取消に係る補助事業等についての補助金等に準ずるものとする。

(補助事業等の遂行の一時停止)

第七条 各省各庁の長は、法第十三条第二項の規定により補助事業等の遂行の一時停止を命ずる場合においては、補助事業者等が当該補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合させるための措置を各省各庁の長の指定する期日までにとらないときは、法第十七条第一項の規定により当該補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消す旨を、明らかにしなければならない。

(国の会計年度終了の場合における実績報告)

第八条 法第十四条後段の規定による補助事業等実績報告書には、翌年度以降の補助事業等の遂行に関する計画を附記しなければならない。ただし、その計画が当該補助金等の交付の決定の内容及びなつた計画に比して変更がないときは、この限りでない。

(補助金等の返還の期限の延長等)

第九条 法第十八条第三項の規定による補助金等の返還の期限の延長又は返還の命令の全部若しくは一部の取消は、補助事業者等の申請により行うものとする。

- 2 補助事業者等は、前項の申請をしようとする場合には、申請の内容を記載した書面に、当該補助事業等に係る間接補助金等の交付又は融通の目的を達成するためとつた措置及び当該補助金等の返還を困難とする理由その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて、これを各省各庁の長（日本中央競馬会、国立研究開発法人情報通信研究機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人日本学生支援機構、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所又は国立研究開発法人日本医療研究開発機構の補助金等に関しては、これらの理事長とし、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の補助金等に関しては、その機構長とする。次項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）、第十三条第四号及び第五号並びに第十四条第一項第二号において同じ。）に提出しなければならない。
- 3 各省各庁の長は、法第十八条第三項の規定により補助金等の返還の期限の延長又は返還の命令の全部若しくは一部の取消をしようとする場合には、財務大臣に協議しなければならない。
- 4 日本中央競馬会、国立研究開発法人情報通信研究機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人日本学生支援機構、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所若しくは国立研究開発法人日本医療研究開発機構の理事長又は独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の機構長は、法第十八条第三項の規定により補助金等の返還の期限の延長又は返還の命令の全部若しくは一部の取消をしようとする場合には、前項の規定にかかわらず、日本中央競馬会又は独立行政法人農畜産業振興機構にあつては農林水産大臣、国立研究開発法人日本医療研究開発機構にあつては内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣及び経済産業大臣、国立研究開発法人情報通信研究機構にあつては総務大臣、独立行政法人国際協力機構又は独立行政法人国際交流基金にあつては外務大臣、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本学生支援機構又は独立行政法人大学改革支援・学位授与機構にあつては文部科学大臣、独立行政法人福祉医療機構又は国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所にあつては厚生労働大臣、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構又は独立行政法人中小企業基盤整備機構にあつては経済産業大臣、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構にあつては国土交通大臣、独立行政法人環境再生保全機構にあつては環境大臣の承認を受けなければならない。
- 5 農林水産大臣、内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、国土交通大臣又は環境大臣は、前項の承認をしようとする場合には、財務大臣に協議しなければならない。

(加算金の計算)

第十条 補助金等が二回以上に分けて交付されている場合における法第十九条第一項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金等は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額をこえるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

- 2 法第十九条第一項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者等の納付した金額が返還を命ぜられた補助金等の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金等の額に充てられたものとする。

(延滞金の計算)

第十一条 法第十九条第二項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた補助金等の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(加算金又は延滞金の免除)

第十二条 第九条の規定は、法第十九条第三項の規定による加算金又は延滞金の全部又は一部の免除について準用する。この場合において、第九条第二項中「当該補助事業等に係る間接補助金等の交付又は融通の目的を達成するため」とあるのは、「当該補助金等の返還を遅延させないため」と読み替えるものとする。

(処分を制限する財産)

第十三条 法第二十二条に規定する政令で定める財産は、次に掲げるものとする。

- 一 不動産
- 二 船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック
- 三 前二号に掲げるものの従物
- 四 機械及び重要な器具で、各省各庁の長が定めるもの
- 五 その他各省各庁の長が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて定めるもの

(財産の処分の制限を適用しない場合)

第十四条 法第二十二条ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 補助事業者等が法第七条第二項の規定による条件に基き補助金等の全部に相当する金額を国に納付した場合
 - 二 補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して各省各庁の長が定める期間を経過した場合
- 2 第九条第三項から第五項までの規定は、前項第二号の期間を定める場合について準用する。

(不服の申出手続)

第十五条 法第二十五条第一項の規定により不服を申し出ようとする者は、当該不服の申出に係る処分の通知を受けた日（処分について通知がない場合においては、処分があつたことを知つた日）から三十日以内に、当該処分の内容、処分を受けた年月日及び不服の理由を記載した不服申出書に参考となるべき書類を添えて、これを当該処分をした各省各庁の長（法第二十六条第一項の規定により当該処分を委任された機関があるときは当該機関とし、同条第二項の規定により当該処分を行うこととなつた都道府県の知事又は教育委員会があるときは当該知事又は教育委員会とする。以下この条において同じ。）に提出しなければならない。

- 2 各省各庁の長は、通信、交通その他の状況により前項の期間内に不服を申し出なかつたことについてやむを得ない理由があると認める者については、当該期間を延長することができる。
- 3 各省各庁の長は、第一項の不服の申出があつた場合において、その申出の方式又は手続に不備があるときは、相当と認められる期間を指定して、その補正をさせることができる。

芸術文化振興基金への御案内

芸術文化振興基金は、国の出資金と企業等からの寄附金を原資として創設され、我が国の文化芸術活動に助成し芸術文化の振興普及に寄与しています。

この基金の創設にあたり、その趣旨に御賛同の上、多額の御寄附をいただいた企業等は次のとおりです。御支援に深く感謝申し上げます。

支援企業グループ

建 設

青木あすなろ建設(株)
(株)安藤・間
(株)大林組
鹿島建設(株)
(株)熊谷組
佐藤工業(株)
清水建設(株)
積水ハウス(株)
大成建設(株)
(株)竹中工務店
戸田建設(株)
飛鳥建設(株)
西松建設(株)
(株)長谷工コーポレーション
(株)フジタ
前田建設工業(株)

食 品

アサヒグループホールディングス(株)
味の素(株)
キッコーマン(株)
麒麟ホールディングス(株)
サッポロホールディングス(株)
サントリーホールディングス(株)
雪印メグミルク(株)

織 維

東洋紡(株)
東レ(株)
(株)ワコールホールディングス

パルプ・紙

王子ホールディングス(株)
日本製紙(株)

化学・医薬

花王(株)
(株)資生堂

昭和電工(株)

積水化学工業(株)

第一三共(株)

三菱ケミカル(株)

石油・鉄鋼

出光興産(株)

日本製鉄(株)

機械・精密機械

日本精工(株)

HOYA(株)

(株)リコー

電気機器

沖電気工業(株)

キヤノン(株)

コニカミノルタ(株)

(株)JVCケンウッド

シャープ(株)

ソニー(株)

TDK(株)

(株)東芝

日本コロムビア(株)

日本アイ・ビー・エム(株)

日本電気(株)

パイオニア(株)

パナソニック(株)

(株)日立製作所

富士通(株)

三菱電機(株)

(株)村田製作所

輸送用機器

トヨタ自動車(株)

日産自動車(株)

本田技研工業(株)

三菱重工業(株)

楽 器

(株)河合楽器製作所

ヤマハ(株)

印 刷

大日本印刷(株)

凸版印刷(株)

百貨店

(株)高島屋

(株)三越伊勢丹ホールディングス

銀 行

(株)新生銀行

(株)みずほ銀行

みずほ信託銀行(株)

(株)三井住友銀行

三井住友信託銀行(株)

(株)三菱UFJ銀行

三菱UFJ信託銀行(株)

(株)横浜銀行

(株)りそな銀行

証 券

SMBC日興証券(株)

(株)大和証券グループ本社

野村證券(株)

みずほ証券(株)

三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)

山一証券(株)

保 険

アクサ生命保険(株)

朝日生命保険相互会社

ジブラルタ生命保険(株)

住友生命保険相互会社

損害保険ジャパン(株)

第一生命保険(株)

大樹生命保険(株)

大同生命保険(株)

太陽生命保険(株)

T&Dフィナンシャル生命保険(株)

東京海上日動火災保険(株)

日本生命保険相互会社

富国生命保険相互会社

三井住友海上火災保険(株)

明治安田生命保険相互会社

不 動 産

住友不動産(株)

東急不動産(株)

三井不動産(株)

三菱地所(株)

輸 送

カトーレック(株)

全日本空輸(株)

東急(株)

日本航空(株)

観 光

(株)JTB

藤田観光(株)

出 版

(株)講談社

(株)小学館

広 告

(株)電通

(株)博報堂

通信・その他

(公財)清栄会

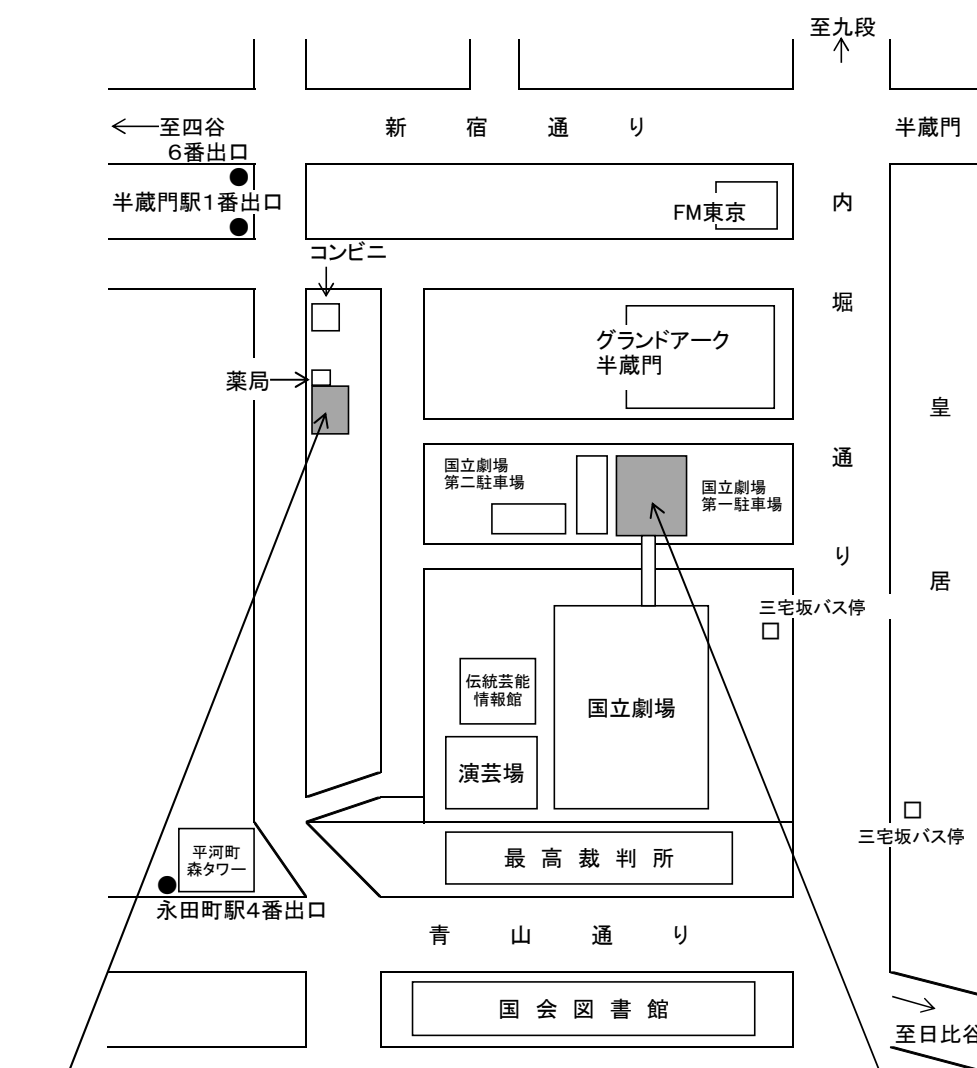
(公財)全国税理士共栄会文化財団

日本たばこ産業(株)

東日本電信電話(株)

(令和4年9月現在 順不同)

独立行政法人日本芸術文化振興会案内図



独立行政法人日本芸術文化振興会 基金部 芸術活動助成課(事務棟1階)

- ☆地下鉄／半蔵門駅(半蔵門線):1番出口又は6番出口から徒歩5分
永田町駅(有楽町線・半蔵門線・南北線):4番出口から徒歩7分
- ☆都バス／(晴海埠頭ー四ツ谷駅):三宅坂下車徒歩3分

独立行政法人日本芸術文化振興会 基金部 分室 地域文化助成課(US半蔵門ビル8階)

- ☆地下鉄／半蔵門駅(半蔵門線):1番出口又は6番出口から徒歩1分
永田町駅(有楽町線・半蔵門線・南北線):4番出口から徒歩7分

提出及びお問合せ先

【 住 所 】	〒102-8656 東京都千代田区隼町4-1 独立行政法人 日本芸術文化振興会 基金部 <u>芸術活動助成課</u> (「美術の創造普及活動」のみ下記) 〒102-0092 東京都千代田区隼町2-13 US半蔵門ビル8階 独立行政法人 日本芸術文化振興会 基金部 <u>地域文化助成課</u>		
【 電 話 番 号 】	音 楽	03-3265-6077、6213	
	舞 踊	03-3265-6192、6305	
	演 劇	03-3265-6045、6365	
	伝 統 芸 能	03-3265-6394、6338	
	美 術	03-5213-4175	
	多 分 野	03-3265-6045、6178	
【 e - m a i l 】	geijutsu-nt@ntj.jac.go.jp (芸術活動助成課) chiiki-nt@ntj.jac.go.jp (地域文化助成課)		
【 F A X 】	03-3265-7474 (芸術活動助成課)、03-3511-3454 (地域文化助成課)		
【 問 合 せ 時 間 】	午前10時～午後5時 (土・日・祝を除きます。)		